

令和 5 年 度
第 2 回
徳島地方最低賃金審議会

日 時	令和5年7月6日（木） 午後2時00分～
場 所	あわぎんホール4階会議室3・4 徳島市藍場町2丁目14番地

徳 島 労 働 局

次 第

- 1 徳島県最低賃金の改正決定諮問及び徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問
- 2 徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置
- 3 あり方検討小委員会の審議結果報告
- 4 今後の審議日程

第2回 徳島地方最低賃金審議会

資料目次

資料番号・資料名	頁
1 第54期徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
令和5年度 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会委員名簿	2
令和4年度 徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会委員名簿	3
令和4年度 徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿	4
2 令和5年度 特定最低賃金の改正申出書の概要	5
特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	6
3 徳島県最低賃金の改正の推移と目安額、未満率、影響率等	7
四国各県の地域別最低賃金の推移	8
四国各県の特定最低賃金の推移	9
4 令和5年 月例経済報告(基調判断)	10
・月例経済報告(令和5年6月)	13
・徳島県金融経済概況(2023年6月12日)	23
・徳島経済レポート(2023年6月28日)	28
・職業安定業務統計速報(令和5年5月)	40
・徳島県内の倒産件数・負債総額の推移	47
・春季賃上げ回答妥結状況	49
5 令和5年度 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会議事要旨	50
・令和5年度 審議日程	51
・地方最低賃金審議会公開状況(令和4年度)	52
・徳島地方最低賃金審議会運用	53
6 業務改善助成金	54
・業務改善助成金リーフレット	55
・賃金引上げ特設ページ	59
・最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策リーフレット	60
・同上支援施策紹介マニュアル	64
・人材開発支援助成金リーフレット(制度の見直し)	89
・人材育成助成額加算—人材開発助成金リーフレット(助成額加算要件)	90

(資料目次 続き)

7 徳島地方最低賃金審議会運営規程	91
・ 同上 専門部会運営規程	93
・ 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程	95
・ 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)	97
・ 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定最低賃金)	98

<別途配付資料>

- 1 各諮問文 (写)
- 2 徳島県特定最低賃金改正の申出書 (写)
- 3 中央最低賃金審議会 (目安諮問) 資料
- 4 第1回目安に関する小委員会配付資料

第54期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

徳島労働局

区分	氏名 (50音順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	UAゼンセン徳島県支部主任
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日	令和5年4月1日	

令和5年度徳島県最低賃金のあり方に関する

検討小委員会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事

(各側 五十音順)

令和4年度徳島地方最低賃金審議会
徳島県最低賃金専門部会委員名簿

徳島労働局

区分	氏名 (50音字順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	さの みさこ 佐野 美佐子	徳島県社会保険労務士会名誉会長
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
オブザーバー委員	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社生活文化部長
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	こばやし みちのぶ 小林 通伸	徳島県商工会連合会副会長
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会業務執行理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和4年7月20日

備考：オブザーバー委員は、議決権を有しない。

(各側 五十音順)

令和4年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

徳島労働局

区分	造作材・台板・建築用組立材料製造業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	◎ 佐野美佐子	徳島県社会保険労務士会 名誉会長	◎ 撫養佳孝	一般社団法人徳島新聞社 生活文化部長	◎ 端村亮	弁護士
	○ 撫養佳孝	一般社団法人徳島新聞社 生活文化部長	○ 端村亮	弁護士	○ 段野聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授
	だん 段野聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	さ の 美佐子	徳島県社会保険労務士会 名誉会長	い な くら 稲倉典子	四国大学経営情報学部 准教授
労働者代表	え し ま 恵島美奈江	UAセンター徳島県支部 次長	かわぐち 川口誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	か が わ 賀川健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長
	み き 木裕子	全国一般徳島地方労働組合 書記次長	つじ 辻康晴	JAM光洋シーリングテクノ労働組合 執行委員長	き と 木戸敬一郎	大真空労働組合 執行委員
	やまもと 山本雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	はらうち 原内正敏	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	や と う 矢藤寿浩	PHC労働組合四国支部 書記次長
	た ま 玉置潔	那賀川林材工業協同組合 代表理事	あまの 天野多栄子	有限会社天野鉄工所 取締役	く め 久米智之	株式会社NDK 代表取締役
使用者代表	もと 本林隆行	本林家具株式会社 会長	い で 井出貴大	西精工株式会社	こ ばやし 小林通伸	徳島県商工会連合会 副会長
	わ き 脇田亮	徳島県経営者協会 専務理事	もり 森誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	み き 木一将	有限会社三木産業 代表取締役社長
任命年月日						
備考：◎部会長 ○部会長代理						
令和4年7月28日						

令和5年度 特定最低賃金の改正申出書の概要

特定最低賃金 件名 (申出内容)	造作材・合板・建築用 組立材料製造業最低 賃金 (改正)	はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業最低賃金 (改正)	電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低 賃金(改正)
労働組合 合意内容等	アルボレックス労働組 合 (6/16) <6/19> 117人	四国化工機労働組合 (6/1) <6/1> 324人	PHC労働組合四国地区 「4/1」 184人
(機関決定日) <合意書日付>	日新労働組合四国工場 支部 (6/20) <6/22> 77人	ジェイテクト労働組合 徳島支部 (5/17) <5/25> 860人	パナソニックエナジー労 働組合連合徳島支部 625人
「協定日」 [金額]	多田工業株式会社 (6/16) <6/16> 58人	JAM 光洋シーリングテ クノ労働組合 (5/25) <5/26> 246人	日亜化学共済会 (5/19) <6/5> 6,876人
人数	富士木材工業協同組合 (6/16) <6/20> 20人	全国一般労働組合ナカ テツ支部 (5/26) <5/26> 129人	
	原井林業株式会社 (6/16) <6/16> 36人	JAM ジェイテクトユニ オン (2018/1/1より休止中)	
申出受付日	R5/6/23	R5/6/23	R5/6/23
申出労働者数 (申出労働者 の占める割合)	合計 308 (48.7%)	合計 1,559 (39.4%)	合計 7,685 (83.4%)
産業従事者数 (適用労働者数) 事業所数	685 (633) 36 事業所	4,268 (3,958) 161 事業所	9,333 (9,218) 24 事業所
申出ケース	公正競争	公正競争	公正競争
申出必要者数	211	1,188	2,800
時間換算額 最も低いもの	記載なし	記載なし	1,123 円

(用語説明)

機関決定：労働組合において最低賃金改正の申し出を決定すること

合意書：労働組合と使用者の間において最低賃金改正の必要について合意をした労使協定書

金額付き協定書：企業内において最低賃金額を取り決めた労使協定書。月額、時間額双方が設定されている場合には時間額を記載

適用労働者数：平成28年総務省経済センサス基礎調査を基に、令和4年に実施した基礎調査の結果から推計した適用除外労働者数を減じた人数（令和5年1月 賃金室）

申出必要労働者数：適用労働者数の概ね3分の1

特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

令和5年1月

徳島労働局労働基準部賃金室

産 業 名	適用 使用者数	産業従事労働者数(人)※1 (特定最低賃金適用労働者数(人))※2
造作材・合板・建築用組立材料製造業	36	685 (633)
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	161	4,268 (3,958)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	24	9,333 (9,218)

※1 産業従事労働者数は、平成28年経済センサスを基礎資料としている。

※2 特定最低賃金適用労働者数(カッコ内)については、産業従事労働者数から「令和4年最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき推計した適用除外労働者数を減じた人数で、各産業別最低賃金の適用労働者数にあたる。

徳島県最低賃金の改正の推移と目安額、未満率、影響率等

(平成21～令和4年度)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	
県最賃	改正前時間額	632円	633円	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円
	改正後時間額	633円	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円
	引上額	1円	12円	2円	7円	12円	13円	16円	21円	24円	26円	27円	3円	28円	31円
	引上率	0.16%	1.90%	0.31%	1.08%	1.83%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.51%	3.52%	0.38%	3.52%	3.76%
	目安額	—	10円	1円	4円	10円	13円	16円	21円	24円	25円	26円	—	28円	30円
	目安率	—	1.58%	0.16%	0.62%	1.53%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.38%	3.39%	—	3.52%	3.64%
	引上額-目安額	—	2円	1円	3円	2円	0円	0円	0円	0円	1円	1円	—	0円	1円
	未満率	0.54%	1.27%	0.80%	1.54%	1.22%	1.26%	1.40%	1.34%	2.06%	1.49%	0.97%	1.63%	1.18%	1.92%
	影響率	0.67%	2.45%	0.93%	2.54%	2.17%	2.55%	3.00%	6.88%	5.60%	7.34%	8.75%	5.08%	11.71%	16.43%
	造作材等	改正前時間額	769円	770円	773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円
改正後時間額		770円	773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円	876円
引上額		1円	3円	2円	5円	8円	10円	12円	14円	16円	17円	16円	2円	1円	—
引上率		0.13%	0.39%	0.26%	0.65%	1.03%	1.27%	1.50%	1.73%	1.94%	2.02%	1.87%	0.23%	0.11%	—
地域引上との差		0円	-9円	0円	-2円	-4円	-3円	-4円	-7円	-8円	14円	-11円	-11円	-27円	—
未満率		8.33%	8.28%	8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	7.77%	11.61%	10.14%	11.19%	3.02%	5.77%	—
影響率		8.50%	8.28%	8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	10.68%	17.00%	12.60%	11.89%	3.81%	6.85%	—
一般機械器具	改正前時間額	789円	791円	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円
	改正後時間額	791円	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円
	引上額	2円	6円	4円	6円	9円	11円	13円	17円	20円	23円	25円	3円	17円	32円
	引上率	0.25%	0.76%	0.50%	0.75%	1.12%	1.35%	1.57%	2.02%	2.33%	2.62%	2.78%	0.32%	1.83%	3.39%
	地域引上との差	1円	-6円	2円	-1円	-3円	-2円	-3円	-4円	-4円	20円	-2円	0円	-11円	1円
	未満率	4.74%	2.63%	5.31%	4.41%	9.17%	6.21%	7.40%	7.04%	6.27%	7.47%	7.80%	7.40%	3.81%	2.89%
	影響率	4.98%	3.33%	5.54%	5.30%	9.67%	6.73%	9.82%	9.32%	9.27%	12.00%	11.66%	10.89%	7.69%	8.86%
電気機械器具	改正前時間額	743円	746円	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円
	改正後時間額	746円	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円
	引上額	3円	7円	6円	7円	11円	15円	13円	17円	19円	21円	23円	3円	23円	31円
	引上率	0.40%	0.94%	0.80%	0.92%	1.44%	1.93%	1.64%	2.11%	2.31%	2.50%	2.67%	0.34%	2.59%	3.40%
	地域引上との差	2円	-5円	4円	0円	-1円	2円	-3円	-4円	-5円	18円	-4円	0円	-5円	0円
	未満率	9.50%	6.11%	7.62%	8.43%	9.46%	8.76%	2.81%	8.86%	12.32%	10.83%	7.89%	4.99%	1.99%	19.71%
	影響率	12.20%	7.93%	12.96%	14.27%	15.62%	22.94%	10.57%	18.95%	23.95%	22.29%	24.09%	9.72%	22.15%	35.69%

備 1) 算出は小数点以下第3位を四捨五入している。
考 2) 未満率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合
考 3) 影響率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合

四国各県の地域別最低賃金の推移(平成7年度～令和4年度)

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
H7	日 額	4,485	2.28	4,497	2.48	4,486	2.28	4,483	2.28
	時間額	563	2.36	565	2.73	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,581	2.14	4,599	2.27	4,582	2.14	4,578	2.12
	時間額	574	1.95	577	2.12	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,684	2.25	4,709	2.39	4,685	2.25	4,680	2.23
	時間額	588	2.44	590	2.25	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,770	1.84	4,802	1.97	4,770	1.81	4,764	1.79
	時間額	597	1.53	602	2.03	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,813	0.90	4,849	0.98	4,813	0.90	4,807	0.90
	時間額	602	0.84	608	1.00	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,852	0.81	4,891	0.87	4,852	0.81	4,845	0.79
	時間額	607	0.83	613	0.82	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,885	0.68	4,926	0.72	4,885	0.68	4,878	0.68
	時間額	611	0.66	618	0.81	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	—	廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	611	0.00	618	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	611	0.00	619	0.16	611	0.00	611	0.00
16	時間額	612	0.16	620	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	615	0.49	625	0.81	614	0.33	613	0.33
18	時間額	617	0.33	629	0.64	616	0.33	615	0.33
19	時間額	625	1.30	640	1.75	623	1.14	622	1.14
20	時間額	632	1.12	651	1.72	631	1.28	630	1.29
21	時間額	633	0.16	652	0.15	632	0.16	631	0.16
22	時間額	645	1.90	664	1.84	644	1.90	642	1.74
23	時間額	647	0.31	667	0.45	647	0.47	645	0.47
24	時間額	654	1.08	674	1.05	654	1.08	652	1.09
25	時間額	666	1.83	686	1.78	666	1.83	664	1.84
26	時間額	679	1.95	702	2.33	680	2.10	677	1.95
27	時間額	695	2.36	719	2.42	696	2.35	693	2.36
28	時間額	716	3.02	742	3.20	717	3.02	715	3.17
29	時間額	740	3.35	766	3.23	739	3.07	737	3.08
30	時間額	766	3.51	792	3.39	764	3.38	762	3.39
R元	時間額	793	3.52	818	3.28	790	3.40	790	3.67
2	時間額	796	0.38	820	0.24	793	0.38	792	0.25
3	時間額	824	3.52	848	3.41	821	3.53	820	3.54
4	時間額	855	3.76	878	3.54	853	3.90	853	4.02

四国各県の特定最低賃金の推移

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	779	10	780	10	770	10	-	
20	時間額	789	10	791	11	779	9	-	
21	時間額	791	2	794	3	781	2	-	
22	時間額	797	6	801	7	788	7	-	
23	時間額	801	4	806	5	792	4	-	
24	時間額	807	6	813	7	798	6	-	
25	時間額	816	9	823	10	807	9	-	
26	時間額	827	11	836	13	820	13	-	
27	時間額	840	13	850	14	835	15	-	
28	時間額	857	17	869	19	856	21	-	
29	時間額	877	20	890	21	877	21	-	
30	時間額	900	23	915	25	902	25	-	
R元	時間額	925	25	940	25	927	25	-	
2	時間額	928	3	943	3	930	3		
3	時間額	945	17	970	27	957	27	-	
4	時間額	977	32	1,000	30	963	6	-	

電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	733	11	733	11	732	11	721	10
20	時間額	743	10	743	10	742	10	730	9
21	時間額	746	3	746	3	745	3	731	1
22	時間額	753	7	753	7	753	8	738	7
23	時間額	759	6	759	6	760	7	738	0
24	時間額	766	7	767	8	767	7	741	3
25	時間額	777	11	777	10	778	11	745	4
26	時間額	792	15	790	13	792	14	750	5
27	時間額	805	13	805	15	808	16	756	6
28	時間額	822	17	822	17	829	21	766	10
29	時間額	841	19	841	19	849	20	776	10
30	時間額	862	21	862	21	870	21	788	12
R元	時間額	885	23	883	21	892	22	793	5
2	時間額	888	3	886	3	895	3	793	0
3	時間額	911	23	913	27	921	26	793	0
4	時間額	942	31	942	29	947	26	793	0

注：徳島県、香川県、愛媛県は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。
高知県は、電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業。

令和5年 月例経済報告（基調判断）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
	<p>景気は、このところ一部弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。</p> <p>個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、このところ弱含んでいる。生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。</p> <p>先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。</p>	<p>景気は、このところ一部弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。</p> <p>個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、このところ弱含んでいる。生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。</p> <p>先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。</p>	<p>景気は、一部弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。</p> <p>個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、弱含んでいる。生産は、このところ弱含んでいる。企業収益は、総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかにこなっている。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。</p> <p>先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。</p>	<p>景気は、緩やかに回復している。個人消費は、持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、底堅い動きとなっている。生産は、持ち直しの兆しがみられる。企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。消費者物価は、上昇している。</p> <p>先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融緩和が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。</p>	<p>景気は、緩やかに回復している。個人消費は、持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、底堅い動きとなっている。生産は、持ち直しの兆しがみられる。企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。消費者物価は、上昇している。</p> <p>先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融緩和が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。</p>	
	<p>景気は、このところ一部弱さがみられるものの、基調としては持ち直している。</p> <p>設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の所得改善に向かっている。</p>	<p>景気は、このところ一部弱さがみられるものの、基調としては持ち直している。</p> <p>設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の所得改善に向かっている。</p>	<p>景気は、一部弱さがみられるものの、基調としては持ち直している。</p> <p>設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の所得改善に向かっている。</p>	<p>景気は、一部弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。</p> <p>設備投資は増加している。個人消費は緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の業況感には、悪化している。</p>	<p>景気は、緩やかに回復している。個人消費は増加している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の所得改善に向かっている。</p> <p>設備投資は増加している。個人消費は緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の業況感には、悪化している。</p>	
徳島県金融経済概況	<p>県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。</p> <p>設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の所得改善に向かっている。</p>	<p>県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。</p> <p>設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の所得改善に向かっている。</p>	<p>県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。</p> <p>設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の業況感には、悪化している。</p>	<p>県内の景気は、生産が横ばい、圏内の動きとなることで、全体としては緩やかに持ち直している。</p> <p>設備投資は増加している。個人消費は緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の業況感には、悪化している。</p>	<p>県内の景気は、緩やかに持ち直している。</p> <p>設備投資は増加している。個人消費は緩やかに持ち直している。住宅投資は横ばい、圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用の業況感には、悪化している。</p>	
徳島経済レポート	<p>景気はやや持ち直し傾向にある。</p> <p>景況をみると、小売りは前年をやや上回って推移し、宿泊・旅行も動きが見られるなど、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化などに注視が必要である。</p>	<p>景気はやや持ち直し傾向にある。</p> <p>景況をみると、生産に鈍い動きがみられるが、小売り・宿泊・旅行も前年を上回って推移するなど、景気はやや持ち直しの傾向にある。消費を中心にアフターコロナの兆しがみられ始めている一方、種々の値上げによる動向の変化などに注視が必要である。</p>	<p>景気は一部弱さがみられるが、総じて持ち直し傾向にある。</p> <p>景況をみると、生産の一部が弱く動きがみられるが、小売・宿泊・旅行も前年を上回って推移している。総じてみると景気は持ち直しの傾向にある。消費を中心にアフターコロナの兆しがみられ始めている一方、種々の値上げによる動向の変化などに注視が必要である。</p>	<p>景気は一部弱さがみられるが、総じて持ち直し傾向にある。</p> <p>景況をみると、生産の一部が弱く動きがみられるが、小売・宿泊・旅行も前年を上回って推移している。総じてみると景気は持ち直しの傾向にある。消費をわずかに引き上げた。消費を中心にアフターコロナの動きがみられる一方、物価上昇による動向の変化などに注視が必要である。</p>	<p>総じて持ち直し傾向にある。</p> <p>景況をみると、生産の一部が弱さがみられるが、小売・宿泊・旅行も前年を上回って推移している。景気は「総じて持ち直し傾向にある」を維持した。消費を中心にアフターコロナの動きがみられる一方、物価上昇による動向の変化などに注視が必要である。</p>	

令和4年 月例経済報告（基調判断）

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。
	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直しの動きがみられる。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直しの動きがみられる。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。
	先行きについては、感染対策の万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が弱めの中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等二十分注意する必要がある。	先行きについては、感染対策の万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が弱めの中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等二十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響二十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響二十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響二十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響二十分注意する必要がある。
徳島県金融経済概況	県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は持ち直しつつある。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は弱めとなっている。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢は、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も横ばいとなっている。	県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、一部に感染症再拡大の影響がみられるものの、基調としては持ち直しつつある。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は弱めとなっている。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢は、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も横ばいとなっている。	県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、一部に感染症再拡大の影響がみられるものの、基調としては持ち直しつつある。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は弱めとなっている。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も横ばいとなっている。	県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きがみられる。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も横ばいとなっている。	県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きがみられる。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も横ばいとなっている。	県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一般している。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も、非製造業を中心に改善している。
徳島経済レポート	景気は持ち直し傾向が続くものの、一部で鈍化がみられる。 景気は、持ち直し傾向が続くものの、足元でのコロナウイルス感染拡大による消費意欲の低下、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇を背景として、一部で鈍化がみられる。	景気は概ね横ばいの状況にある。 景気は雇用情勢の改善や旅行・宿泊などで動きがあったものの、足元でのコロナウイルス感染拡大による消費意欲の低下、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇を背景として、個人消費に勢いがみられず、景気は概ね横ばいとなった。	景気は概ね横ばいの状況にある。 景況をみると、宿泊・旅行などで動きがあったものの、第7波感染拡大による消費意欲の低下、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇を背景として、個人消費に勢いがみられず、景気は概ね横ばいとなった。	景気はやや持ち直し傾向にある。 景況をみると、人流が増加していることを主因として、小売・宿泊・旅行ご動きがみられ、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化やコロナウイルスの感染拡大に注視が必要である。	景気はやや持ち直し傾向にある。 景況をみると、人流増加などにより、小売・宿泊・旅行ご動きがみられ、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化やコロナウイルスの感染拡大に注視が必要である。	景気はやや持ち直し傾向にある。 景況をみると、人流増加などにより、小売・宿泊・旅行ご動きがみられ、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化やコロナウイルスの感染拡大に注視が必要である。

月例経済報告

(令和5年6月)

－景気は、緩やかに回復している。－

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

令和5年6月22日

内閣府

[参考]先月からの主要変更点

	5 月月例	6 月月例
基調判断	景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。
政策態度	<p>足下の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行する。</p> <p>賃上げ等の前向きな動きを拡大し、賃金と物価の安定的な好循環につなげるとともに、グリーン、イノベーションを始めとする計画的で重点的な官民連携投資の拡大を進め、「成長と分配の好循環」の実現に向けて取り組む。</p> <p>今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っている。</p> <p>このため、「経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）」等を6月に取りまとめる。</p> <p>日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p>	<p>6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。</p> <p>「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。</p> <p>賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。</p> <p>日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p> <p>こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。</p>

	5 月月例	6 月月例
個人消費	持ち直している	持ち直している
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している
輸出	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
輸入	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しの兆しがみられる	持ち直しの兆しがみられる
企業収益	総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている	総じてみれば緩やかに改善している
業況判断	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	持ち直している	このところ改善の動きがみられる
国内企業物価	このところ横ばいとなっている	このところ緩やかに下落している
消費者物価	上昇している	上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和5年6月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、底堅い動きとなっている。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(政策の基本的態度)

6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直している。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「家計調査」(4月)では、実質消費支出は前月比1.3%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」(4月)では、小売業販売額は前月比1.1%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、下げ止まっている。また、消費者マインドは、持ち直している。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、緩やかに増加している。家電販売は、このところ弱い動きとなっている。旅行は、持ち直している。外食は、緩やかに持ち直している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直しが続くことが期待される。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」(1-3月期調査、含むソフトウェア)でみると、2023年1-3月期は前期比2.3%増となった。業種別にみると、製造業は同4.8%増、非製造業は同1.0%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給(国内向け出荷及び輸入)は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」(3月調査)及び「法人企業景気予測調査」(4-6月期調査)によると、全産業の2023年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業に過剰感がみられるものの、全体では不足感がみられる。先行指標をみると、機械受注及び建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、堅調な企業収益等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、このところ弱含んでいる。貸家の着工は、底堅い動きとなっている。分譲住宅の着工は、底堅い動きとなっているものの、4月の共同建は、例年の水準を大きく下回った。総戸数は、4月は前月比12.1%減の

年率 77.1 万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比 2.9%増、5月の公共工事請負金額は同 3.0%増、4月の公共工事受注額は同 8.2%減となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和4年度一般会計予算では、補正予算において約 2.0 兆円の予算措置を講じており、補正後は前年度比 0.0%増としている。また、令和5年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比 0.0%増としている。さらに、令和5年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比 0.0%としている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、底堅い動きとなっている。輸入は、おおむね横ばいとなっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、底堅い動きとなっている。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEU向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。その他地域向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、底堅く推移することが見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクに留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、次第に持ち直していくことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

4月の貿易収支は、輸出金額が増加し、輸入金額が減少したことから、赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、黒字に転じた。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

鉱工業生産は、持ち直しの兆しがみられる。鉱工業生産指数は、4月は前月比 0.7%増となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比 0.1%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同 1.9%増、6月は同 1.2%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は持ち直している。生産用機械はおおむね横ばいとなっている。電子部品・デバイスは減少している。

生産の先行きについては、海外景気の下振れ等による影響に注意

する必要はあるが、持ち直しに向かうことが期待される。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、緩やかに持ち直している。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。「法人企業統計季報」（1－3月期調査）によると、2023年1－3月期の経常利益は、前年比4.3%増、前期比6.2%増となった。業種別にみると、製造業が前年比15.7%減、非製造業が同17.2%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比0.5%減、中小企業が同16.8%増となった。「日銀短観」（3月調査）によると、2023年度の売上高は、上期は前年比1.5%増、下期は同0.8%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比5.7%減、下期は同1.0%増が見込まれている。

企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。「日銀短観」（3月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で低下した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（5月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、増加がみられる。4月は610件の後、5月は706件となった。負債総額は、4月は2,038億円の後、5月は2,787億円となった。

雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

完全失業率は、4月は前月比0.2%ポイント低下し、2.6%となった。労働力人口及び完全失業者数は減少し、就業者数は増加した。

就業率はこのところ改善の動きがみられる。新規求人数及び有効求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。民間職業紹介における求人動向は持ち直している。製造業の残業時間は増加した。

賃金をみると、定期給与はこのところ増加している。現金給与総額は緩やかに増加している。実質総雇用者所得は、下げ止まっている。

「日銀短観」（3月調査）によると、企業の雇用人員判断DIは、3月調査で-32と、12月調査（-31）から1ポイント不足超幅が拡大している。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。5月の国内企業物価は、前月比0.7%下落した。輸入物価（円ベース）は、下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、政策等による特殊要因を除くベースで、上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.5%上昇した。前年比では連鎖基準で4.3%上昇し、固定基準で4.1%上昇した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.4%上昇し、前年比では連鎖基準で4.1%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.5%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、5月は、前月比0.1%ポイント下落し、93.1%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、当面、上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.07%台から-0.02%台で推移した。ユーロ円金利（3か月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.3%台から0.4%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比3.8%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 1.1%（5月）減少した。M2は、前年比 2.7%（5月）増加した。

（※ 5/26～6/20 の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

2023年1－3月期のGDP成長率（第2次推計値）は、住宅投資は減少したが、個人消費や設備投資が増加し、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。

足下をみると、消費は緩やかに増加している。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅着工はおおむね横ばいとなっている。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業景況感は低下している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率はおおむね横ばいで推移している。貿易面では、財輸出はおおむね横ばいとなっている。

6月13日～14日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を5.00%から5.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。

韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は緩やかに回復している。

中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.5%増となった。消費は持ち直している。固定資産投資はこのところ伸びが低下している。輸出は持ち直しの動きに足踏みがみられる。生産は持ち直しの動きがみら

れる。消費者物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。台湾では、景気は減速している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.9%減となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.0%増となった。タイでは、景気はこのところ持ち直している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.7%増となった。

インドでは、景気は緩やかに回復している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で6.1%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

英国では、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.1%減（年率0.4%減）となった。消費はおおむね横ばいとなっている。機械設備投資は持ち直している。生産は横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出は持ち直しに足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%減（年率1.3%減）となった。

英国では、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.1%増（年率0.5%増）となった。消費は弱含んでいる。設備投資はこのところ持ち直している。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出はおおむね横ばいとなっている。失業率はおおむね横ばいとなっている。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、6月15日の理事会で、政策金利を4.00%に引き上げることを選定した。イングランド銀行は、5月10日の金融政策委員会で、政策金利を4.50%に引き上げることを選定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばいで推移した。

短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、ドイツではおおむね横ばいで推移、英国では大幅に上昇した。ドルは、ユーロに対しておおむね横ばいで推移、ポンドに対して減価、円に対して増価した。原油価格（WTI）は、おおむね横ばいで推移、金価格はやや下落した。

(本件に関する照会先)

日本銀行徳島事務所 088-622-3126

2023年6月12日

日本銀行高松支店

徳島事務所

徳島県金融経済概況

1. 概況

- 徳島県内の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は持ち直している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2022年度は、前年を下回る見込みながら高水準となっている。2023年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直している。

大型小売店の売上は、持ち直している。

乗用車販売は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、引き続き持ち直した。

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

公共投資は、持ち直しの動きが一服している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、緩やかに増加している。パルプ・紙・紙加工品は、持ち直しの動きがみられる。はん用・生産用機械、金属製品は、横ばい圏内の動きとなっている。食料品は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。電気機械は、弱含んでいる。輸送機械は、弱めの動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%台前半のプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月から伸び率は横ばいとなった。

貸出約定平均金利（3月）は、前月から横ばいとなった。

- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が縮小した。

- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、低水準となっている。

以 上

	個人消費関連									
	百貨店・スーパー販売額 全店ベース(前年比:%)			乗用車新車登録台数 (前年比:%)			軽自動車新車届出台数 (前年比:%)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年*	-1.2	-0.7	-5.4	-5.5	-9.5	-8.7	-5.6	-8.8	-5.3	
2021年*	-1.2	-7.5	0.9	-11.0	-12.2	-8.4	-14.4	-16.7	-13.3	
2022年*	1.1	4.0	3.8	3.9	4.4	2.4	11.0	7.6	7.7	
22/	5	1.6	4.5	9.1	-10.0	-13.7	-17.8	-17.2	-17.8	-21.1
	6	0.0	1.4	1.9	-4.7	-13.5	-14.3	-9.4	0.7	-0.1
	7	-1.6	3.6	3.3	-4.4	-14.2	-12.2	-3.2	2.1	4.8
	8	1.7	3.2	4.3	-14.4	-12.4	-12.1	-6.7	-17.0	-9.4
	9	2.2	4.8	4.7	29.1	30.0	24.7	37.8	27.2	29.9
23/	10	2.0	4.6	4.9	25.9	24.4	23.6	46.8	35.6	37.2
	11	0.5	4.1	3.0	-4.8	-3.5	2.2	13.3	4.1	11.9
	12	3.1	7.0	4.1	-10.0	-5.2	-5.5	22.4	6.6	16.5
	1	3.8	5.7	5.5	8.7	23.9	11.2	29.9	43.8	29.9
	2	2.9	4.9	5.2	32.1	35.5	28.1	25.5	33.2	13.8
	3	1.0	4.6	3.6	15.7	24.0	16.0	12.1	9.7	4.2
	4	p 2.8	p 5.8	p 5.2	20.0	24.7	25.8	8.6	9.5	6.3
	5					31.8				p 22.2
出所	経済産業省			日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会・ 四国運輸局						

	物価指数			雇用関連									
	消費者物価** (生鮮食品を除く総合) (前年比:%)			所定外労働時間指数*** (前年比:%)			常用雇用指数*** (前年比:%)			有効求人倍率****(季調済) (倍)			
	高松市	徳島市	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年	-0.4	-0.3	-0.2	-21.3	-13.7	-13.2	-1.3	2.0	1.0	1.42	1.16	1.18	
2021年	-0.4	-0.1	-0.2	13.7	16.6	5.1	-1.3	2.8	1.2	1.36	1.19	1.13	
2022年	1.9	1.8	2.3	6.2	-1.5	4.6	1.3	-0.8	0.9	1.51	1.27	1.28	
22/	4	2.0	1.7	2.1	12.5	5.4	5.7	0.2	-1.5	0.5	1.50	1.26	1.24
	5	1.9	1.5	2.1	11.2	1.1	5.2	0.5	-1.1	0.7	1.44	1.26	1.25
	6	1.8	1.7	2.2	14.5	3.6	5.0	1.5	-1.7	1.1	1.50	1.24	1.27
	7	1.9	2.0	2.4	4.0	-6.5	3.9	2.7	-0.8	1.1	1.50	1.29	1.28
	8	2.3	2.3	2.8	3.1	-9.0	3.1	2.8	-0.8	1.1	1.53	1.27	1.31
23/	9	2.6	2.4	3.0	2.0	-3.2	8.3	2.8	-0.7	1.2	1.53	1.29	1.32
	10	3.1	2.9	3.6	1.0	-4.1	6.9	2.9	-0.2	1.1	1.56	1.29	1.34
	11	3.2	3.0	3.7	1.0	-6.9	2.7	2.7	-0.2	1.1	1.56	1.31	1.35
	12	3.3	3.4	4.0	0.0	-7.2	1.7	3.6	-0.1	1.2	1.55	1.30	1.36
	1	3.0	3.2	4.2	-5.9	-8.9	1.1	3.5	2.1	1.6	1.52	1.22	1.35
	2	2.1	2.4	3.1	0.0	-7.7	2.1	4.2	2.3	1.8	1.48	1.21	1.34
	3	2.2	2.2	3.1	-1.8	-6.5	1.0	2.7	2.2	1.7	1.49	1.20	1.32
	4	2.3	2.3	3.4			p-1.9			p 1.7	1.43	1.25	1.32
出所	総務省			厚生労働省・香川県・徳島県									

(注) p・・・速報値

*・・・百貨店・スーパー販売額は前年比、乗用車新車登録台数および軽自動車新車届出台数は前年度比。

**・・・20/12月までは2015年基準、21/1月以降は2020年基準。

***・・・事業所規模5人以上、調査産業計。

21/12月までは2015年基準、22/1月以降は2020年基準。

****・・・年計数は原計数。

		鉱工業生産指数						
		(左：季調済前月比・右：原指数前年比：%)						
		香 川		徳 島		全 国		
2020年*		n. a.	-13.1	n. a.	-6.1	n. a.	-10.4	
2021年*		n. a.	1.6	n. a.	7.5	n. a.	5.6	
2022年*		n. a.	-3.2			n. a.	-0.1	
22/	4	5.2	0.3	5.3	-2.7	-1.5	-4.9	
	5	-5.5	-4.4	-7.3	-12.2	-7.5	-3.1	
	6	2.5	-6.4	12.4	5.0	9.2	-2.8	
	7	-0.3	-6.4	4.8	8.7	0.8	-2.0	
	8	1.6	-2.7	1.1	7.2	3.4	5.8	
	9	0.0	-4.6	-3.5	3.6	-1.7	9.6	
	10	-0.1	-2.0	-9.2	-5.9	-3.2	3.0	
	11	-1.9	-4.3	2.4	-4.2	0.2	-0.9	
	12	-9.0	-12.5	-4.9	-7.6	0.3	-2.4	
	23/	1	-1.0	-9.3	3.5	-4.1	-5.3	-3.1
		2	3.9	-7.0	-0.2	-6.6	4.6	-0.5
		3	p 0.6	p-4.8	p 2.0	p 4.4	1.1	-0.6
4						p-0.4	p-0.3	
出 所	経済産業省・香川県・徳島県							

		建 設 関 連						
		公共工事請負額			新設住宅着工戸数			
		(前年比：%)			(前年比：%)			
		香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年*		-1.4	11.3	2.3	-16.4	-13.8	-9.9	
2021年*		-3.6	-7.3	-8.6	20.5	-14.4	5.0	
2022年*		-1.0	-3.2	-0.4	-9.1	-10.7	0.4	
22/	4	-15.1	-21.6	-4.0	-10.0	8.1	2.4	
	5	45.2	-28.4	-10.3	-18.9	-8.1	-4.2	
	6	-33.2	-1.7	0.1	31.4	8.3	-2.2	
	7	-4.9	45.1	-7.0	-19.8	-24.5	-5.4	
	8	-3.0	-5.7	-0.1	-5.2	-29.7	4.6	
	9	-17.5	-14.5	2.4	9.8	2.3	1.1	
	10	9.5	-47.5	-1.9	-13.9	-33.0	-1.8	
	11	-25.5	6.5	-7.6	-41.8	-22.0	-1.4	
	12	-6.9	11.1	-8.4	-16.7	31.5	-1.7	
	23/	1	48.0	-3.9	-2.3	85.4	0.6	6.6
		2	2.5倍	94.8	52.2	2.3	18.4	-0.3
		3	-14.9	16.7	5.5	-8.1	19.4	-3.2
4		-5.6	22.2	1.9	-44.1	-18.3	-11.9	
出 所	西日本建設業保証(株)			国土交通省				

(注) p・・・速報値

*・・・鉱工業生産指数、新設住宅着工戸数は前年比、公共工事請負額は前年度比。

	金			融			
	実質預金 * (月末残高) (前年比: %)			貸出金 * (月末残高) (前年比: %)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年	8.0	6.7	9.4	5.5	5.2	5.7	
2021年	4.2	3.2	3.3	2.2	2.7	1.1	
2022年	1.1	0.5	2.9	3.8	2.2	3.9	
22/	4	3.4	2.1	2.8	1.7	2.0	1.5
	5	2.1	1.5	2.7	1.2	2.6	1.8
	6	3.9	1.6	2.8	2.8	2.8	2.5
	7	2.7	1.5	3.2	2.9	2.9	2.7
	8	2.6	1.5	3.0	3.3	3.0	3.1
	9	2.4	1.0	2.7	3.4	3.0	3.5
	10	2.2	0.9	3.1	3.1	3.1	3.8
	11	1.6	1.0	3.4	3.5	2.8	3.7
	12	1.1	0.5	2.9	3.8	2.2	3.9
	23/	1	1.4	0.9	3.2	4.1	2.1
2		1.3	1.4	3.1	4.7	2.1	4.0
3		0.8	1.6	3.2	3.8	1.9	3.7
4		0.5	0.7		3.5	1.9	
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	日本銀行高松支店		日本銀行	

	金 融			企業倒産件数				
	貸出約定平均金利** (総合、ストックベース、%)			(前年比: %)				
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国		
2020年	0.933	1.163	0.814	-41.2	16.2	-7.2		
2021年	0.902	1.116	0.795	5.4	-46.0	-22.4		
2022年	0.878	1.074	0.771	-30.7	18.5	6.6		
22/	5	0.878	1.094	0.787	50.0	0.0	11.0	
	6	0.881	1.092	0.784	-66.6	-75.0	0.9	
	7	0.877	1.088	0.784	-50.0	-40.0	3.7	
	8	0.875	1.087	0.779	-75.0	2.0倍	5.5	
	9	0.873	1.086	0.777	-50.0	-33.3	18.6	
	10	0.870	1.081	0.776	0.0	皆増	13.5	
	11	0.874	1.080	0.775	-33.3	2.0倍	13.9	
	12	0.878	1.074	0.771	75.0	0.0	20.2	
	23/	1	0.878	1.074	0.773	5.0倍	5.0倍	26.1
		2	0.878	1.072	0.774	2.0倍	-66.6	25.7
3		0.889	1.072	0.777	33.3	-50.0	36.4	
4					皆増	50.0	25.5	
5					33.3	66.6	34.7	
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	(株)東京商工リサーチ				

(注) * 実質預金・貸出金

- 香川・徳島…21/3月までは、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の県内店舗の合計額。
21/4月以降は、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額。
全国…国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の合計額。
全国は、日本銀行「預金・現金・貸出金」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp>>掲載)より当店算出。
- 銀行勘定。特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。

** 貸出約定平均金利(総合、ストックベース)

- 香川・徳島…県内に本店を置く地域銀行および信用金庫の全店舗。
- 全国は、日本銀行「貸出約定平均金利」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp>>掲載)の国内銀行の計数。
詳しくは、「貸出約定平均金利」の注釈をご参照ください。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。

最近の県内景況

総じて持ち直し傾向にある

概況

国内景気は緩やかに回復している。**県内景況**をみると、生産の一部に弱さがみられるが、小売・宿泊・旅行は前年を上回って推移している。景気は「総じて持ち直し傾向にある」を維持した。消費を中心にアフターコロナの動きがみられる一方、物価上昇による動向の変化などに注視が必要である。

生産 3月の鉱工業生産指数(季節調整済)は、100.0(前月比+2.0%)と前月を上回った。
個人消費(小売商況・自動車) 5月の小売商況は、人流がコロナ禍前に回復し、外出関連商品や肌着など季節ものが伸びたほか、食料品も堅調に推移し、全体の売上げは前年を上回った。自動車販売は、登録台数(含む軽)は前年比25.9%増の1,659台となった。

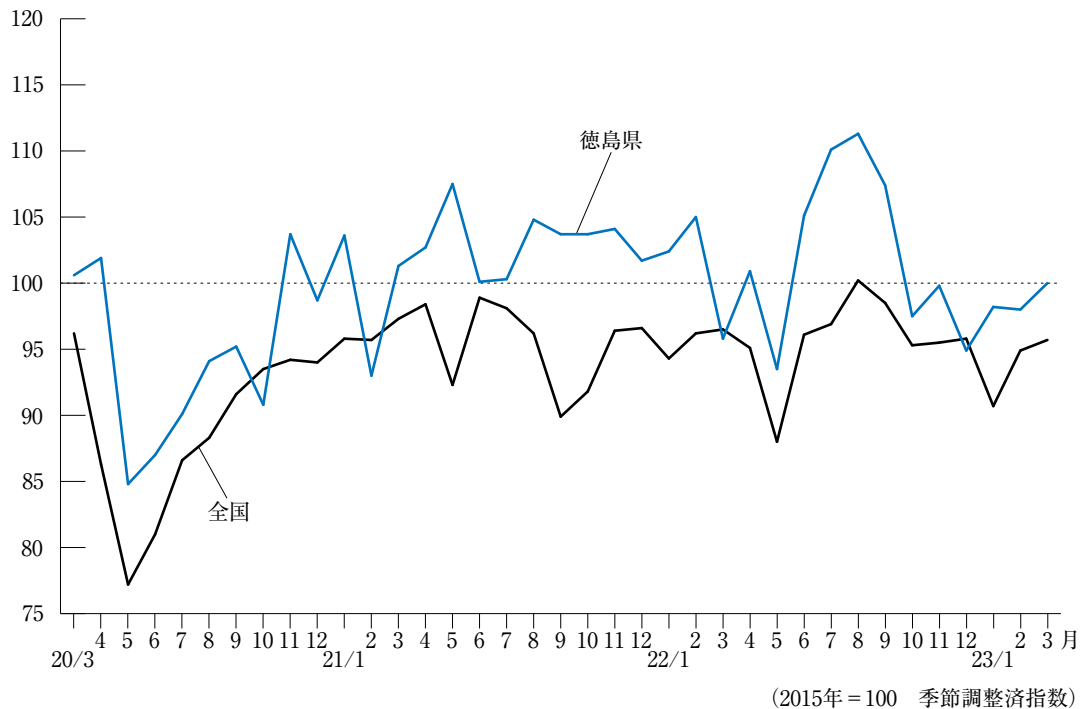
旅行・宿泊 5月の国内旅行は、コロナウイルスの「5類」移行で警戒感が薄れ、遠方の旅行が増加した。海外旅行はハネムーンや家族旅行が増加した。全体の取扱高は前年を上回った。宿泊は、GWや週末などを中心に旅行支援を利用した観光客が目立ち、稼働率、客室単価はともにコロナ禍前の水準を上回った。

公共工事 5月の請負件数は前年比15.5%増、請負金額は同62.2%増となった。

住宅投資 4月の新設住宅着工数(総戸数)は前年比18.3%減となった。2023年次累計(1月～4月)でみると前年同期比4.4%増となった。

雇用情勢 4月の有効求人倍率(季節調整済)は前月比0.05ポイント上昇した。

鉱工業生産指数（徳島県、全国）



徳島県（3月）

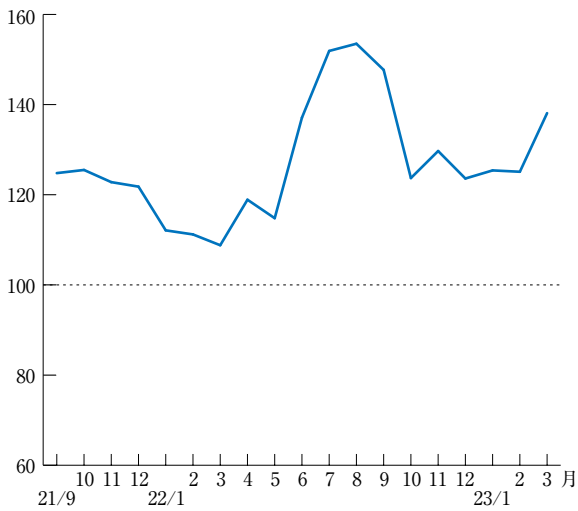
徳島県の3月（速報値）の鉱工業生産指数は、100.0（季節調整済）で前月比2.0%上昇、原指数は108.8で前年比4.4%上昇となった。

季節調整済指数の内訳をみると、前月比で上昇したのは全15業種のうち10業種で、はん用・生産用・業務用機械（38.6%）、窯業・土石製品（18.7%）、金属製品（18.1%）、化学（10.4%）など。一方、低下した業種は、輸送機械（35.4%）、電気機械（10.1%）、食料品・飲料・飼料（8.2%）など。

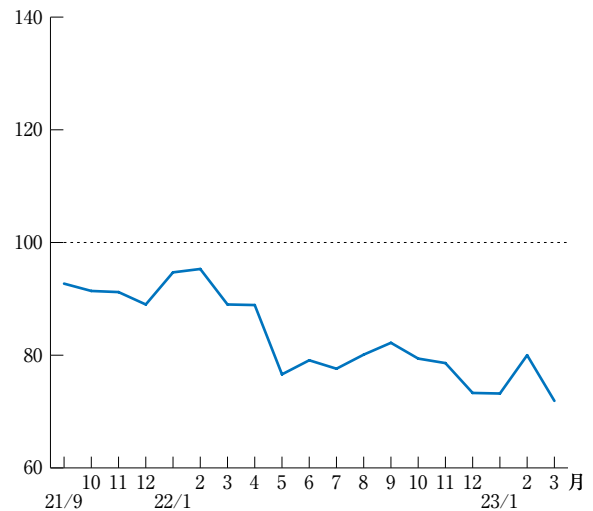
原指数の内訳をみると、前年比で上昇したのは全15業種のうち4業種で、はん用・生産用・業務用機械（29.6%）、化学（26.9%）、鉱業（11.1%）など。一方、低下した業種は、繊維（38.3%）、輸送機械（37.6%）、木材・木製品（36.9%）など。

業種別鉱工業生産指数 (カッコ内数字は、全体を 10,000 としたウエイト) (2015 年 =100 季節調整済指数)

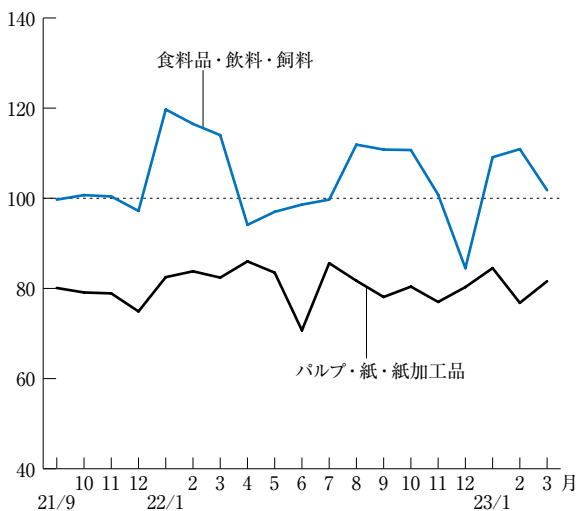
化学 (3,681.0)



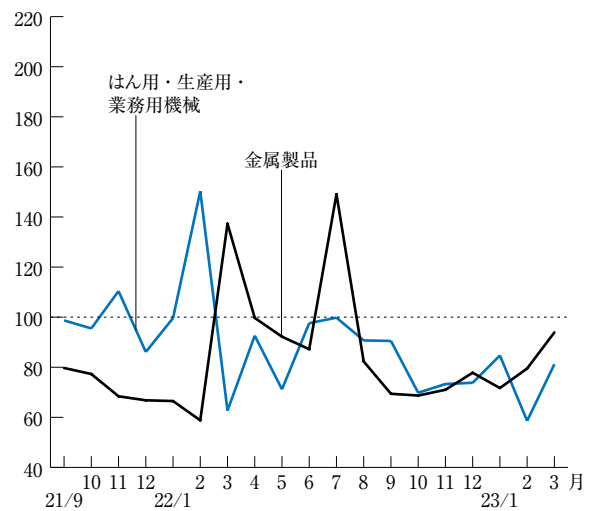
電気機械 (2,888.8)



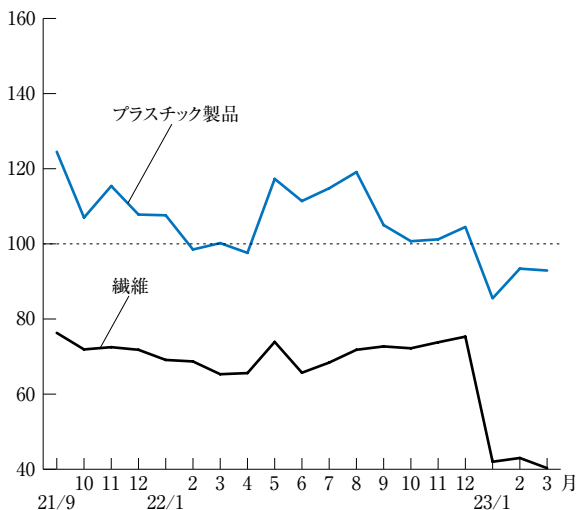
食料品・飲料・飼料 (703.4)
パルプ・紙・紙加工品 (516.2)



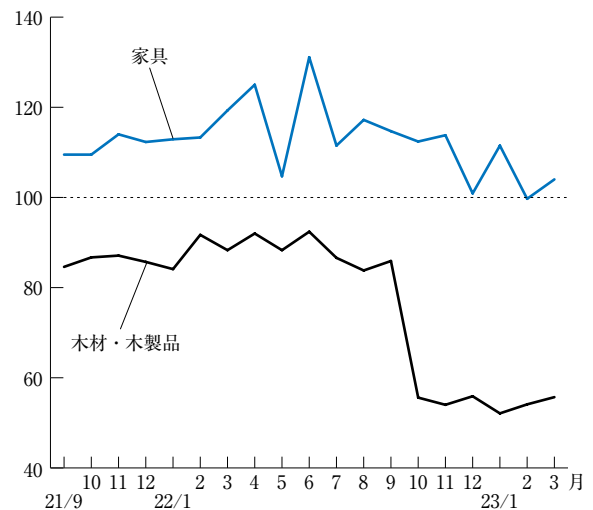
はん用・生産用・業務用機械 (558.7)
金属製品 (309.7)



プラスチック製品 (247.0)、繊維製品 (99.3)

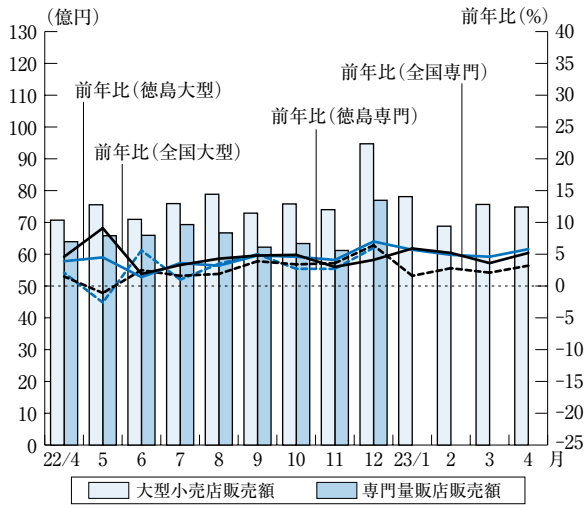


木材・木製品 (157.8)、家具 (134.9)



資料：徳島県統計データ課

大型小売店・専門量販店販売額



資料：四国経済産業局

5月の小売商況は、コロナウイルスの「5類」への移行で人流がコロナ禍前に回復し、アフターコロナの消費にシフトしたことで、全体の売上げは前年を上回った。

品目別の内訳をみると、衣料品は、肌着や母の日の贈答用に動きがみられた。身の回り品・雑貨は、外出機会の増加に伴いスニーカー、キャリーバッグ、化粧品などが好調に推移した。このため売上げはともに前年を上回った。人流増加に伴いフードコートなどの飲食関連もコロナ禍前の水準近くにまで回復した。家電は、主力のエアコン売上げが好調のほか、冷蔵庫や洗濯機に買い替えの動きがみられ、全体の売上げは前年横ばいとなった。食料品は、野菜、総菜、冷凍食品などが堅調を維持し、売上げは前年を上回った。種々の値上げに対して買上点数の減少傾向が続いていたが、品目によっては下げ止まりがみられる。

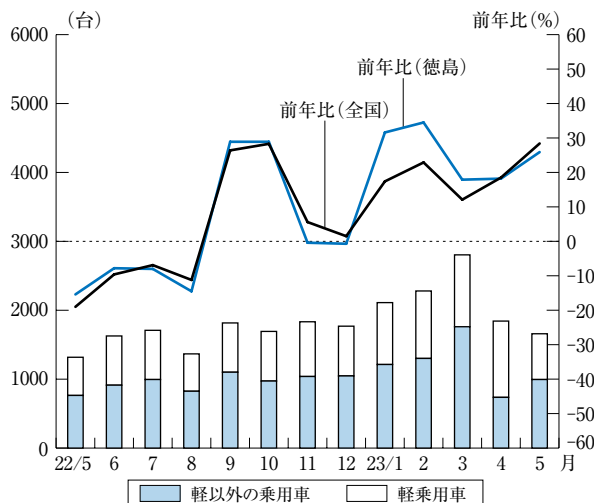
6月については、GWの反動から客数の伸びは落ち着いているものの、食料品や日用品が堅調に推移するなど、売上げは前年を上回って推移している。

旅行業

5月の旅行需要をみると、コロナウイルスが「5類」に移行されたことで旅行への警戒感が薄れ、国内旅行は遠方への旅行が増加した。海外旅行はコロナ禍中に行けなかったハネムーンや家族での旅行が増加した。このため全体の取扱高は前年を上回って推移した。

6月以降については、国内旅行は北海道や沖縄といった遠方への旅行を中心に予約が増加している。海外旅行は、旅行代金の上昇が懸念される中でも、ハワイやヨーロッパ方面をはじめとするハネムーンやレジャーなどの旅行予約が増加している。

自動車販売

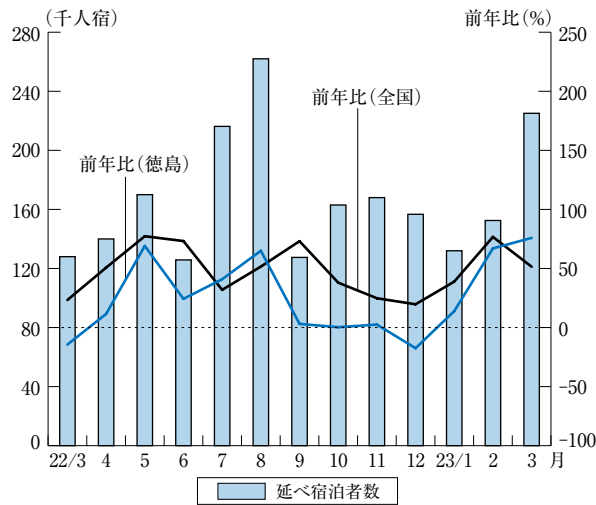


資料：自動車販売店協会・軽自動車協会

5月の自動車販売は、登録台数(含む軽)は前年比25.9%増の1,659台となった。

内訳をみると、普通車(3ナンバー)は633台で前年比42.9%増、中小型車・大衆車は362台で同12.8%増となり、登録車合計は995台で同30.2%増となった。また、軽自動車は664台で同19.9%増であった。

ホテル・旅館



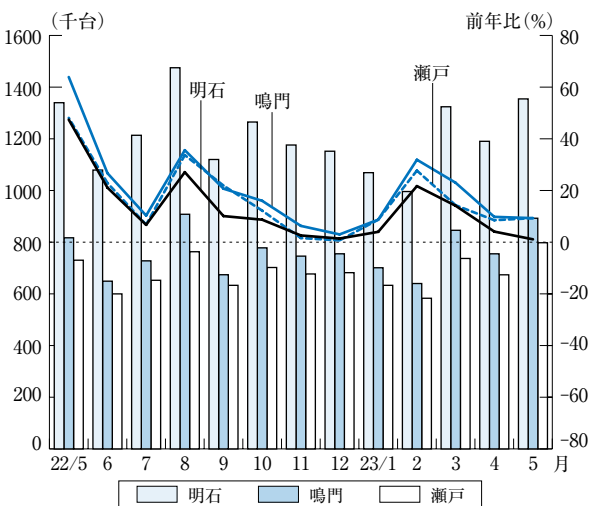
資料：国土交通省「宿泊旅行統計」(全宿泊施設)

5月の徳島市内の主要ホテル・旅館業をみると、宿泊部門はGWや週末などを中心に旅行支援を利用した観光客が目立ち、稼働率、客室単価はともにコロナ禍前の水準を上回った。インバウンドは、台湾、アメリカなどに加え、中国の個人旅行者による利用もみられるようになってきている。宴会・飲食部門は、宿泊客による朝食利用のほか、企業や団体による食事を伴う会合が徐々に戻りつつある。

6月は、平日はビジネス客、週末は旅行支援を利用した観光客を中心に利用がみられ、全体としてコロナ禍前の水準を上回る見込みで推移している。

宿泊旅行統計【全宿泊施設】をみると、3月の徳島県の延べ宿泊者数(第2次速報)は225千人泊で、前年比75.9%増(全国平均は同51.5%増)となった。

本州四国連絡道路交通量

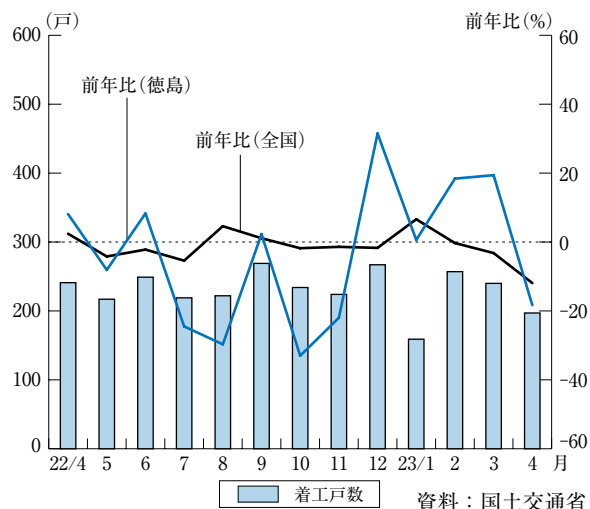


資料：本州四国連絡高速道路

5月の本州四国連絡道路の交通量をみると、明石海峡大橋は前年比1.1%増、大鳴門橋は同9.3%増、瀬戸大橋は同9.3%増となった。

(2023年4月～5月の交通量累計は、明石海峡大橋、大鳴門橋、瀬戸大橋の順に、前年比2.5%増、同9.5%増、同8.9%増)

住宅投資

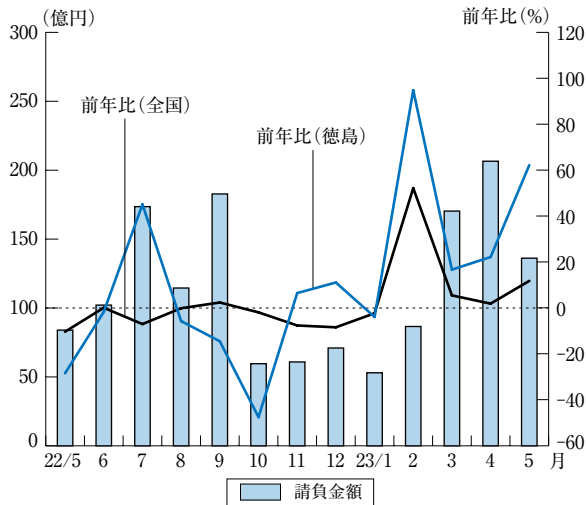


資料：国土交通省

4月の新設住宅着工戸数をみると、総戸数は前年比18.3%減の197戸となった。

利用関係別では、持家は前年比9.8%減少の138戸、貸家は前年比41.4%減の34戸、分譲は同30.0%減の21戸であった。総床面積は20,026㎡で、同19.4%減少した。

公共工事

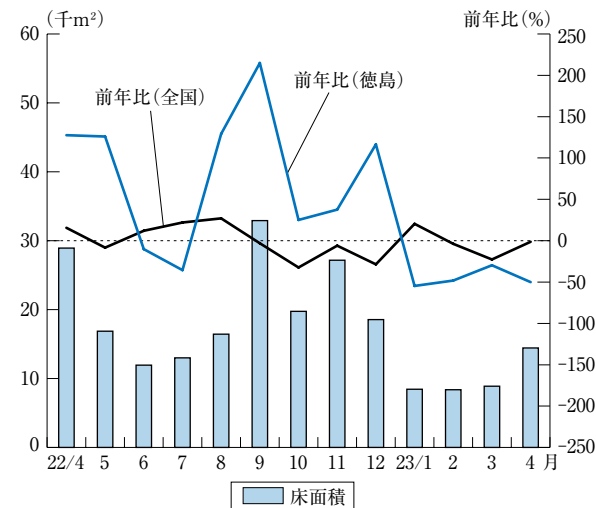


資料：西日本建設業保証(株)

5月の公共工事（西日本建設業保証徳島支店調べ）をみると、請負件数は、前年比15.5%増の246件、請負金額は同62.2%増の136億16百万円となった。

発注者別にみると、「市町村」は55億83百万円で同143.9%増、「国」は42億43百万円で前年比59.2%増、「県」は25億19百万円で同59.6%増、「独立行政法人等」は4億41百万円で同57.8%減となった。

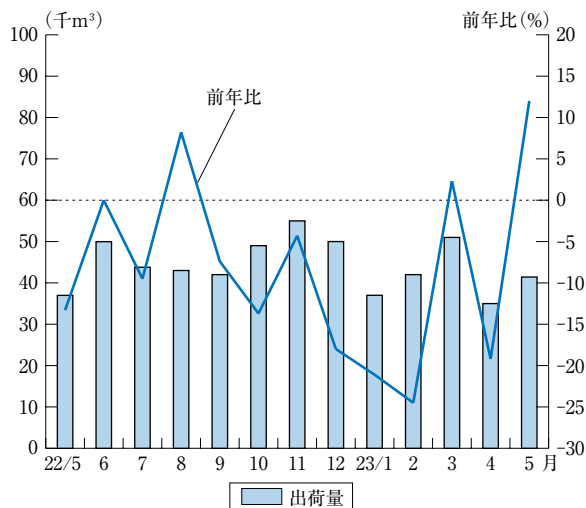
非居住用建築着工床面積



資料：国土交通省

4月の非居住用建築着工床面積（店舗、工場等）は、前年比50.1%減の14,435m²で、工事費予定額は同60.8%減の34億39百万円となった。

生コン出荷量

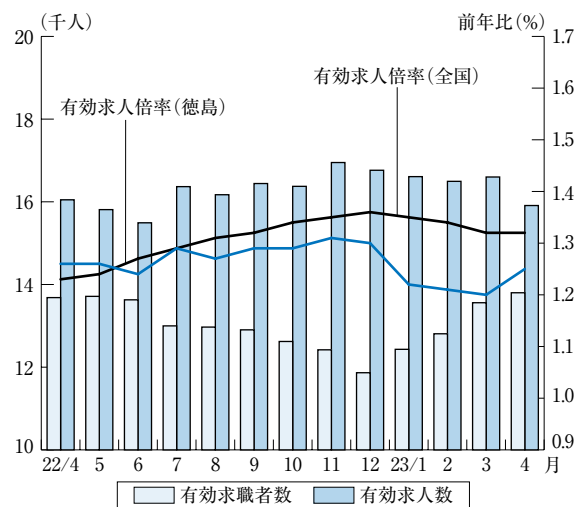


資料：徳島県生コンクリート工業組合

5月の生コン出荷量（徳島県生コンクリート工業組合出荷速報）は41千立方メートル、前年比12.0%増となった。

民需は14千立方メートルで前年比24.1%増、官公需は27千立方メートルで同6.7%増となった。

雇用関連 (求人)



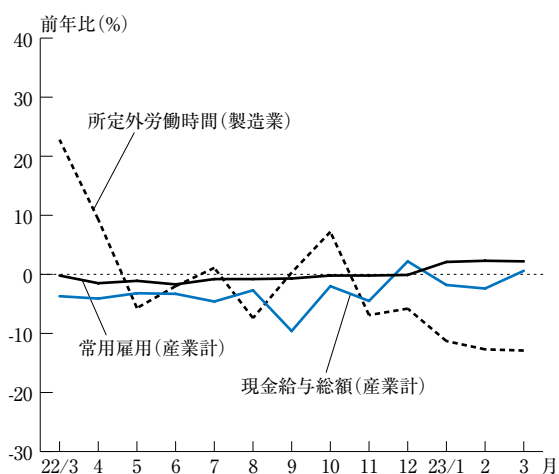
資料：徳島労働局

4月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.25倍で前月比0.05ポイント上昇。原数値は、1.15倍で前年比0.02ポイント低下。有効求人数は15,913人で前年比0.8%減少、有効求職者数は13,801人で同0.9%増加した。

新規求人数(一般。パートを除く)は3,400人で前年比0.8%増加、パートの新規求人は2,085人で同7.4%減少した。内訳をみると、製造業、サービス業などで増加し、医療・福祉、農・林・漁業、建設業などで減少した。

なお、4月の雇用保険受給者実人員数は前年比5.4%増加(4か月連続)となった。

雇用関連 (勤労統計)

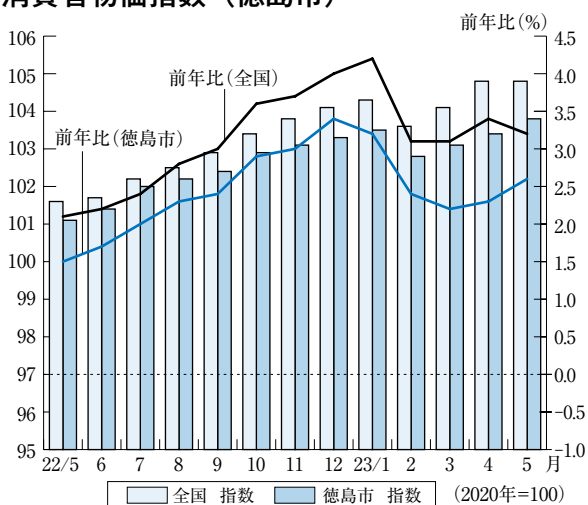


資料：徳島県統計データ課

3月の毎月勤労統計(5人以上の事業所)によれば、常用雇用指数(産業計)は102.9で前年比2.2%上昇、現金給与総額指数(産業計)は86.8で同0.6%上昇、所定外労働時間指数(製造業)は118.3で同12.9%低下となった。

(指数：2020年=100)

消費者物価指数(徳島市)



※「生鮮食品を除く総合」の数値をグラフ化

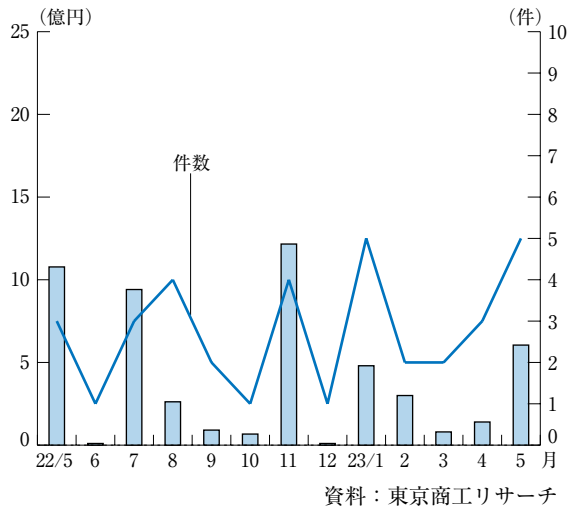
資料：総務省

5月の消費者物価指数は、104.1で前年比2.8%上昇(前月比0.3%上昇)、生鮮食品を除く総合は103.8で同2.6%上昇(同0.4%上昇)であった。

費目別にみると、前年比低下した科目費目は、光熱・水道(△10.6%)、教育(△0.3%)。一方、上昇した費目は、家具・家事用品(8.4%)、食料(8.0%)、被服及び履物(2.6%)、教養娯楽(2.6%)などでの伸びが目立っている。

(指数：2020年=100)

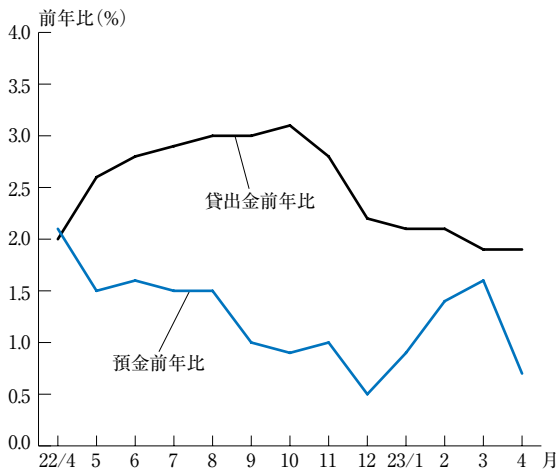
企業倒産



5月の企業倒産（東京商工リサーチ調べ、負債総額1千万円以上）をみると、5件で負債総額は6億5百万円であった。業種別では、卸売業が2件、製造業、運輸業、サービス業が各1件であった。

帝国データバンクの調査（負債総額1千万円以上、法的整理による倒産）では、5件で負債総額は10億17百万円であった。

金融



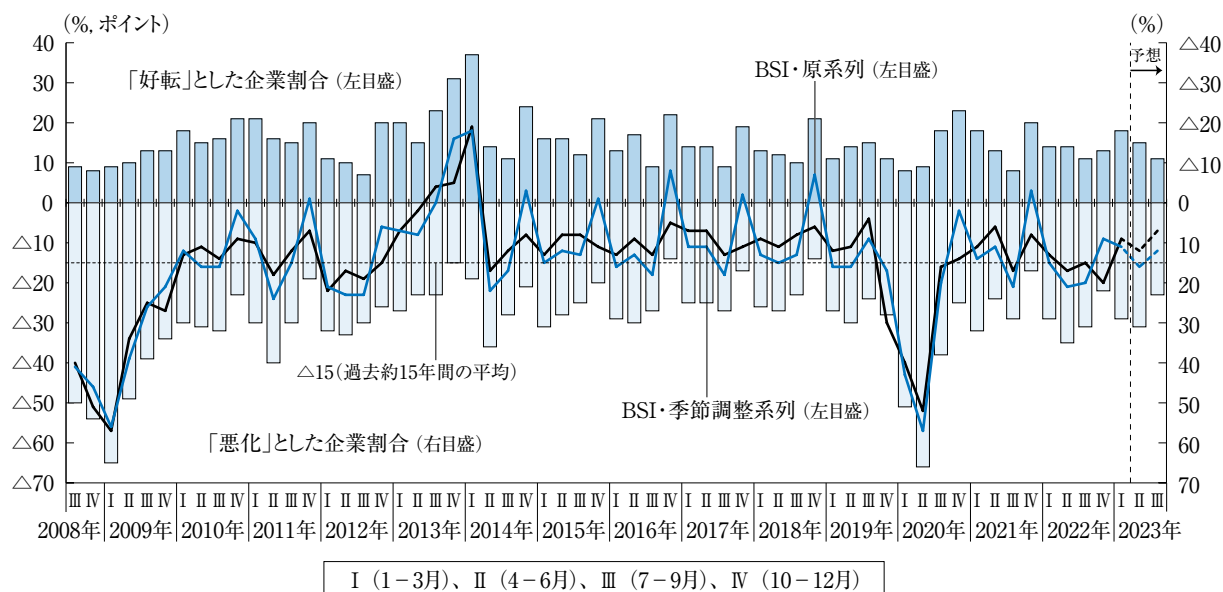
4月の民間金融機関貸出金残高は、日本銀行徳島事務所によると、全体では前年比1.9%増となり、94ヵ月連続で前年を上回った。この間、貸出約定平均金利は、前月比横ばいとなった(2月末の貸出約定平均金利1.072% → 3月末1.072%、国内銀行ベース)。

預金については、前年比0.7%増となり、49ヵ月連続で前年を上回った。

※預金、貸出金の対前年増減率について、2021年4月以降は国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額をもとに算出しており、2021年3月以前とは連続しない。

資料：日本銀行

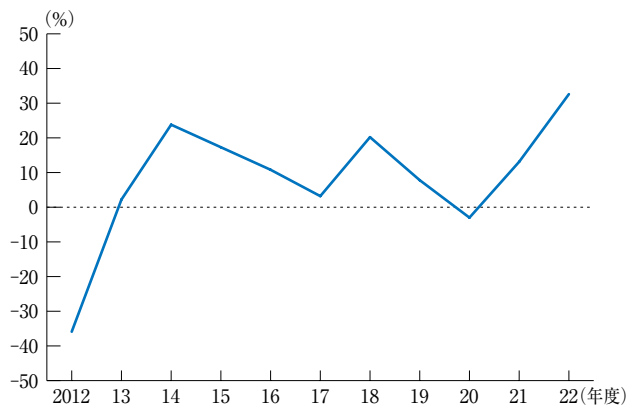
業況判断BSI (徳島経済研究所調査)



2023年1～3月期（2022年IV期→I期：△20→△9）は改善した。なお、前回調査時の予想（△8）とほぼ同じ水準。業種別では、製造業（同：△28→△12）、非製造業（同：△15→△8）はともに改善している。先行きII期予想は△12とやや悪化するものの、続くIII期予想は△7と改善に向かう見通し。

※今回調査は対象企業を大幅に拡充していることから、前回調査以前とは母数が異なることに注意が必要。（詳細は2023年4月の「第153回企業経営動向調査」参照）

採用動向 (同)



県内民間企業の採用動向に関するアンケート調査によると、回答企業が2023年春に計画している新卒者採用人数は720人で、2022年春の同採用実績543人に比べ、177人の増加となる見込み。2023年春の新卒者採用計画と2022年春の採用実績とを比較した増減率は+32.6%となり、2年続いてプラスとなった。

（詳細は2023年2月の「経済トピックス No.139」参照）

摘要 年月	徳島県鋳工業生産指数 2015年=100													
	鋳工業総合		金属製品		はん用・生産用・業務用機械		電気機械		化学		プラスチック製品		パルプ・紙・紙加工品	
	10000	前年比 %	wt.309.7	前年比 %	wt.558.7	前年比 %	wt.2888.8	前年比 %	wt.3681.0	前年比 %	wt.247.0	前年比 %	wt.516.2	前年比 %
2019年	101.3	△ 0.7	104.9	4.2	112.8	10.8	89.1	0.3	109.7	△ 1.3	132.5	△ 12.8	94.0	△ 3.2
2020年	95.1	△ 6.1	82.5	△ 21.4	90.2	△ 20.0	83.5	△ 6.3	110.5	0.7	107.1	△ 19.2	76.0	△ 19.1
2021年	102.2	7.5	71.0	△ 13.9	96.3	6.8	94.2	12.8	119.1	7.8	118.2	10.4	78.0	2.6
2022年														
2022. 2	105.0	12.8	58.8	△ 8.5	150.3	97.3	95.3	5.9	111.2	13.1	98.5	△ 23.9	83.8	6.8
3	95.8	△ 5.4	137.3	24.7	62.7	△ 27.0	89.0	△ 3.5	108.8	△ 9.3	100.2	△ 11.1	82.4	3.5
4	100.9	△ 2.7	99.7	66.6	92.6	11.4	88.9	△ 8.1	119.0	△ 1.5	97.6	△ 20.5	86.0	4.6
5	93.5	△ 12.2	92.2	39.2	71.2	△ 28.9	76.6	△ 20.6	114.8	△ 13.2	117.3	△ 1.6	83.5	11.5
6	105.1	5.0	87.2	42.7	97.6	△ 8.7	79.1	△ 19.5	137.1	27.6	111.4	△ 8.7	70.7	△ 4.6
7	110.1	8.7	149.1	128.8	99.8	△ 19.1	77.6	△ 20.4	151.9	34.3	114.8	2.2	85.6	5.4
8	111.3	7.2	82.3	13.0	90.7	△ 14.2	80.1	△ 18.4	153.5	26.7	119.1	1.9	81.7	11.7
9	107.4	3.6	69.4	△ 12.9	90.5	△ 8.3	82.2	△ 11.3	147.7	18.4	105.0	△ 15.7	78.1	△ 2.5
10	97.5	△ 5.9	68.7	△ 9.4	69.8	△ 24.0	79.4	△ 13.5	123.7	△ 1.8	100.7	△ 4.4	80.4	1.4
11	99.8	△ 4.2	71.0	3.8	73.1	△ 33.8	78.6	△ 13.8	129.7	5.7	101.2	△ 12.3	77.0	△ 2.3
12	94.9	△ 7.6	77.8	23.0	73.8	△ 17.9	73.3	△ 19.1	123.6	1.1	104.5	△ 4.1	80.3	4.8
2023. 1	98.2	△ 4.1	71.7	7.8	84.7	△ 14.9	73.2	△ 22.7	125.4	11.9	85.5	△ 20.5	84.5	2.4
2	98.0	△ 6.6	79.5	35.3	58.6	△ 61.0	80.0	△ 16.0	125.1	12.5	93.4	△ 5.1	76.8	△ 8.4
3	100.0	4.4	93.9	△ 31.6	81.2	29.6	71.9	△ 19.2	138.1	26.9	92.9	△ 7.3	81.6	△ 1.0
4														
5														
資料出所	徳島県統計データ課													

(注) 鋳工業生産指数は季節調整済。前年比は原指数比較。年度は原指数。

摘要 年月	徳島県鋳工業生産指数						百貨店・スーパー販売額		専門量販店			コンビニエンスストア
	繊維		食料品・飲料飼料		木材・木製品		百万円	前年比 %	家電大型	ドラッグストア	ホームセンター	前年比 %
	wt.99.3	前年比 %	wt.703.4	前年比 %	wt.157.8	前年比 %						
2019年	87.6	1.3	104.9	△ 0.1	96.0	△ 2.2	82,076	1.2	0.7	6.4	△ 0.5	1.0
2020年	71.3	△ 18.6	98.7	△ 5.9	81.8	△ 14.8	91,660	△ 0.7	7.5	6.8	11.8	△ 5.6
2021年	70.6	△ 1.0	100.0	1.3	84.6	3.4	86,659	△ 7.5	1.9	△ 0.7	△ 1.7	1.0
2022年							90,124	4.0	△ 3.7	5.8	0.6	2.6
2022. 2	68.7	7.2	116.5	17.4	91.7	17.9	6,560	2.7	△ 11.7	5.0	△ 5.1	△ 1.4
3	65.3	△ 4.5	114.0	14.2	88.3	7.2	7,232	4.0	△ 9.0	6.1	△ 0.7	0.4
4	65.6	1.2	94.1	△ 13.5	92.0	10.9	7,071	3.9	2.4	3.7	△ 1.0	1.5
5	73.9	1.4	97.0	△ 8.3	88.3	5.5	7,555	4.5	△ 9.9	1.8	△ 3.1	3.6
6	65.7	△ 9.9	98.6	△ 1.4	92.4	7.1	7,096	1.4	7.6	5.6	3.2	3.0
7	68.4	△ 6.7	99.7	△ 0.2	86.6	△ 2.1	7,592	3.6	△ 6.7	7.3	△ 2.3	3.4
8	71.8	△ 1.0	111.9	23.3	83.8	△ 5.9	7,885	3.2	△ 6.1	8.2	4.0	7.0
9	72.7	△ 4.7	110.8	11.1	85.9	1.6	7,291	4.8	4.3	7.4	0.3	△ 1.7
10	72.2	△ 0.1	110.7	9.0	55.6	△ 36.9	7,581	4.6	△ 4.8	4.6	5.6	4.8
11	73.8	1.7	100.8	0.5	54.0	△ 37.9	7,401	4.1	△ 5.8	7.0	2.5	4.1
12	75.3	4.0	84.5	△ 15.2	55.9	△ 35.8	9,472	7.0	2.7	8.5	5.2	3.4
2023. 1	42.0	△ 39.1	109.1	△ 8.8	52.1	△ 38.1	7,811	5.7		6.9	0.4	2.8
2	43.0	△ 37.5	110.9	△ 4.8	54.1	△ 41.0	6,881	4.9		6.5	3.2	5.1
3	40.3	△ 38.3	101.8	△ 10.7	55.7	△ 36.9	7,565	4.6		10.0	1.4	5.9
4												
5							7,485	5.8		10.2	5.8	5.1
資料出所	徳島県統計データ課						四国経済産業局					

(注) 「百貨店・スーパー販売額」の対前年比増減率は、2020年3月から、調査先の見直しに伴いギャップを調整するリンク係数で処理した数値で算出。

摘要 年月	新車登録車数		新車届出車数		新設住宅着工					公共工事保証請負		
	乗用車 台	前年比 %	軽乗用車 台	前年比 %	総数		持家	貸家	総面積 m ²	件数 件	金額 百万円	前年比 %
					総戸数 戸	前年比 %	前年比 %	前年比 %				
	台	%	台	%	戸	%	%	%	m ²	件	百万円	%
2019年	16,083	0.6	11,230	2.9	4,122	△ 4.9	5.4	△ 13.8	373,621	3,943	133,076	15.7
2020年	13,990	△ 13.0	9,996	△ 11.0	3,554	△ 13.8	△ 9.8	△ 37.2	350,420	4,171	148,069	11.3
2021年	13,223	△ 5.5	9,406	△ 5.9	3,044	△ 14.4	△ 1.1	△ 24.4	310,436	3,706	137,201	△ 7.3
2022年	11,916	△ 9.9	8,456	△ 10.1	2,718	△ 10.7	△ 9.9	△ 23.2	276,130	3,507	132,768	△ 3.2
2022. 2	960	△ 27.2	735	△ 31.8	217	△ 6.1	△ 15.2	36.8	20,116	164	4,445	△ 28.8
3	1,427	△ 17.6	951	△ 26.8	201	△ 21.8	△ 3.4	△ 69.6	22,070	242	14,590	6.2
4	887	△ 16.9	671	△ 21.0	241	8.1	3.4	11.5	24,850	405	16,901	△ 21.6
5	764	△ 13.7	554	△ 17.7	217	△ 8.1	△ 10.1	0.0	22,866	213	8,395	△ 28.4
6	913	△ 13.5	714	0.7	249	8.3	△ 3.1	43.2	25,036	286	10,212	△ 1.7
7	995	△ 14.2	714	2.1	219	△ 24.5	△ 8.7	△ 62.8	22,996	405	17,356	45.1
8	825	△ 12.4	542	△ 17.4	222	△ 29.7	△ 16.9	△ 41.9	22,246	344	11,451	△ 5.7
9	1,101	30.0	715	27.2	269	2.3	△ 1.9	△ 5.7	24,938	519	18,277	△ 14.5
10	973	24.4	720	35.6	234	△ 33.0	△ 29.6	△ 51.5	23,418	296	5,958	△ 47.5
11	1,039	△ 3.5	794	4.1	224	△ 22.0	△ 3.1	△ 61.1	23,065	216	6,087	6.5
12	1,047	△ 5.2	722	6.6	267	31.5	△ 10.5	261.5	27,138	232	7,099	11.1
2023. 1	1,220	23.9	898	43.9	159	0.6	0.8	58.3	15,955	132	5,333	△ 3.9
2	1,301	35.5	979	33.2	257	18.4	4.1	30.8	22,426	230	8,660	94.8
3	1,761	23.4	1,043	9.7	240	19.4	△ 2.1	29.2	24,582	229	17,032	16.7
4	1,107	24.8	736	9.5	197	△ 18.3	△ 9.8	△ 41.4	20,026	394	20,651	22.2
5	995	30.2	664	19.9						246	13,616	62.2
資料出所	自動車販売店協会		軽自動車協会		国土交通省					西日本建設保証(株)		

(注) 公共工事保証請負金額は年度。

摘要 年月	消費者物価指数 (総合、徳島市)		家計消費支出(勤労者) (徳島市)		雇用市場						常用雇用指数 (産業計)	
	生鮮食品を 除く総合	前年比 %	消費支出 円	前年比 %	有効求職者数		有効求人数		有効求人倍率		2020年 =100	前年比 %
					人	前年比 %	人	前年比 %	倍	ポイント		
	2020年=100	%	円	%	人	%	人	%	倍	ポイント	=100	%
2019年	100.3	0.6	324,192	△ 2.5	11,745	1.9	17,048	0.1	1.45	△ 0.03	98.1	△ 1.4
2020年	100.0	△ 0.3	309,361	△ 4.6	12,689	8.0	14,063	△ 17.5	1.11	△ 0.34	100.0	2.0
2021年	99.9	△ 0.1	346,633	12.0	12,614	△ 0.6	15,501	10.2	1.23	0.12	102.8	2.8
2022年	101.8	1.8	308,936	△ 10.9	12,966	2.8	16,343	5.4	1.26	0.03	102.0	△ 0.8
2022. 2	100.4	0.3	264,997	△ 1.5	12,407	△ 0.8	16,768	12.0	1.27	0.15	101.5	△ 0.5
3	100.9	0.5	392,709	△ 13.1	13,137	△ 0.9	16,969	11.4	1.27	0.14	100.7	△ 0.2
4	101.1	1.7	339,768	△ 5.4	13,683	0.5	16,048	9.3	1.26	0.09	101.5	△ 1.5
5	101.1	1.5	354,500	9.9	13,713	3.3	15,811	8.1	1.26	0.05	101.9	△ 1.1
6	101.4	1.7	275,605	△ 5.2	13,629	5.1	15,492	7.6	1.24	0.03	101.5	△ 1.7
7	102.0	2.0	261,303	△ 21.8	12,999	3.8	16,367	11.8	1.29	0.09	102.6	△ 0.8
8	102.2	2.3	260,359	△ 12.6	12,965	4.8	16,171	9.9	1.27	0.06	102.5	△ 0.8
9	102.4	2.4	284,017	△ 0.3	12,903	3.6	16,442	8.6	1.29	0.05	102.1	△ 0.7
10	102.9	2.9	273,492	△ 18.6	12,622	1.2	16,374	4.0	1.29	0.04	102.7	△ 0.2
11	103.1	3.0	322,200	△ 20.1	12,415	0.9	16,950	6.9	1.31	0.08	102.7	△ 0.2
12	103.3	3.4	379,338	△ 4.7	11,866	1.7	16,763	5.1	1.30	0.04	102.7	△ 0.1
2023. 1	103.5	3.2	326,923	9.4	12,432	2.2	16,609	0.4	1.22	△ 0.02	103.5	2.1
2	102.8	2.4	450,337	69.9	12,808	3.2	16,495	△ 1.6	1.21	△ 0.06	103.8	2.3
3	103.1	2.2	293,097	△ 25.4	13,559	3.2	16,599	△ 2.2	1.20	△ 0.07	102.9	2.2
4	103.4	2.3	305,368	△ 10.1	13,801	0.9	15,913	△ 0.8	1.25	△ 0.02		
5	103.8	2.6										
資料出所	総務省				徳島労働局職業安定課						徳島県統計データ課	

(注) 家計消費支出は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む)の一世帯あたり平均。

(注) 有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は年度平均。

(注) 有効求人倍率は季節調整値、同前年比は原指数による。

(注) 常用雇用は、5人以上の事業所。

摘要 年月	所定外労働時間指数 (製造業)		現金給与総額指数 (産業計)		延べ宿泊者数 (全宿泊施設)		本州四国連絡 道路交通量		航空輸送状況(国内線)			
	2020年 =100	前年比 %	2020年 =100	前年比 %	千人泊	前年比 %	大鳴門橋 千台	前年比 %	旅客		貨物	
									旅客数 人	前年比 %	貨物量 トン	前年比 %
2019年	120.1	△ 14.5	99.6	△ 1.0	2,568.6	15.5	9,482	3.4	1,133,862	△ 3.6	2,313	3.5
2020年	100.0	△ 16.8	100.0	0.4	1,448.8	△ 43.6	6,775	△ 28.6	259,876	△ 77.1	746	△ 67.7
2021年	115.8	15.8	104.3	4.3	1,599.6	10.4	7,364	8.7	397,599	53.0	841	12.7
2022年	119.7	3.4	100.9	△ 3.3	1,863.7	16.5	8,930	21.3	838,857	111.0	972	15.4
2022. 2	130.3	21.9	84.1	△ 2.8	91.3	△ 2.6	485	1.5	21,172	69.6	58	44.0
3	135.8	22.8	86.3	△ 3.7	128.0	△ 14.4	688	1.8	41,925	67.0	64	42.8
4	133.0	9.3	85.7	△ 4.1	139.8	11.5	688	27.0	45,462	87.9	80	40.2
5	115.6	△ 5.7	86.0	△ 3.2	169.9	69.1	817	63.9	60,868	222.3	62	55.8
6	111.0	△ 2.0	127.3	△ 3.3	125.8	24.3	649	26.7	55,989	183.0	78	27.2
7	112.8	1.1	125.6	△ 4.6	216.2	40.9	728	10.3	64,417	137.9	102	24.8
8	108.3	△ 7.4	86.4	△ 2.7	261.8	65.0	908	35.6	80,544	161.3	87	20.6
9	114.7	0.3	84.5	△ 9.6	127.5	3.1	674	20.7	61,773	173.8	82	14.7
10	127.5	7.2	83.9	△ 2.0	162.9	0.3	778	16.0	76,556	114.4	82	22.9
11	118.3	△ 6.9	84.8	△ 4.5	168.1	2.5	746	6.3	86,417	67.5	82	6.3
12	114.7	△ 5.8	192.8	2.2	156.7	△ 17.5	755	3.0	81,773	35.1	105	△ 8.0
2023. 1	100.9	△ 11.3	82.4	△ 1.8	131.7	13.9	701	8.7	65,783	51.7	81	4.6
2	113.8	△ 12.7	82.1	△ 2.4	152.5	67.0	640	31.9	69,153	226.6	61	3.5
3	118.3	△ 12.9	86.8	0.6	225.1	75.9	846	23.0	90,122	115.0	69	8.2
4							755	9.8	72,462	59.4	99	24.1
5							893	9.3				

資料出所 徳島県統計データ課 国土交通省 本州四国連絡高速道路 国土交通省 大阪航空局

- (注) 所定外労働時間、現金給与総額は、5人以上の事業所。
- (注) 延べ宿泊者数は、2021.12までは確定値、2022.1以降は第2次速報値。
- (注) 本州四国連絡道路交通量は年度。
- (注) 航空輸送状況は年度。2021.3までは確定値、2022.4以降は速報値。

摘要 年月	金融関連			でんさいネット請求等取扱高			企業倒産			信用保証協会代位弁済		
	実質預金	貸出金	貸出約定平均金利	発生件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
	前年比 %	前年比 %	年利%	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円	%
2019年	3.1	3.4	1.202	19,306	106,075	14.9	43	6,402	42.6	232	1,996	33.7
2020年	6.7	5.2	1.163	21,336	110,154	3.8	50	10,953	71.1	235	2,212	10.8
2021年	3.2	2.7	1.116	23,880	118,979	8.0	27	6,214	△ 43.3	133	1,472	△ 33.5
2022年	0.5	2.2	1.074	26,527	125,527	5.5	32	7,344	18.2	137	934	63.4
2022. 2	1.9	2.1	1.110	2,021	9,216	5.7	6	1,091	—	6	42	54.1
3	2.1	1.6	1.105	2,246	10,510	2.3	4	2,445	258.5	5	32	—
4	2.1	2.0	1.099	2,288	11,177	△ 6.1	2	83	△ 86.7	14	83	△ 56.4
5	1.5	2.6	1.094	2,163	9,943	3.0	3	1,078	1,247.0	12	185	668.0
6	1.6	2.8	1.092	2,074	9,041	1.3	1	10	△ 96.8	20	141	△ 117.2
7	1.5	2.9	1.088	2,200	10,215	4.9	3	941	△ 37.1	12	97	12.3
8	1.5	3.0	1.087	2,172	10,204	11.3	4	262	190.9	1	4	△ 98.8
9	1.0	3.0	1.086	2,195	10,280	4.7	2	91	△ 83.5	6	56	△ 56.2
10	0.9	3.1	1.081	2,282	11,387	14.3	1	67	—	10	15	△ 94.8
11	1.0	2.8	1.080	2,347	11,431	13.3	4	1,216	△ 31.3	18	137	95.0
12	0.5	2.2	1.074	2,470	12,268	13.8	1	10	0.0	19	77	△ 60.4
2023. 1	0.9	2.1	1.074	2,396	11,895	20.7	5	489	878.0	7	42	314.5
2	1.4	2.1	1.072	2,332	10,699	16.1	2	300	△ 72.5	5	40	△ 3.8
3	1.6	1.9	1.072	2,631	12,360	17.6	2	80	△ 96.7	13	57	77.3
4	0.7	1.9		2,579	14,368	28.5	3	140	68.7	14	45	△ 46.2
5				2,556	12,245	23.2	5	605	△ 43.8	16	91	△ 50.9

資料出所 日本銀行 全銀電子債権ネットワーク 東京商工リサーチ 徳島県信用保証協会

- (注) 保証協会代位弁済は年度。
- (注) 実質預金(資金化していない手形、小切手等を差引いたもの)・貸出金残高の2021年4月以降の計数は、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額。
- (注) 実質預金、貸出金残高及び貸出約定平均金利は、年・月末。
- (注) 貸出約定平均金利は、県内に本店を置く地域銀行および信用金庫の全店舗を対象とした貸出約定平均金利を集計したもの。
- (注) 2020年1月の徳島大正銀行の発足に伴い、徳島県の2020年1月以降の計数は、2019年12月以前とは連続しない。
- (注) でんさいネット請求等取扱高は、支払企業(債務者)が「営業所所在地の住所」として登録した都道府県に計上される。



令和5年6月29日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業安定課

課長 補佐 以西和恵

地方労働市場情報官 森下貴明

(電話) 088-611-5383

報道関係者 各位

職業安定業務統計速報(令和5年5月分)について

徳島県の有効求人倍率
1.22倍

全国
1.32倍(4月)

四国
1.33倍(4月)
(季節調整値)

1. 概況

- ・有効求人倍率(季節調整値)は1.22倍で、前月を0.03ポイント下回った。
- ・新規求人倍率(季節調整値)は2.40倍で、前月を0.01ポイント上回った。
- ・有効求人数(原数値)は、前年同月比3.4%減(4か月連続)の15,280人、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.1%増(14か月連続)の13,727人となった。
- ・正社員の有効求人倍率(原数値)は1.01倍で、前年同月を0.05ポイント上回った。
- ・地域別有効求人倍率(原数値)については、以下のとおり。
 - 県央地域(徳島、小松島出張所、鳴門、吉野川管内) 1.17倍(前年同月1.19倍)
 - 県西地域(美馬、三好管内) 0.81倍(前年同月0.95倍)
 - 県南地域(阿南、牟岐出張所管内) 1.04倍(前年同月1.10倍)

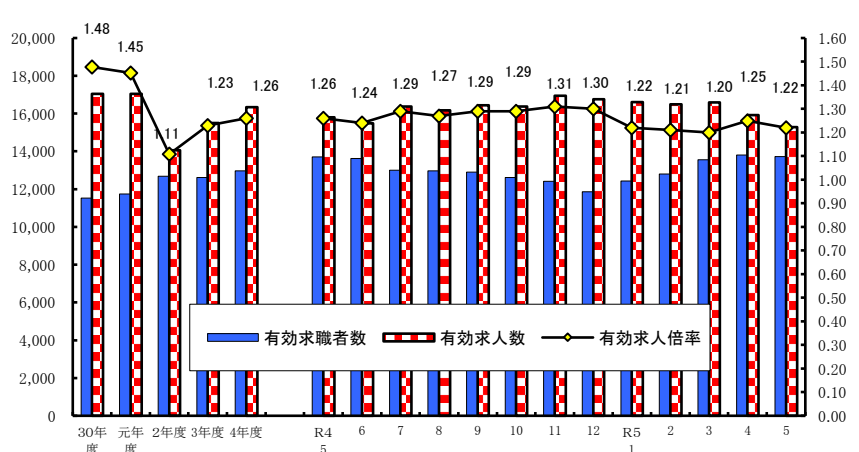
<職業別有効求人倍率>

常用フルタイム

職業別	有効求人倍率
計	1.16
管理的職業従事者	1.13
専門・技術的職業従事者	2.22
事務従事者	0.50
販売従事者	1.68
サービス職業従事者	1.87
保安職業従事者	8.20
農林漁業従事者	0.71
生産工程従事者	1.47
輸送・機械運転従事者	1.56
建設・採掘従事者	3.41
運搬・清掃・包装等従事者	0.49

(参考:福祉関連職業合計 2.83)

<有効求人倍率の推移(季節調整値)>



令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
(季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。)

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

2. 新規求人の動き

- ・新規求人数(原数値)は、前年同月比では5.0%増(3か月ぶり)の5,220人となった。
- ・新規求人数に占める正社員求人の割合は51.7%となり、前年同月を4.3ポイント上回った。
- ・これをパートを含む主な産業分類(大分類)についてみると、前年同月比等で増加したものは、医療・福祉5.9%(98人)、生活関連サービス業、娯楽業42.1%(59人)、宿泊業、飲食サービス業11.8%(32人)で、減少したものは、公務・その他▲27.3%(▲30人)、運輸業、郵便業▲19.5%(▲40人)、サービス業(他に分類されないもの)▲3.1%(▲19人)などである。

3. 新規求職の動き

- ・新規求職者数(原数値)は、前年同月比5.7%減(3か月連続)の2,551人となった。
- ・パート求職者は前年同月比3.5%減の1,015人、新規常用求職者は同5.7%減の2,534人となった。
- ・新規常用求職者(パートを除く)の求職理由別状況をみると、前年同月比で在職者は7.1%減(8か月連続)、事業主都合離職者7.1%減(11か月連続)、定年到達者8.0%増(2か月ぶり)、自己都合離職者5.7%減(6か月連続)、無業者19.4%減(3か月連続)となった。

<年齢別新規常用求職者(パートを除く)>

年齢別	求職者数	前年同月比
計	1,534	▲ 6.9%
24歳以下	202	▲ 18.9%
25歳～34歳	357	▲ 12.7%
35歳～44歳	287	▲ 10.0%
45歳～54歳	337	0.9%
55歳～59歳	127	0.0%
60歳～64歳	115	▲ 3.4%
65歳以上	109	19.8%

<求職理由別新規常用求職者(パートを除く)>

求職理由別	求職者数	構成比	前年同月比
計	1,534	-	▲ 6.9%
在職者	468	30.5%	▲ 7.1%
離職者	979	63.8%	▲ 5.5%
事業主都合	247	16.1%	▲ 7.1%
定年到達者	27	1.8%	8.0%
自己都合	679	44.3%	▲ 5.7%
自営・その他	21	1.4%	▲ 4.5%
無業者	87	5.7%	▲ 19.4%

4. 就職の動き

- ・就職件数は前年同月比1.2%増の974件となった。
- ・就職率は前年同月比2.6ポイント増の38.2%となった。

5. 雇用保険の動き

- ・雇用保険被保険者数は200,541人で前年同月比0.04%減少し、資格取得者数は3,777人(同8.1%減)、資格喪失者数は2,425人(同1.8%増)となった。
- ・受給資格決定件数は827件(※速報値)(前年同月876件)で、前年同月比5.6%減(2か月連続)となった。
- ・受給者実人員は2,368人(前年同月2,345人)で、前年同月比0.98%増(5か月連続)となった。

<年齢別雇用保険受給者実人員>

年齢別	実人員	前年同月比
計	2,368	0.98%
29歳以下	348	0.3%
30歳～44歳	573	▲ 4.8%
45歳～59歳	791	0.6%
60歳以上	656	7.5%

<産業別雇用保険資格喪失者>

産業別	資格喪失者数	うち事業主都合	事業主都合割合
産業計	2,425	150	6.2%
建設業	204	19	9.3%
製造業	361	39	10.8%
運輸、郵便業	113	14	12.4%
卸売、小売業	264	17	6.4%
医療、福祉	557	16	2.9%
サービス業	380	12	3.2%

6. 県内の雇用失業情勢

求人は持ち直しの動きが緩やかになっている。

足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。

有効求職者数は高い水準を維持しているため、引き続き、求人・求職者のニーズや状況に応じた的確な職業紹介および職業訓練への誘導、さらに担当者制による積極的な個別支援など、きめ細かな就職支援を図っていく。

I 職業紹介の状況

No.1

項目 年月		労働市場											
		1. 一般労働者 { 日雇・学卒 (中学、高校) を除く全数 }											
		求職		求人		就職	充足	求人倍率				就職率	充足率
		① 新求 件数 (件)	② 有効 求職 者数 (人)	③ 新規 求人数 (人)	④ 有効 求人数 (人)	⑤ 就職 件数 (件)	⑥ 充足 数 (人)	⑦ 有効 ④/② (倍) 季節 調整値 (倍)		⑧ 新規 ③/① (倍) 季節 調整値 (倍)		新規 ⑤/① ×100 (%)	⑥/③ ×100 (%)
徳島県	令和元年度平均	2,600	11,745	5,962	17,048	1,070	1,015	1.45	-	2.29	-	41.2	17.0
	令和2年度平均	2,525	12,689	5,044	14,063	955	914	1.11	-	2.00	-	37.8	18.1
	令和3年度平均	2,499	12,614	5,515	15,501	937	891	1.23	-	2.21	-	37.5	16.2
	令和4年度平均	2,497	12,966	5,698	16,343	910	868	1.26	-	2.28	-	36.4	15.2
	前年度対比	▲ 0.1	2.8	3.3	5.4	▲ 2.9	▲ 2.6	ポ0.03	-	ポ0.07	-	ポ▲ 1.1	ポ▲ 1.0
	令和4年 5月	2,706	13,713	4,973	15,811	962	914	1.15	1.26	1.84	2.20	35.6	18.4
	6月	2,608	13,629	5,804	15,492	1,004	949	1.14	1.24	2.23	2.17	38.5	16.4
	7月	2,210	12,999	6,357	16,367	812	769	1.26	1.29	2.88	2.54	36.7	12.1
	8月	2,311	12,965	5,044	16,171	815	776	1.25	1.27	2.18	2.21	35.3	15.4
	9月	2,426	12,903	5,771	16,442	935	894	1.27	1.29	2.38	2.32	38.5	15.5
	10月	2,257	12,622	6,338	16,374	915	844	1.30	1.29	2.81	2.52	40.5	13.3
	11月	2,179	12,415	5,778	16,950	846	798	1.37	1.31	2.65	2.34	38.8	13.8
	12月	1,746	11,866	5,375	16,763	778	741	1.41	1.30	3.08	2.27	44.6	13.8
	令和5年 1月	2,742	12,432	5,970	16,609	723	679	1.34	1.22	2.18	2.12	26.4	11.4
	2月	2,576	12,808	5,634	16,495	881	844	1.29	1.21	2.19	2.43	34.2	15.0
	3月	2,707	13,559	5,702	16,599	1,168	1,139	1.22	1.20	2.11	2.23	43.1	20.0
	4月	3,267	13,801	5,485	15,913	1,067	989	1.15	1.25	1.68	2.39	32.7	18.0
	5月	2,551	13,727	5,220	15,280	974	903	1.11	1.22	2.05	2.40	38.2	17.3
	対前月比 (%)	-	-	-	-	-	-	-	ポ▲ 0.03	-	ポ0.01	-	-
対前年同月比 (%)	▲ 5.7	0.1	5.0	▲ 3.4	1.2	▲ 1.2	ポ▲ 0.04	-	ポ0.21	-	ポ2.6	ポ▲ 1.1	-
安定所別 (5月)	徳島	1,113	6,253	2,787	8,096	395	457	1.29	-	2.50	-	35.5	16.4
	小松島出張所	192	825	218	755	63	52	0.92	-	1.14	-	32.8	23.9
	三好	133	731	246	686	52	42	0.94	-	1.85	-	39.1	17.1
	美馬	172	908	243	643	72	64	0.71	-	1.41	-	41.9	26.3
	阿南	210	1,141	410	1,165	86	59	1.02	-	1.95	-	41.0	14.4
	牟岐出張所	33	278	140	317	18	18	1.14	-	4.24	-	54.5	12.9
	吉野川 鳴門	273 425	1,312 2,279	311 865	1,063 2,555	110 178	69 142	0.81 1.12	- -	1.14 2.04	- -	40.3 41.9	22.2 16.4
全国	令和4年 4月	518	2,070	849	2,422	113	113	1.17	1.24	1.64	2.20	21.9	13.3
	5月	408	2,082	804	2,402	106	106	1.15	1.25	1.97	2.24	26.0	13.2
	6月	386	2,041	892	2,439	111	111	1.19	1.27	2.31	2.24	28.9	12.5
	7月	341	1,938	855	2,436	95	95	1.26	1.28	2.51	2.32	27.8	11.1
	8月	358	1,913	839	2,474	90	90	1.29	1.31	2.34	2.30	25.2	10.8
	9月	362	1,896	888	2,501	99	99	1.32	1.32	2.45	2.30	27.4	11.2
	10月	362	1,891	925	2,546	99	99	1.35	1.34	2.55	2.33	27.3	10.7
	11月	331	1,840	865	2,567	95	95	1.39	1.35	2.61	2.38	28.7	11.0
	12月	290	1,746	849	2,534	84	84	1.45	1.36	2.93	2.38	29.1	9.9
	令和5年 1月	405	1,782	939	2,562	78	78	1.44	1.35	2.32	2.38	19.3	8.3
	2月	404	1,859	926	2,624	106	106	1.41	1.34	2.29	2.32	26.2	11.4
	3月	420	1,940	898	2,629	150	150	1.36	1.32	2.13	2.29	35.6	16.7
4月	501	2,001	841	2,490	112	42 112	1.24	1.32	1.68	2.23	22.4	13.4	

労働市場														
2. 1.のうち中高年齢者(45才以上) (パートを除く)				3. 1.のうち パート					4. 正社員 (パートを除く常用)					
⑩ 新規 求職 件数 (件)	⑪ 有効 求職 者数 (人)	⑫ ⑩のうち 55才以 上の者 (人)	⑬ 就職 件数 (件)	⑭ 新規 求職 件数 (件)	⑮ 有効 求職 者数 (人)	⑯ 新規 求人数 (人)	⑰ 有効 求人数 (人)	⑱ 就職 件数 (件)	新規 求人数 (人)	有効 求人数 (人)	就職 件数 (件)	フルタイム 有効 求職者数 (人)	有効 求人 倍率 (倍)	充足率 (%)
673	3,191	1,693	243	916	4,384	2,417	6,862	442	2,820	8,132	484	7,340	1.11	16.6
673	3,561	1,898	218	918	4,887	1,994	5,474	419	2,456	6,988	417	7,754	0.90	16.6
671	3,487	1,840	209	913	4,978	2,156	5,920	425	2,709	7,766	405	7,592	1.02	14.6
675	3,548	1,885	209	925	5,183	2,205	6,244	403	2,808	8,158	405	7,740	1.05	14.0
0.6	1.7	2.4	0.0	1.3	4.1	2.3	5.5	▲ 5.2	3.7	5.0	0.0	1.9	ポ0.03	ポ▲ 0.6
671	3,675	1,982	223	1,052	5,578	1,919	6,148	466	2,359	7,797	403	8,119	0.96	16.2
688	3,656	1,957	224	960	5,545	2,251	5,948	431	2,956	7,743	453	8,061	0.96	14.8
613	3,579	1,883	173	756	5,196	2,472	6,277	368	3,209	8,249	348	7,760	1.06	10.2
561	3,502	1,832	184	856	5,194	1,940	6,216	333	2,347	8,003	386	7,743	1.03	15.9
647	3,527	1,855	228	872	5,108	2,224	6,265	412	2,919	8,229	410	7,754	1.06	13.7
598	3,418	1,762	220	879	5,101	2,501	6,280	382	3,181	8,173	447	7,510	1.09	13.3
578	3,350	1,713	220	781	5,010	2,268	6,529	379	2,738	8,472	392	7,384	1.15	14.1
504	3,213	1,684	179	614	4,750	1,970	6,378	349	2,639	8,278	355	7,097	1.17	13.4
844	3,501	1,907	167	970	4,873	2,265	6,194	326	3,075	8,352	326	7,424	1.13	10.3
717	3,567	1,934	185	938	5,048	2,259	6,161	388	2,649	8,248	391	7,739	1.07	14.4
743	3,852	2,099	259	968	5,296	2,139	6,194	511	2,917	8,528	483	8,127	1.05	16.0
835	3,796	2,080	231	1,486	5,719	2,085	5,866	505	2,785	8,260	465	8,065	1.02	16.2
690	3,752	2,056	213	1,015	5,775	1,938	5,556	471	2,699	8,058	409	7,940	1.01	14.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.8	2.1	3.7	▲ 4.5	▲ 3.5	3.5	1.0	▲ 9.6	1.1	14.4	3.3	1.5	▲ 2.2	ポ0.05	ポ▲ 2.0
301	1,731	958	89	424	2,468	986	2,827	191	1,466	4,306	165	3,777	1.14	12.8
55	239	125	12	84	352	81	267	34	115	418	21	472	0.89	15.7
40	185	115	17	50	362	106	252	20	114	382	26	369	1.04	19.3
33	210	120	14	75	452	91	239	33	135	364	32	455	0.80	24.4
65	331	193	16	89	477	155	393	46	199	618	35	664	0.93	10.1
9	84	50	5	12	120	42	119	6	46	105	8	158	0.66	21.7
76	378	198	24	109	576	136	418	52	155	559	44	734	0.76	21.3
111	594	297	36	172	968	341	1,041	89	469	1,306	78	1,311	1.00	12.8
千件	千人	千人	千件	千件	千人	千人	千人	千件	千人	千人	千件	千人		
146	602	318	27	213	806	330	928	54	398	1,146	44	1,252	0.92	11.1
112	593	314	26	160	824	316	921	51	374	1,138	42	1,244	0.91	11.2
109	577	304	27	142	812	344	932	53	418	1,159	44	1,220	0.95	10.6
101	552	286	24	118	749	325	923	43	401	1,160	40	1,181	0.98	9.9
103	547	281	24	126	730	328	939	39	389	1,173	40	1,177	1.00	10.1
101	539	276	25	133	726	337	949	45	421	1,187	42	1,165	1.02	10.1
103	535	274	25	135	730	365	976	45	423	1,201	41	1,157	1.04	9.8
98	523	268	24	119	710	348	994	44	392	1,202	40	1,121	1.07	10.1
97	508	264	21	95	665	326	983	38	395	1,181	36	1,059	1.11	9.0
127	527	276	20	142	670	383	1,006	35	418	1,182	33	1,087	1.09	8.0
122	555	292	26	149	700	388	1,046	51	404	1,196	40	1,130	1.06	10.0
126	572	301	34	152	738	362	1,050	78	409	1,205	50	1,181	1.02	10.5
143	576	306	27	208	790	330	43975	55	394	1,170	43	1,200	1.03	11.0

項目 年月		労働市場										※ 今月の動き ※ ○ 5月の新規求人数は、5,220人で対前年同月比 5.0%の増加となった。 これをパートを含む主な産業分類(大分類)についてみると、前年同月比等で増加したものは、医療、福祉 5.9% (98人)、生活関連サービス業、娯楽業 42.1% (59人)、宿泊業、飲食サービス業 11.8% (32人)で、減少したものは、公務・その他 ▲27.3% (▲30人)、運輸業、郵便業 ▲19.5% (▲40人)、サービス業(他に分類されないもの)▲3.1% (▲19人) などである。 また、パートタイム求人は、1,938人で、対前年同月比 1.0%増加となった。 ○ 新規求職者 2,551人で、対前年同月比は 5.7%減少となった。受給資格決定件数は 827件(※速報値)で前年同月比 5.6%減少、受給者実人員は 2,368人で同 0.98%増加した。 ○ 有効求人倍率(季節調整値)は、1.22倍で前月を 0.03ポイント下回った。 新季節指数による改訂 完全失業率及び求人倍率(季節調整値)は全数に係る数値で、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。		
		1. のうち 5. 常用 { 日雇・学卒(中学、高校)を除く全数 }												
		求職		求人		就職	充足	求人倍率		就職率	充足率			
		① 新規 求職 件 (件)	② 有効 求職 者 数 (人)	③ 新規 求 人 数 (人)	④ 有効 求 人 数 (人)	⑤ 就 職 件 数 (件)	⑥ 充 足 数 (人)	⑦ 有 効 ④/② (倍)	⑧ 新規 ③/① (倍)	⑤/① ×100 (%)	⑥/③ ×100 (%)			
徳島県	令和元年度平均	2,588	11,702	5,629	16,218	1,000	952	1.39	2.18	38.6	16.9			
	令和2年度平均	2,494	12,600	4,556	12,819	864	828	1.02	1.83	34.6	18.2			
	令和3年度平均	2,472	12,539	4,988	14,084	848	808	1.12	2.02	34.3	16.2			
	令和4年度平均	2,470	12,907	5,196	14,948	829	794	1.16	2.10	33.60	15.3			
	前年度対比	▲0.1	2.9	4.2	6.1	▲2.2	▲1.7	ポ0.04	ポ0.08	ポ▲0.7	ポ▲0.9			
	令和4年 5月	2,688	13,655	4,639	14,685	903	858	1.08	1.73	33.6	18.5			
	6月	2,588	13,564	5,368	14,381	917	873	1.06	2.07	35.4	16.3			
	7月	2,169	12,914	5,809	15,112	727	691	1.17	2.68	33.5	11.9			
	8月	2,302	12,897	4,642	14,917	748	716	1.16	2.02	32.5	15.4			
	9月	2,409	12,827	5,356	15,238	876	838	1.19	2.22	36.4	15.6			
	10月	2,247	12,574	5,799	15,116	853	800	1.20	2.58	38.0	13.8			
	11月	2,164	12,631	5,127	15,480	781	746	1.23	2.37	36.1	14.6			
	12月	1,735	11,816	4,820	15,180	656	627	1.28	2.78	37.8	13.0			
	令和5年 1月	2,603	12,256	5,290	14,930	617	583	1.22	2.03	23.7	11.0			
	2月	2,566	12,744	5,042	14,796	811	780	1.16	1.96	31.6	15.5			
	3月	2,694	13,384	5,314	15,063	1,081	1,056	1.13	1.97	40.1	19.9			
	4月	3,255	13,748	4,994	14,619	967	901	1.06	1.53	29.7	18.0			
5月	2,534	13,673	4,857	14,243	900	836	1.04	1.92	35.5	17.2				
対前年同月比(%)		▲5.7	0.1	4.7	▲3.0	▲0.3	▲2.6	ポ▲0.04	ポ0.19	ポ1.9	ポ▲1.3			
安定所別(5月)	徳島	1,105	6,223	2,531	7,352	357	420	1.18	2.29	32.3	16.6	有効求人倍率(季節調整値) 徳島 5月 1.22倍 全国 4月 1.32倍 労働力調査関係 資料出所:総務省統計局 完全失業者数 完全失業率 季節調整値		
	小松島出張所	191	821	217	744	62	51	0.91	1.14	32.5	23.5			
	三好	133	729	242	681	50	42	0.93	1.82	37.6	17.4			
	美馬	172	906	233	628	68	61	0.69	1.35	39.5	26.2			
	阿南	207	1,135	393	1,129	82	58	0.99	1.90	39.6	14.8			
	牟岐出張所	33	278	136	305	17	18	1.10	4.12	51.5	13.2			
	吉野川 鳴門	270 423	1,307 2,274	300 805	1,037 2,367	99 165	64 122	0.79 1.04	1.11 1.90	36.7 39.0	21.3 15.2			
全国	令和4年 4月	千件 511	千人 2,051	千人 773	千人 2,183	千件 104	千人 104	1.06	1.51	20.3	13.4	万人 188	% 2.7	% 2.6
	5月	404	2,062	727	2,177	97	97	1.06	1.80	24.1	13.4	191	2.8	2.6
	6月	382	2,025	800	2,210	102	102	1.09	2.10	26.7	12.7	186	2.7	2.6
	7月	337	1,925	772	2,205	87	87	1.15	2.29	25.7	11.2	176	2.5	2.6
	8月	356	1,901	756	2,238	83	83	1.18	2.12	23.4	11.0	177	2.6	2.5
	9月	360	1,886	805	2,266	91	91	1.20	2.23	25.4	11.4	187	2.7	2.6
	10月	360	1,882	832	2,308	91	91	1.22	2.31	25.3	10.9	178	2.6	2.6
	11月	324	1,827	768	2,313	87	87	1.27	2.37	26.7	11.3	165	2.4	2.5
	12月	272	1,719	738	2,252	73	73	1.31	2.72	26.8	9.9	158	2.3	2.5
	令和5年 1月	392	1,752	822	2,263	67	67	1.29	2.10	17.1	8.2	164	2.4	2.4
	2月	398	1,825	820	2,314	95	95	1.27	2.06	23.8	11.5	174	2.5	2.6
	3月	412	1,914	805	2,336	137	137	1.22	1.95	33.3	17.0	193	2.8	2.8
	4月	496	1,985	762	2,234	103	443	1.13	1.54	20.8	13.5	190	2.7	2.6

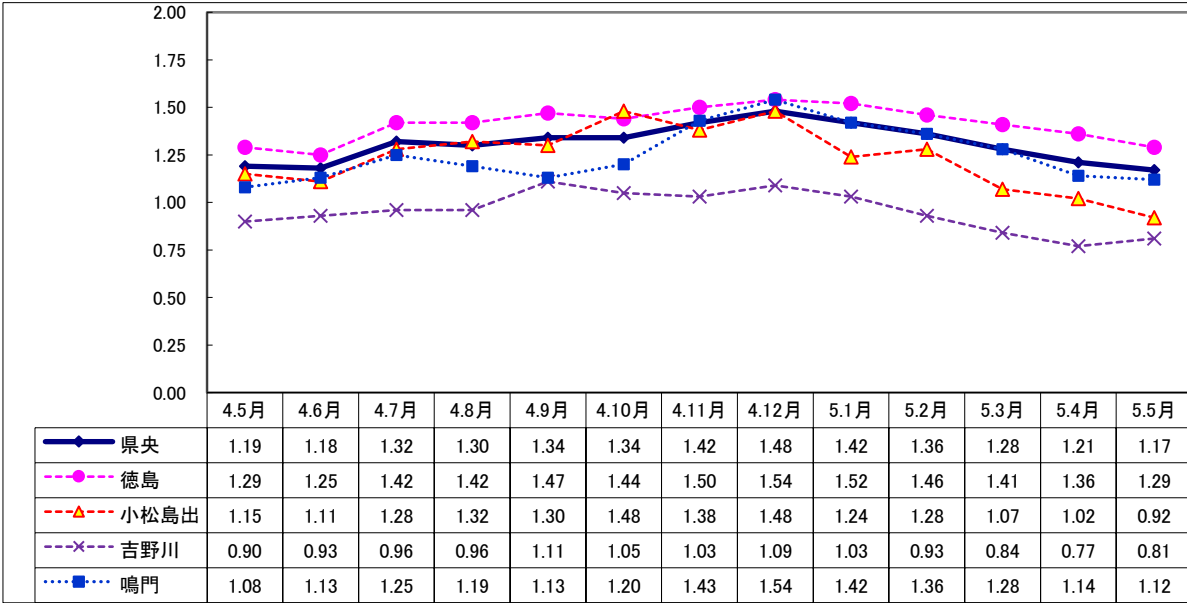
Ⅱ 産業別・規模別 新規求人の状況

No.4

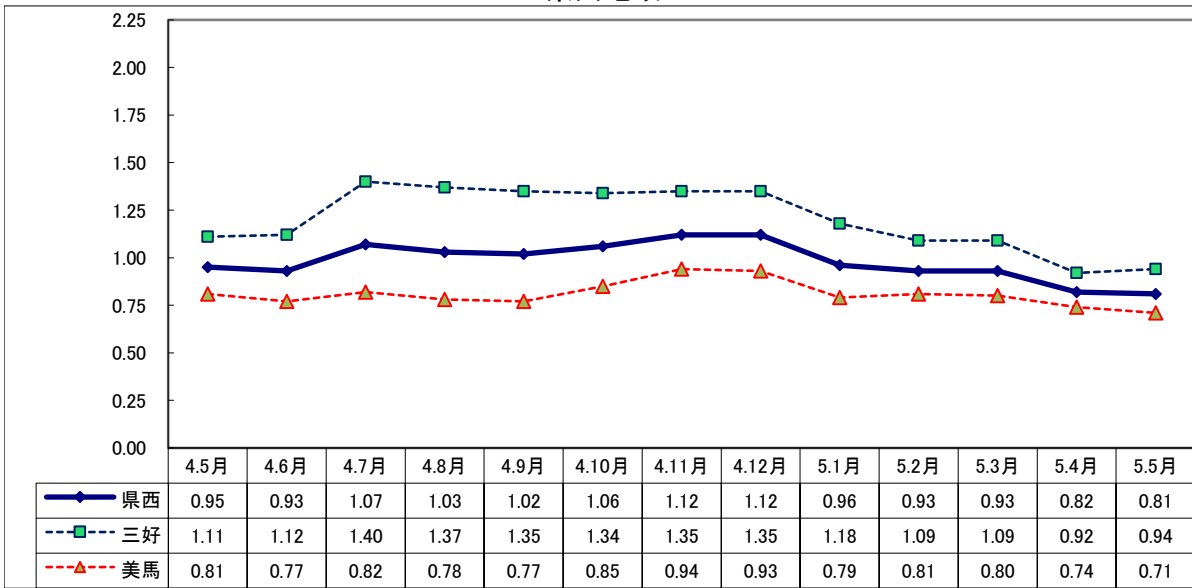
項 目 産 業 ・ 規 模	一般(日雇・学卒を除く)			パートタイムを除く			パートタイム		
	5年 5月 (人)	前年比 (%)	4年 5月 (人)	5年 5月 (人)	前年比 (%)	4年 5月 (人)	5年 5月 (人)	前年比 (%)	4年 5月 (人)
A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	79	14.5	69	31	19.2	26	48	11.6	43
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 (05)	2	0.0	2	2	100.0	1	0	—	1
D 建設業 (06~08)	464	▲ 3.3	480	442	▲ 3.5	458	22	0.0	22
E 製造業 (09~32)	433	7.2	404	295	▲ 0.3	296	138	27.8	108
09 食料品製造業	136	30.8	104	52	13.0	46	84	44.8	58
10 飲料・たばこ・飼料製造業	5	▲ 16.7	6	3	▲ 25.0	4	2	0.0	2
11 繊維工業	28	21.7	23	14	16.7	12	14	27.3	11
12 木材・木製品製造業	26	▲ 3.7	27	23	21.1	19	3	▲ 62.5	8
13 家具・装備品製造業	6	▲ 33.3	9	6	▲ 14.3	7	0	—	2
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	21	600.0	3	18	500.0	3	3	—	0
15 印刷・同関連業	16	128.6	7	12	200.0	4	4	33.3	3
16 化学工業	22	▲ 4.3	23	13	▲ 38.1	21	9	350.0	2
17 石油製品・石炭製品製造業	0	—	0	0	—	0	0	—	0
18 プラスチック製品製造業	2	▲ 83.3	12	2	▲ 81.8	11	0	—	1
19 ゴム製品製造業	2	▲ 60.0	5	2	▲ 50.0	4	0	—	1
21 窯業・土石製品製造業	14	27.3	11	12	50.0	8	2	▲ 33.3	3
22 鉄鋼業	4	▲ 42.9	7	3	▲ 57.1	7	1	—	0
23 非鉄金属製造業	3	—	0	3	—	0	0	—	0
24 金属製品製造業	49	157.9	19	48	166.7	18	1	0.0	1
25 はん用機械器具製造業	4	▲ 71.4	14	3	▲ 76.9	13	1	0.0	1
26 生産用機械器具製造業	26	30.0	20	26	30.0	20	0	—	0
27 業務用機械器具製造業	4	300.0	1	4	300.0	1	0	—	0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	34	▲ 49.3	67	34	▲ 48.5	66	0	—	1
29 電気機械器具製造業	10	0.0	10	5	▲ 28.6	7	5	66.7	3
30 情報通信機械器具製造業	0	—	0	0	—	0	0	—	0
31 輸送用機械器具製造業	8	▲ 72.4	29	8	▲ 63.6	22	0	—	7
20,32 その他の製造業	13	85.7	7	4	33.3	3	9	125.0	4
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	4	▲ 33.3	6	3	▲ 40.0	5	1	0.0	1
G 情報通信業 (37~41)	57	67.6	34	26	0.0	26	31	287.5	8
H 運輸業, 郵便業 (42~49)	165	▲ 19.5	205	125	▲ 25.6	168	40	8.1	37
I 卸売業, 小売業 (50~61)	630	3.8	607	364	10.3	330	266	▲ 4.0	277
J 金融業, 保険業 (62~67)	51	82.1	28	34	54.5	22	17	183.3	6
K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	73	52.1	48	63	85.3	34	10	▲ 28.6	14
L 学術研究, 専門・技術サービス業 (71~74)	169	19.0	142	114	31.0	87	55	0.0	55
M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	303	11.8	271	95	6.7	89	208	14.3	182
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	199	42.1	140	133	47.8	90	66	32.0	50
O 教育, 学習支援業 (81,82)	121	14.2	106	38	▲ 20.8	48	83	43.1	58
P 医療, 福祉 (83~85)	1,755	5.9	1,657	1,051	17.3	896	704	▲ 7.5	761
Q 複合サービス事業 (86, 87)	34	▲ 22.7	44	19	▲ 47.2	36	15	87.5	8
R サービス業 (88~96)	601	▲ 3.1	620	416	6.7	390	185	▲ 19.6	230
S, T 公務・その他 (97,98,99)	80	▲ 27.3	110	31	▲ 40.4	52	49	▲ 15.5	58
	5,220	5.0	4,973	3,282	7.5	3,054	1,938	1.0	1,919
規 模 別									
29人以下	3,226	4.5	3,086	1,892	5.2	1,799	1,334	3.7	1,287
30 ~ 99人	1,299	▲ 0.5	1,305	874	5.7	827	425	▲ 11.1	478
100 ~ 299人	481	31.4	366	367	39.5	263	114	10.7	103
300 ~ 499人	137	73.4	79	104	112.2	49	33	10.0	30
500 ~ 999人	25	▲ 39.0	41	14	▲ 56.3	32	11	22.2	9
1,000人以上	52	▲ 45.8	96	31	▲ 63.1	84	21	75.0	12

Ⅲ 安定所別有効求人倍率(原数値)の推移 県央地域

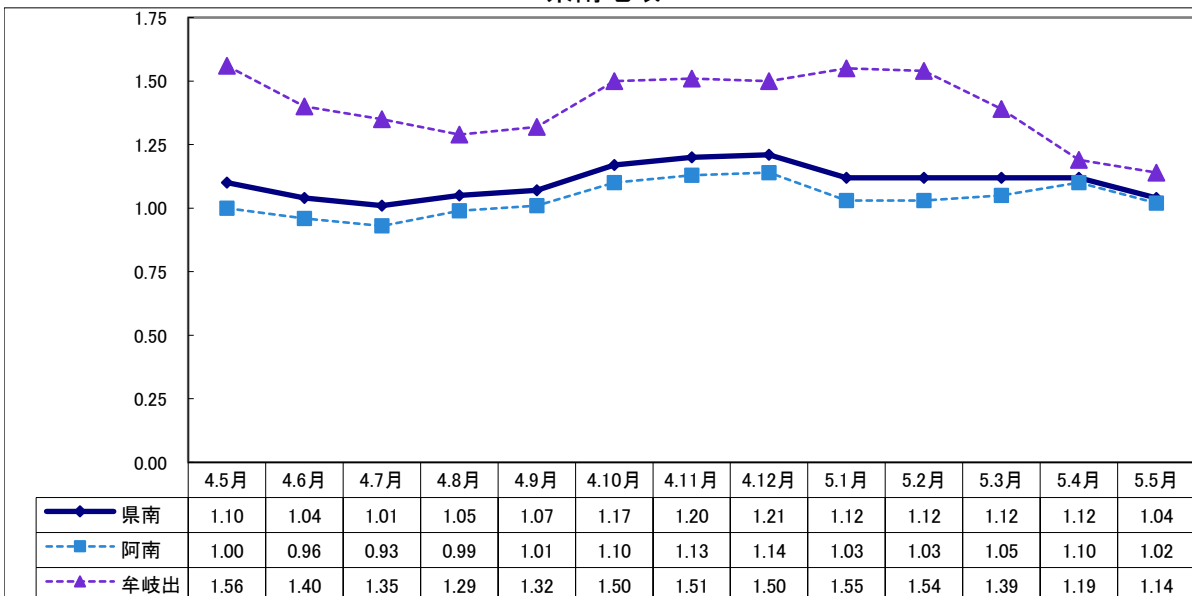
No.5



県西地域



県南地域



徳島県内の倒産件数・負債総額の推移

月	令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		平成31年・令和元年		平成30年		平成29年		平成28年		月
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	
1月	5	273	1	70	2	430	4	657	5	670	0	0	1	29	3	265	1月
2月	2	310	7	1,875	0	0	6	719	1	656	2	135	1	10	5	942	2月
3月	2	320	3	2,400	3	838	7	2,622	3	1,112	8	1,391	3	1,180	5	410	3月
4月	3	208	1	50	2	423	5	208	8	1,245	4	142	0	0	1	310	4月
5月	5	1,017	3	985	3	109	4	1,320	1	93	1	160	4	885	0	0	5月
6月			0	0	3	217	9	1448	2	338	0	0	4	310	2	100	6月
7月			3	1,490	5	836	4	383	2	47	3	431	1	50	0	0	7月
8月			4	334	1	40	3	91	1	55	2	171	4	836	7	1,040	8月
9月			3	135	3	549	4	379	5	612	0	0	4	831	1	40	9月
10月			1	74	0	0	2	350	2	212	3	977	1	16	1	65	10月
11月			3	876	2	1,770	3	613	3	659	2	306	2	300	1	10	11月
12月			1	25	1	10	0	0	6	1203	3	113	9	1,144	0	0	12月
合計	17	2,128	30	8,314	25	5,222	51	8,790	39	6,902	28	3,826	34	5,591	26	3,182	合計
1~5 月計	17	2,128	15	5,380	10	1,800	26	5,526	18	3,776	15	1,828	9	2,104	14	1,927	1~5 月計

(注1) 負債1,000万円以上の企業倒産(資料出所……帝国データバンク徳島支店)

(注2) 平成17年4月以降、倒産集計基準の変更(倒産五法による法的整理のみ集計)

徳島県内の倒産件数・負債総額の推移

月	令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		平成31年・令和元年		平成30年		平成29年		平成28年		月
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	
1月	5	489	1	50	2	600	4	577	5	559	3	636	1	93	5	1,463	1月
2月	2	300	6	1,091	0	0	2	320	3	1,046	1	35	1	115	3	165	2月
3月	2	80	4	2,445	3	682	11	3,057	3	1,023	7	1,750	4	1,130	5	880	3月
4月	3	140	2	83	2	628	5	240	8	1,215	5	149	1	40	2	471	4月
5月	5	605	3	1,077	3	80	4	1,360	4	123	2	173	6	945	1	65	5月
6月			1	10	4	312	9	2,772	2	341	1	65	1	135	2	72	6月
7月			3	941	5	1,497	3	426	1	27	2	255	1	100	1	103	7月
8月			4	261	2	90	2	180	2	70	1	100	4	667	7	1,233	8月
9月			2	91	3	550	5	391	5	535	1	15	4	1,020	2	220	9月
10月			1	67	0	0	2	730	2	130	4	1,161	1	461	2	270	10月
11月			4	1,216	2	1,770	3	900	3	455	2	70	2	430	1	10	11月
12月			1	10	1	10	0	0	5	878	4	82	8	653	1	20	12月
合計	17	1,614	32	7,342	27	6,219	50	10,953	43	6,402	33	4,491	34	5,789	32	4,972	合計
1~5 月計	17	1,614	16	4,746	10	1,990	26	5,554	23	3,966	18	2,743	13	2,323	16	3,044	1~5 月計

(注1) 負債1,000万円以上の企業倒産(資料出所・・・東京商工リサーチ徳島支店)

令和5年 春季賃上げ 回答妥結状況

2023/6/26現在
徳島労働局賃金室まとめ

	令和4年妥結状況			令和3年実績			対前年比	
	社数・組合数	妥結額	賃上げ率	社数・組合数	妥結額	賃上げ率	額	ポイント比
厚生労働省(民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況) 令和4年8月5日発表 358社 6,898円 2.20%				令和3年8月13日発表 343社 5,854円 1.86%			1,044円	+0.34
対象等	妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント(30、35歳など)での妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)を含んでいる。							
連合(2023年6月5日第6回回答集計、平均賃金方式による組合員数での加重平均)								
	令和5年妥結状況			令和4年			対前年比	
	定昇相当分 込み賃上げ計			昨年同時期 6/3				
合計	4,475組合	10,807円	3.66%	4,331組合	6,049円	2.09%	4,758円	+1.57
300人未満計	3,144組合	8,328円	3.36%	3,078組合	4,857円	1.97%	3,471円	+1.39
300人以上計	1,331組合	11,147円	3.69%	1,253組合	6,214円	2.10%	4,933円	+1.59
1,000人以上	446組合	11,519円	3.73%	436組合	6,415円	2.13%	5,104円	+1.60
日本経団連	2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)(2023年5月19日発表)							
	92社	13,110円	3.91%	昨年同時期 5/20 7,794円	2.35%	5,316円	+1.56	
製造業平均	2023年6月23日公表			2022年6月10日集計結果				
非製造業平均	175社	8,349円	3.10%	169社	5,434円	2.03%	2,915円	+1.07
総平均	102社	7,076円	2.68%	80社	4,791円	1.85%	2,285円	+0.83
	277社	7,864円	2.94%	249社	5,219円	1.97%	2,645円	+0.97
・中小企業(500人未満17業種754社対象、288社の回答を把握、このうち11社は平均金額不明等のため除外、上記は定期昇給(賃金体系)含む、加重平均								
日本経済新聞社(主要企業、加重平均) 日経とりまとめ賃金調査中間集計(4/20現在、5/13朝刊) 2023年調査	308社	12,545円	3.89%	2022年調査 311社	7,440円	2.35%	5,105円	+1.54
徳島県経営者協会(2023/6/23現在) 中間集計	39社	6,470円	2.41%	昨年同時期 同一社での比較	3,999円	1.50%	2,471円	+0.91

令和5年度第1回
徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会
議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和5年6月15日（木）午後3時07分～午後4時55分
場所 とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）
アミコビル東館9階

2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員
（労側委員） 川口委員 山本委員
（使側委員） 脇田委員 中村委員

3 議事要旨

（1）徳島県最低賃金の審議日程を次のとおりとする。

第2回本審	7月6日（木）	午後2時00分
第3回本審（目安伝達）	8月3日（木）	午前9時30分
第1回専門部会	8月3日（木）	午前11時00分
第2回専門部会	8月4日（金）	午前9時00分
第3回専門部会	8月7日（月）	午後1時00分
第4回本審（県最賃答申）	8月7日（月）	午後3時00分
第4回専門部会（予備）	8月10日（木）	午前9時00分
第5回本審（答申予備日）	8月10日（木）	午前11時00分
特定最賃合同専門部会	8月23日（水）	午前9時30分
第5回本審（異議審）	8月23日（水）	午前11時00分
特定最賃合同専門部会（予備日）	8月28日（月）	午前9時30分
第6回本審（異議審予備日）	8月28日（月）	午前11時00分

（2）専門部会は第1回のみ公開とする。

（3）議事録は読みやすいように事務局で記載、表現を整え、委員の確認を経て確定する。

（4）造作材専門部会の必要性審議は、独立した専門部会で行う。

（5）実地視察は、一般機械（特定最賃）の業種について行う。

（6）付帯決議は、本審委員の意見を集約して事務局が案を取りまとめ、本審委員の検討を経て、答申日に出せるよう準備を進める。

（7）要請書は最低賃金に関する部分を第3回審議会の資料とする。

（8）審議会の慣例、運用を整理し、申し合わせ事項としてまとめる。

（9）その他の意見なし。

4 次回開催

第2回本審 7月6日午後2時から（あわぎんホール）

令和5年度 最低賃金審議日程

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		
6/15	木	第1回本審(14:00～とくぎんトモ ニプラザ9F)会長及び会長代理 選任	第1回あり方検討小委員会 (15:00～)審議方法、実地視察 検討		
7/6	木	第2回本審(14:00～あわぎん ホール)県最賃諮問		特定最賃必要性諮問	専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推 薦公示
8/3	木	第3回本審(9:30～労働局)目安 答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(11:00～ 労働局)金額審議		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議		
8/7	月	第4回本審(15:00～労働局)県 最賃答申、要旨公示	第3回県最賃専門部会(13:00～ 労働局)金額審議、部会報告		要旨公示
★				第1回特定最賃造作材専門部会 (必要性審議、答申)	
8/10	木	【予備】本審(11:00～労働局)県 最賃答申、要旨公示	【予備】県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議、部会報告		
8/23	水	第5回本審(11:00～未定)県最 賃異議審議答申、特賃必要性答 申、 特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 (必要性審議、答申、審議日程 調整)	特賃意見聴取の公示
8/28	月	【予備】本審(11:00～未定)県最 賃異議審議答申、特賃必要性答 申、 特賃金額改正諮問		【予備】第1回特定最賃合同専門 部会(必要性審議、答申、審議 日程調整)	
				実地視察(特定最低賃金事業 場) 9～10月	
				第2～3回各特定最賃専門 部会(金額審議・答申)	
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会	

地方最低賃金審議会の公開状況

※会議の傍聴及び議事内容のHP掲載状況 ○:公開 △:一部公開 ×:非公開

	令和4年度						令和3年度					
	本審			専門部会			本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
秋田	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
茨城	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
栃木	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	△	議事録	○	○	議事録	○	△	議事録	○
千葉	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
新潟	△	議事録	○	×	議事録	○	△	議事録	○	×	議事録	○
富山	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
石川	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
福井	△	議事録	○	△	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事録(一部)	○
山梨	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
長野	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
岐阜	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
三重	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
京都	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
奈良	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
山口	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○	△	議事要旨	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
佐賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
長崎	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
熊本	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大分	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
宮崎	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
鹿児島	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
	○24	議事録33	○47	○1	議事録8	○47	○22	議事録27	○47	○1	議事録7	○47
	△23	議事録(一部)14	△0	△18	議事録(一部)12	△0	△25	議事録(一部)19	△0	△17	議事録(一部)12	△0
	×0	議事要旨0	×0	×28	議事要旨27	×0	×0	議事要旨1	×0	×29	議事要旨28	×0

徳島地方最低賃金審議会運用(申し合わせ事項)

1 最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用

同条同項のあらかじめの議決とは、専門部会において全会一致で決議した場合とする。専門部会で全会一致となった決議は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本審を開催することなく、審議会の決議として答申することができる。

2 審議の効率化

特定最低賃金審議の必要性審議を合同部会で行った後、本審を開催し、異議審議と特定最低賃金の改正諮問を行う。同様に可能であれば、審議会(専門部会)の同日審議を行い審議効率化を図る。

上記の特定最低賃金合同専門部会と異議審議を同日開催するには、特定最低賃金の必要性諮問を第2回本審において行う必要がある。第2回本審を行う前に、労働者側代表委員は特定最賃改正申出書(合意書)のとりまとめをお願いする。

資料番号

No. 6

業務改善助成金

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 855 円



- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。



対象となる設備投資など

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ⇒

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

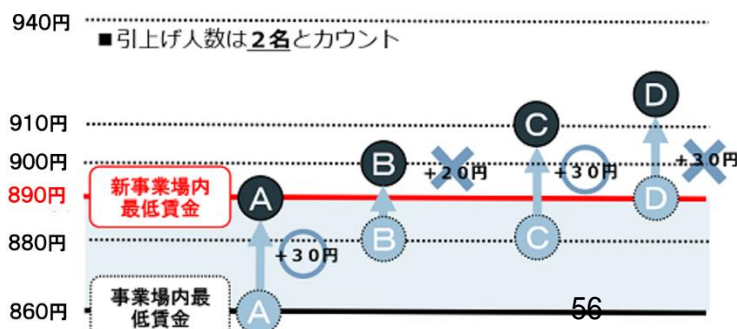
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金860円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率 【参考】徳島県の場合 855円～885円

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ⇒

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001151182.pdf>

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集(令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB]

PDF 生産性向上のヒント集(令和3月作成) [PDF形式: 9,625KB]

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

【課題と対応】
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手間が長くなるなどがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

【実施概要】
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

【導入前】<導入後>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

【実施結果】
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

【成果】
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

検索

業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

【導入前】 【導入後】

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

【実施内容】
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

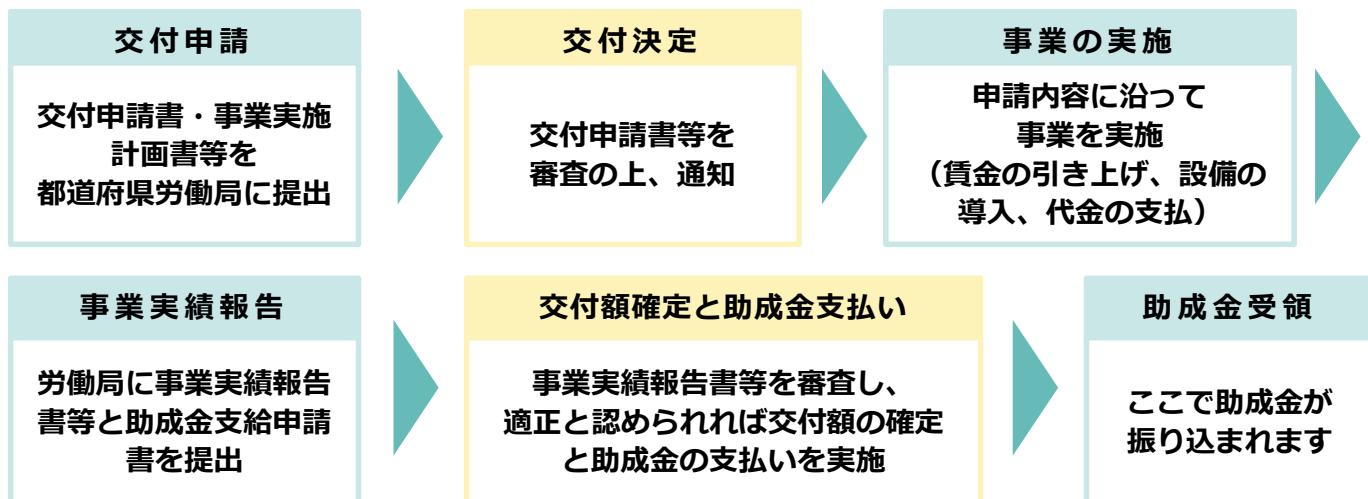
【成果】
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
電話番号：088-652-2718

厚生労働省 最低賃金

賃金引き上げ 特設ページ

賃金引き上げ 特設ページ

メニュー

MENU1

**賃金引き上げに向けた
取り組み事例**

賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取組内容、その状...

MENU2

**地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索**

賃金引き上げの参考となる平均的な賃金額を検索できるページです。都...

MENU3

**賃金引き上げに向けた
政府の支援情報**

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまと...

TOP

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索





問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





<p>⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）</p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>	<p>経営強化税制</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>(⑥と同じ)</p> 	
<p>⑧ 事業再構築補助金</p> <p>問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080</p>	<p>事業再構築補助金</p>	<p>検索</p>
<p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>		
<p>⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p> <p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>	<p>ものづくり補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>		
<p>⑩ 小規模事業者持続化補助金</p> <p>問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所 電話：03-6632-1502</p>	<p>持続化補助金</p>	<p>検索</p>
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>(商工会地区)</p> 	<p>(商工会議所地区)</p> 
<p>⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金</p> <p>問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p>	<p>IT 導入補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>		
<p>⑫ 事業承継・引継ぎ補助金</p> <p>問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p>	<p>検索</p>
<p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>		


3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		
⑭ パートナーシップ構築宣言 問い合わせ先：<「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688	パートナーシップ構築宣言	検索
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		
⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需基本方針	検索
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		
⑯ 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需ポータルサイト	検索
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795	セーフティネット貸付	検索
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		
⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店	マル経融資	検索
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。		

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	建設事業主等に対する助成金	検索
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。		

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(2023.4)

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和5年4月
厚生労働省・中小企業庁

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和4年度においては、全国加重平均で31円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 8
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)	P 9
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例(経営強化税制)	P 10
(3) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』 ・ 事業再構築補助金	P 11
(4) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 12
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 14
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 14
(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	P 15
・ 官公需情報ポータルサイト	P 15

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 16
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 17
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 18
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、 外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 19
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 20
(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 21
6. 相談窓口・各種ガイドライン	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点	P 22
・下請かけこみ寺	P 22
・働き方改革推進支援センター	P 23
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 24

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

※一部の特例事業者は、一定の要件を満たす乗用自動車やPC、関連する経費なども対象。（詳細はウェブサイト参照）

【助成上限額】

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または業務改善助成金コールセンター、働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。



業務改善助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- (1) 正社員化コース (2) 障害者正社員化コース
- (3) 賃金規定等改定コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 賞与・退職金制度導入コース (6) 短時間労働者労働時間延長コース

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※ 中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

※ 給与等支給額

全ての国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※ 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間:

平日9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業向け賃上げ促進税制

検索



1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1.20%(貸付期間5年の場合)
※ 基準利率は、令和5年3月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業が生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

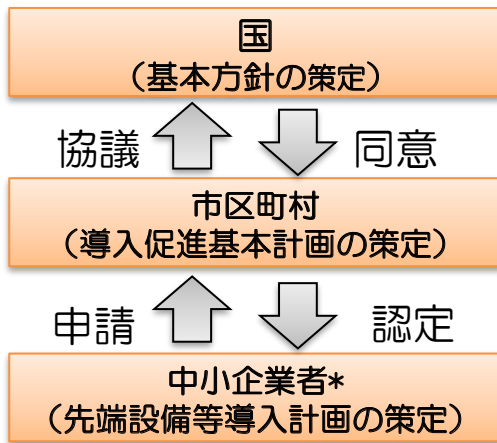
(適用期間：令和5年度～令和6年度)

新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/3※に軽減されます

※ 賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・ 令和6年3月末までに取得した設備：5年間、3分の1に軽減
- ・ 令和7年3月末までに取得した設備：4年間、3分の1に軽減

※ 上記の賃上げ表明を行わない場合は、3年間、2分の1に軽減されます。



POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、工業等の専門家 等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。


【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を 策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関 などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら 🔍 <input type="text" value="経営強化法"/> 🔍 <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等につとって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	--

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ●中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和7年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日9：30～12：00、13：00～17：00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。（適用期限：令和6年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限り、ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上 の投資計画に係る設備		工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品（30万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 のいずれかに該当する設備	経済 産業局	建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産 回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引きJP19」を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

74



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』

事業再構築補助金

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

【必須申請要件】

以下の要件を満たす中小企業等の方

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等

【最低賃金枠と大規模賃金引上促進枠】

■最低賃金枠の要件

必須申請要件に加え、以下を満たすこと

- ①2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ②2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

■大規模賃金引上促進枠の要件

以下の要件をいずれも満たすこと

- ①成長枠又はグリーン成長枠に、同一公募回で申請すること
- ②成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、事業内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること
- ③成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、従業員数を年率平均1.5%以上（最低事業計画期間×1人の増員が必要）増員させること

【支援内容】

【最低賃金枠】

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小：1/2 中堅：1/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【大規模賃金引上促進枠】

従業員規模	補助金額	補助率
－	3,000万円	中小：1/2 中堅：1/3

【お問合せ先】

<事業再構築補助金事務局コールセンター>
受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）
電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088



事業再構築補助金

検索

75 <IP電話用> 03-4216-4080

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の生産性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。
また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和5年1月現在公募中のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

また、業況が厳しい事業者に対しては、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を設置し、補助率を2/3に引き上げて支援します。

申請枠	補助額上限額	補助率
通常枠	750～1,250万円 ※従業員規模により異なる	1/2 小規模・再生事業者は2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※)		2/3

(※) 前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であること、常時使用する従業員がいること、補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成することが必要。

加えて、大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数に応じて各種申請枠（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）の補助上限額を引き上げます。

従業員数	上乗せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

■ 必須基本要件：

- (1) 事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加
- (2) 給与支給総額を年率平均1.5%増加
- (3) 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準

■ 上記の必須基本要件に加えた大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例に係る追加要件

- (1) 必須基本要件の年率平均1.5%以上増加に加え、更に年率平均4.5%以上（合計で年率平均6%以上）増加
- (2) 事業場内最低賃金を毎年、年額+45円以上増額

■ 公募期間：第14次公募回 令和5年1月11日（水）～令和5年4月19日（水）
（令和4年度～令和6年度にかけて、複数回の公募を実施予定）

【お問合せ先】

ものづくり補助金総合サイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>
ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

12次締切：令和5年6月1日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://r3.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6632-1502

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和5年3月28日（火）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

【事業承継・引継ぎ補助金】

事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。また、「経営革新事業」にて中小企業の積極的な賃上げを促進するため、そうした事業者の補助上限額を200万円上げます。

公募期間：複数回の公募を実施予定

<5次公募>

経営革新/廃業・再チャレンジ：令和5年3月20日（月）～令和5年5月12日（金）（予定）

専門家活用：令和5年3月30日（木）～令和5年5月12日（金）（予定）

<お問い合わせ先>

事業承継・引継ぎ補助金事務局HP：<https://ish.go.jp/r4h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新）：050-3615-9053

（専門家活用/廃業・再チャレンジ）：050-3615-9043

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができます。**

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について
「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

7 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の person 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における person 費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、person 費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の person 費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669

79



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.2%、国民生活事業 1.95%

※ 実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和5年3月1日現在 1.30%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
 - ③建設キャリアアップシステム等普及促進コース(建設事業主団体に限る)
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日 (8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日 (7,600<8,360>円/日)

- 注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。
賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の助成については、1年以内に賃金要件または資格等手当要件を達成した場合にのみ支給されます。
- 注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。
- 注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手續のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

82

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (2) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%（賃金要件を満たした場合は35%（上限150万円））を助成。

2. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく取組を導入・実施し、離職率目標を達成した場合、支給対象経費の1/2（上限57万円）（賃金要件を満たした場合は2/3（上限72万円））を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、機器等導入助成として支給対象経費の30%※、離職率目標、テレワーク実績基準を満たした場合、目標達成助成として支給対象経費の20%※（賃金要件を満たした場合は35%）を助成。

※上限額は100万円、または20万円×対象労働者数のいずれか低い方の金額

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材確保等支援助成金

83

検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

84

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外						
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1			
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化:70%	760(380)円 /時・人	-	正規雇用:60(45)% 非正規雇用:75% 正社員化:100%	960(480)円 /時・人	-	
	認定実習併用職業訓練※2 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	45(30)%		20(11)万円/人	60(45)%		25(14)万円/人	
	有期実習型訓練※3 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60% 正社員化:70%		10(9)万円/人	75% 正社員化:100%		13(12)万円/人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円※4	-	-	36万円※4	-	-	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※6	-※6	-※6
		成長分野	75%	960円/時・人※5	-	-※6	-※6	-※6
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円 /時・人	20(11)万円/人	75(60)%	960(480)円 /時・人	25(14)万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	-	-	75(60)%	-	-	
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-	60%	-	-	
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度 及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円※4	6,000円/日・人※7	-	24万円※4	7,200円/日・人※7	-
短時間勤務等		20万円※4	-	-	24万円※4	-	-	
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※6	-※6	-※6	

- ※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。
- ※2 正規雇用労働者及び非正規雇用労働者を対象とした、企業の中核人材を育てるための訓練。
- ※3 非正規雇用労働者を対象とした、正社員化を目指して実施する訓練。
- ※4 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。
- ※5 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。
- ※6 「人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）」及び「事業展開等リスクリング支援コース」については、訓練修了後に賃金を増額した場合の要件は設定せず、あらかじめ高率助成に設定。
- ※7 有給による休暇を取得した場合に対象。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名程度配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請代金法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

(公財) 全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



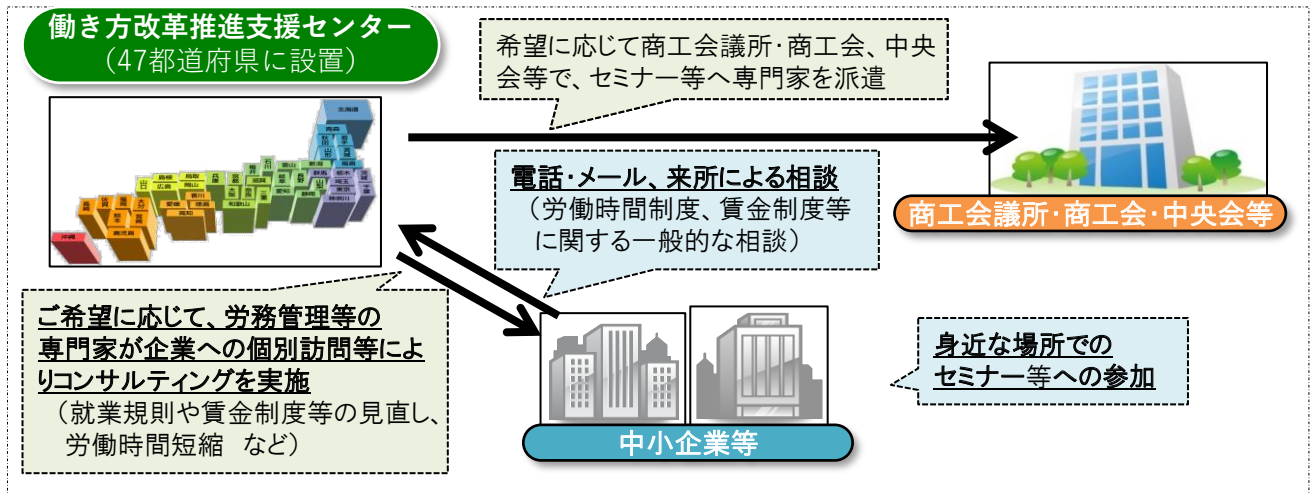
下請かけこみ寺

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談と企業への訪問相談を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おおすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、法人インフォメーション等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The screenshot displays the Mirasapo Plus website interface. At the top, there are navigation links for '本文へ', '支援者向け申請サイト', and '使い方ガイド'. The main navigation bar includes '経営戦略マップ', '支援制度を探す', '経営相談しよう', '事例を探す', and '経営のヒント'. The main content area features a '10年先の会社を考えよう 経営戦略マップ' and '人気の補助金・給付金を確認しよう'. A search form is visible on the right, titled '自分に合った制度を探す', with filters for '個人事業者・フリーランス', '小規模事業者', and '中小企業'. The search form includes fields for '事業ステータス', '地域', '業種', '所属', and '支援制度の種類'. A search button labeled 'この条件で検索' is at the bottom right. A QR code is located in the bottom right corner. Three yellow callout boxes highlight features: '支援施策の情報発信', '電子申請サポート機能', and '経営診断・現状分析ツール'. A large yellow callout box over the search form says '探しやすいインターフェース'.

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ 労働生産性向上訓練
- ・ 若年人材育成訓練
- ・ 熟練技能育成・承継訓練
- ・ 認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ ①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・ 一般職業訓練
- ・ 有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・ 人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるための**OFF-JTを10時間以上**行った場合に助成

・ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施する**OJTとOFF-JTを組み合わせ**た訓練を行った場合に助成

・ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施する**OJTとOFF-JTを組み合わせ**た訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX (※) に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加**しました。
(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更 (各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する**方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和5年度より「生産性要件」は廃止され 「賃金要件」及び「資格等手当要件」を新設します

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行います。「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、**訓練経費についてはプラス15%等の加算分を追加で受給**することができます。

賃金要件

毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）について、**訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること**。なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

資格等手当要件

資格等手当（毎月決まって支払われる手当）の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、**訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること**。なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していること。

支給申請期限

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に、割増助成分を別途申請。

- ※ 加算の対象となるコースや加算率（額）については、各コースのパンフレットをご覧ください。
- ※ 制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度）における賃金要件及び資格等手当要件は、上記に記載の要件と異なりますので、詳細版パンフレットでご確認ください。
- ※ 毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手当を引き下げる場合等は加算の対象となりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金

検索



徳島地方最低賃金審議会運営規程

平成8年4月1日改正
平成10年4月1日改正
平成12年4月1日改正
平成13年4月1日改正
令和4年6月13日改正
令和5年6月15日改正

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、徳島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又

は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を徳島労働局長に提出するものとする。

(小委員会等)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日) この規程は、昭和34年7月24日より施行する。

徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、徳島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により、徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非

公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、徳島地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(議事、運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和42年6月10日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月3日より施行する。

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づく徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、この規程の定めるところによる。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、徳島県の最低賃金及び最低工賃の今後のあり方に関する検討審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員である公益代表委員2名、労働者代表委員2名及び使用者代表委員2名をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員の中から選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員は、委員長に会議の開催を請求することができる。

3 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

4 委員長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(議事の記録)

第7条 会議の議事については議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすお

それがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、徳島地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月28日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年6月13日より施行する。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月17日(木)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月18日(金)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月21日(月)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		8月23日(水)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		8月24日(木)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		8月25日(金)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		8月28日(月)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		8月30日(水)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		8月31日(木)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月1日(金)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月4日(月)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月6日(水)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月7日(木)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月8日(金)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月11日(月)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月13日(水)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月14日(木)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月15日(金)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月19日(火)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		9月21日(木)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		9月25日(月)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		9月27日(水)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		9月28日(木)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		9月29日(金)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		11月21日(火)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		11月22日(水)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		11月27日(月)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		11月28日(火)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月1日(金)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月4日(月)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月5日(火)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月6日(水)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月8日(金)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月11日(月)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月12日(火)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月13日(水)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月15日(金)		12月26日(火)		1月25日(木)

第2回 徳島地方最低賃金審議会

資料目次

資料番号・資料名	頁
1 第54期徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
令和5年度 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会委員名簿	2
令和4年度 徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会委員名簿	3
令和4年度 徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿	4
2 令和5年度 特定最低賃金の改正申出書の概要	5
特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	6
3 徳島県最低賃金の改正の推移と目安額、未満率、影響率等	7
四国各県の地域別最低賃金の推移	8
四国各県の特定最低賃金の推移	9
4 令和5年 月例経済報告(基調判断)	10
・月例経済報告(令和5年6月)	13
・徳島県金融経済概況(2023年6月12日)	23
・徳島経済レポート(2023年6月28日)	28
・職業安定業務統計速報(令和5年5月)	40
・徳島県内の倒産件数・負債総額の推移	47
・春季賃上げ回答妥結状況	49
5 令和5年度 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会議事要旨	50
・令和5年度 審議日程	51
・地方最低賃金審議会公開状況(令和4年度)	52
・徳島地方最低賃金審議会運用	53
6 業務改善助成金	54
・業務改善助成金リーフレット	55
・賃金引上げ特設ページ	59
・最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策リーフレット	60
・同上支援施策紹介マニュアル	64
・人材開発支援助成金リーフレット(制度の見直し)	89
・人材育成助成額加算—人材開発助成金リーフレット(助成額加算要件)	90

(資料目次 続き)

7 徳島地方最低賃金審議会運営規程	91
・ 同上 専門部会運営規程	93
・ 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程	95
・ 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)	97
・ 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定最低賃金)	98

<別途配付資料>

- 1 各諮問文 (写)
- 2 徳島県特定最低賃金改正の申出書 (写)
- 3 中央最低賃金審議会 (目安諮問) 資料
- 4 第1回目安に関する小委員会配付資料

第54期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

徳島労働局

区分	氏名 (50音順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	UAゼンセン徳島県支部主任
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日	令和5年4月1日	

令和5年度徳島県最低賃金のあり方に関する

検討小委員会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事

(各側 五十音順)

令和4年度徳島地方最低賃金審議会
徳島県最低賃金専門部会委員名簿

徳島労働局

区分	氏名 (50音字順)	現職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	さの みさこ 佐野 美佐子	徳島県社会保険労務士会名誉会長
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部准教授
オブザーバー委員	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社生活文化部長
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	こばやし みちのぶ 小林 通伸	徳島県商工会連合会副会長
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会業務執行理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和4年7月20日

備考：オブザーバー委員は、議決権を有しない。

(各側 五十音順)

令和4年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

徳島労働局

区分	造作材・台板・建築用組立材料製造業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	◎のき 佐野美佐子	徳島県社会保険労務士会 名誉会長	◎むや 撫養佳孝	一般社団法人徳島新聞社 生活文化部 部長	◎はしむら 端村亮	弁護士
	○むや 撫養佳孝	一般社団法人徳島新聞社 生活文化部 部長	○はしむら 端村亮	弁護士	○だんの 段野聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授
	だんの 段野聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	さの 佐野美佐子	徳島県社会保険労務士会 名誉会長	いなくら 稲倉典子	四国大学経営情報学部 准教授
労働者代表	えし ま 恵島美奈江	UAセンター徳島県支部 次長	かわぐち 川口誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	かがわ 賀川健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長
	みき 木裕子	全国一般徳島地方労働組合 書記次長	つじ 辻康晴	JAM光洋シーリングテクノ労働組合 執行委員長	きと 木戸敬一郎	大真空労働組合 執行委員
	やまもと 山本雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	はらうち 原内正敏	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	やとう 矢藤寿浩	PHC労働組合四国支部 書記次長
	たまき 玉置潔	那賀川林材工業協同組合 代表理事	あまの 天野多栄子	有限会社天野鉄工所 取締役	くめ 久米智之	株式会社NDK 代表取締役
使用者代表	もと 本林隆行	本林家具株式会社 会長	いで 井出貴大	西精工株式会社	こはやし 小林通伸	徳島県商工会連合会 副会長
	わかき 脇田亮	徳島県経営者協会 専務理事	もり 森誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	みき 木一将	有限会社三木産業 代表取締役社長

令和4年7月28日

任命年月日

備考：◎部会長 ○部会長代理

令和5年度 特定最低賃金の改正申出書の概要

特定最低賃金 件名 (申出内容)	造作材・合板・建築用 組立材料製造業最低 賃金 (改正)	はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業最低賃金 (改正)	電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低 賃金(改正)
労働組合 合意内容等	アルボレックス労働組 合 (6/16) <6/19> 117人	四国化工機労働組合 (6/1) <6/1> 324人	PHC 労働組合四国支部 「4/1」[月額173,500円] (時間額換算 1,123円) 184人
(機関決定日) <合意書日付>	日新労働組合四国工場 支部 (6/20) <6/22> 77人	ジェイテクト労働組合 徳島支部 (5/17) <5/25> 860人	パナソニックエナジー労 働組合連合徳島支部 [月額173,500円] (時間額換算 1,128円) 625人
「協定日」 [金額]	多田工業株式会社 (6/16) <6/16> 58人	JAM 光洋シーリングテ クノ労働組合 (5/25) <5/26> 246人	日亜化学共済会 (5/19) <6/5> 6,876人
人数	富士木材工業協同組合 (6/16) <6/20> 20人	全国一般労働組合ナカ テツ支部 (5/26) <5/26> 129人	
	原井林業株式会社 (6/16) <6/16> 36人	JAM ジェイテクトユニ オン(2018/1/1より休止中)	
申出受付日	R5/6/23	R5/6/23	R5/6/23
申出労働者数 (申出労働者 の占める割合)	合計 308 (48.7%)	合計 1,559 (39.4%)	合計 7,685 (83.4%)
産業従事者数 (適用労働者数) 事業所数	685 (633) 36 事業所	4,268 (3,958) 161 事業所	9,333 (9,218) 24 事業所
申出ケース	公正競争	公正競争	公正競争
申出必要者数	211	1,188	2,800

(用語説明)

機関決定：労働組合において最低賃金改正の申し出を決定すること

合意書：労働組合と使用者の間において最低賃金改正の必要について合意をした労使協定書

金額付き協定書：企業内において最低賃金額を取り決めた労使協定書。月額、時間額双方が設定されて
いる場合には時間額を記載適用労働者数：平成28年総務省経済センサス基礎調査を基に、令和4年に実施した基礎調査の結果から
推計した適用除外労働者数を減じた人数(令和5年1月 賃金室)

申出必要労働者数：適用労働者数の概ね3分の1

特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

令和5年1月

徳島労働局労働基準部賃金室

産 業 名	適用 使用者数	産業従事労働者数(人)※1 (特定最低賃金適用労働者数(人))※2
造作材・合板・建築用組立材料製造業	36	685 (633)
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	161	4,268 (3,958)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	24	9,333 (9,218)

※1 産業従事労働者数は、平成28年経済センサスを基礎資料としている。

※2 特定最低賃金適用労働者数(カッコ内)については、産業従事労働者数から「令和4年最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき推計した適用除外労働者数を減じた人数で、各産業別最低賃金の適用労働者数にあたる。

徳島県最低賃金の改正の推移と目安額、未満率、影響率等

(平成21～令和4年度)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	
県最賃	改正前時間額	632円	633円	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円
	改正後時間額	633円	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円
	引上額	1円	12円	2円	7円	12円	13円	16円	21円	24円	26円	27円	3円	28円	31円
	引上率	0.16%	1.90%	0.31%	1.08%	1.83%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.51%	3.52%	0.38%	3.52%	3.76%
	目安額	—	10円	1円	4円	10円	13円	16円	21円	24円	25円	26円	—	28円	30円
	目安率	—	1.58%	0.16%	0.62%	1.53%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.38%	3.39%	—	3.52%	3.64%
	引上額-目安額	—	2円	1円	3円	2円	0円	0円	0円	0円	1円	1円	—	0円	1円
	未満率	0.54%	1.27%	0.80%	1.54%	1.22%	1.26%	1.40%	1.34%	2.06%	1.49%	0.97%	1.63%	1.18%	1.92%
	影響率	0.67%	2.45%	0.93%	2.54%	2.17%	2.55%	3.00%	6.88%	5.60%	7.34%	8.75%	5.08%	11.71%	16.43%
	造作材等	改正前時間額	769円	770円	773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円
改正後時間額		770円	773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円	876円
引上額		1円	3円	2円	5円	8円	10円	12円	14円	16円	17円	16円	2円	1円	—
引上率		0.13%	0.39%	0.26%	0.65%	1.03%	1.27%	1.50%	1.73%	1.94%	2.02%	1.87%	0.23%	0.11%	—
地域引上との差		0円	-9円	0円	-2円	-4円	-3円	-4円	-7円	-8円	14円	-11円	-11円	-27円	—
未満率		8.33%	8.28%	8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	7.77%	11.61%	10.14%	11.19%	3.02%	5.77%	—
影響率		8.50%	8.28%	8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	10.68%	17.00%	12.60%	11.89%	3.81%	6.85%	—
一般機械器具	改正前時間額	789円	791円	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円
	改正後時間額	791円	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円
	引上額	2円	6円	4円	6円	9円	11円	13円	17円	20円	23円	25円	3円	17円	32円
	引上率	0.25%	0.76%	0.50%	0.75%	1.12%	1.35%	1.57%	2.02%	2.33%	2.62%	2.78%	0.32%	1.83%	3.39%
	地域引上との差	1円	-6円	2円	-1円	-3円	-2円	-3円	-4円	-4円	20円	-2円	0円	-11円	1円
	未満率	4.74%	2.63%	5.31%	4.41%	9.17%	6.21%	7.40%	7.04%	6.27%	7.47%	7.80%	7.40%	3.81%	2.89%
	影響率	4.98%	3.33%	5.54%	5.30%	9.67%	6.73%	9.82%	9.32%	9.27%	12.00%	11.66%	10.89%	7.69%	8.86%
電気機械器具	改正前時間額	743円	746円	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円
	改正後時間額	746円	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円
	引上額	3円	7円	6円	7円	11円	15円	13円	17円	19円	21円	23円	3円	23円	31円
	引上率	0.40%	0.94%	0.80%	0.92%	1.44%	1.93%	1.64%	2.11%	2.31%	2.50%	2.67%	0.34%	2.59%	3.40%
	地域引上との差	2円	-5円	4円	0円	-1円	2円	-3円	-4円	-5円	18円	-4円	0円	-5円	0円
	未満率	9.50%	6.11%	7.62%	8.43%	9.46%	8.76%	2.81%	8.86%	12.32%	10.83%	7.89%	4.99%	1.99%	19.71%
	影響率	12.20%	7.93%	12.96%	14.27%	15.62%	22.94%	10.57%	18.95%	23.95%	22.29%	24.09%	9.72%	22.15%	35.69%

備 1) 算出は小数点以下第3位を四捨五入している。
考 2) 未満率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合
考 3) 影響率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合

四国各県の地域別最低賃金の推移(平成7年度～令和4年度)

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
H7	日 額	4,485	2.28	4,497	2.48	4,486	2.28	4,483	2.28
	時間額	563	2.36	565	2.73	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,581	2.14	4,599	2.27	4,582	2.14	4,578	2.12
	時間額	574	1.95	577	2.12	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,684	2.25	4,709	2.39	4,685	2.25	4,680	2.23
	時間額	588	2.44	590	2.25	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,770	1.84	4,802	1.97	4,770	1.81	4,764	1.79
	時間額	597	1.53	602	2.03	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,813	0.90	4,849	0.98	4,813	0.90	4,807	0.90
	時間額	602	0.84	608	1.00	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,852	0.81	4,891	0.87	4,852	0.81	4,845	0.79
	時間額	607	0.83	613	0.82	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,885	0.68	4,926	0.72	4,885	0.68	4,878	0.68
	時間額	611	0.66	618	0.81	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	—	廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	611	0.00	618	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	611	0.00	619	0.16	611	0.00	611	0.00
16	時間額	612	0.16	620	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	615	0.49	625	0.81	614	0.33	613	0.33
18	時間額	617	0.33	629	0.64	616	0.33	615	0.33
19	時間額	625	1.30	640	1.75	623	1.14	622	1.14
20	時間額	632	1.12	651	1.72	631	1.28	630	1.29
21	時間額	633	0.16	652	0.15	632	0.16	631	0.16
22	時間額	645	1.90	664	1.84	644	1.90	642	1.74
23	時間額	647	0.31	667	0.45	647	0.47	645	0.47
24	時間額	654	1.08	674	1.05	654	1.08	652	1.09
25	時間額	666	1.83	686	1.78	666	1.83	664	1.84
26	時間額	679	1.95	702	2.33	680	2.10	677	1.95
27	時間額	695	2.36	719	2.42	696	2.35	693	2.36
28	時間額	716	3.02	742	3.20	717	3.02	715	3.17
29	時間額	740	3.35	766	3.23	739	3.07	737	3.08
30	時間額	766	3.51	792	3.39	764	3.38	762	3.39
R元	時間額	793	3.52	818	3.28	790	3.40	790	3.67
2	時間額	796	0.38	820	0.24	793	0.38	792	0.25
3	時間額	824	3.52	848	3.41	821	3.53	820	3.54
4	時間額	855	3.76	878	3.54	853	3.90	853	4.02

四国各県の特定最低賃金の推移

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	779	10	780	10	770	10	-	
20	時間額	789	10	791	11	779	9	-	
21	時間額	791	2	794	3	781	2	-	
22	時間額	797	6	801	7	788	7	-	
23	時間額	801	4	806	5	792	4	-	
24	時間額	807	6	813	7	798	6	-	
25	時間額	816	9	823	10	807	9	-	
26	時間額	827	11	836	13	820	13	-	
27	時間額	840	13	850	14	835	15	-	
28	時間額	857	17	869	19	856	21	-	
29	時間額	877	20	890	21	877	21	-	
30	時間額	900	23	915	25	902	25	-	
R元	時間額	925	25	940	25	927	25	-	
2	時間額	928	3	943	3	930	3		
3	時間額	945	17	970	27	957	27	-	
4	時間額	977	32	1,000	30	963	6	-	

電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	733	11	733	11	732	11	721	10
20	時間額	743	10	743	10	742	10	730	9
21	時間額	746	3	746	3	745	3	731	1
22	時間額	753	7	753	7	753	8	738	7
23	時間額	759	6	759	6	760	7	738	0
24	時間額	766	7	767	8	767	7	741	3
25	時間額	777	11	777	10	778	11	745	4
26	時間額	792	15	790	13	792	14	750	5
27	時間額	805	13	805	15	808	16	756	6
28	時間額	822	17	822	17	829	21	766	10
29	時間額	841	19	841	19	849	20	776	10
30	時間額	862	21	862	21	870	21	788	12
R元	時間額	885	23	883	21	892	22	793	5
2	時間額	888	3	886	3	895	3	793	0
3	時間額	911	23	913	27	921	26	793	0
4	時間額	942	31	942	29	947	26	793	0

注：徳島県、香川県、愛媛県は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。
高知県は、電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業。

令和4年 月例経済報告（基調判断）

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。	景気は、緩やかに持ち直している。
	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直しの動きがみられる。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直しの動きがみられる。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。	個人消費は、緩やかに持ち直している。設備投資は、持ち直している。輸出は、おおむね横ばいとなっている。生産は、持ち直しの動きがみられる。企業収益は、一部弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は、持ち直している。消費者物価は、上昇している。
	先行きについては、感染対策の万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等がもたらした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等も十分注意する必要がある。	先行きについては、感染対策の万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等がもたらした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等も十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの新たばら段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響も十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの新たばら段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響も十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響も十分注意する必要がある。	先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融緩和締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響も十分注意する必要がある。
徳島県金融経済概況	県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は持ち直しつつある。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は弱めの動きとなっている。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢は、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も、横ばいとなっている。	県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、一部に感染症再拡大の影響がみられるものの、基調としては持ち直しつつある。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は弱めの動きとなっている。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢は、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も、横ばいとなっている。	県内の景気は、一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、一部に感染症再拡大の影響がみられるものの、基調としては持ち直しつつある。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は弱めの動きとなっている。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢は、雇用者所得とも改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も、横ばいとなっている。	県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きがみられる。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も改善している。	県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きがみられる。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も改善している。	県内の景気は、生産の増勢に鈍さがみられるものの、基調としては持ち直している。 設備投資は高水準で推移している。個人消費は、緩やかに持ち直している。住宅投資は幅広い圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一般化している。こうした中、企業の生産は増勢が鈍化している。雇用・所得情勢をみると、労働需給、雇用者所得ともに改善傾向がみられている。この間、企業の業況感も、非製造業を中心に改善している。
徳島経済レポート	景気は持ち直し傾向が続くものの、一部で鈍化がみられる。 景気は、持ち直し傾向が続くものの、足元でのコロナウイルス感染拡大による消費意欲の低下、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇を背景として、一部で鈍化がみられる。	景気は概ね横ばいの状況にある。 景気は雇用情勢の改善や旅行・宿泊などで動きがあったものの、足元でのコロナウイルス感染拡大による消費意欲の低下、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇を背景として、個人消費に勢いがみられず、景気は概ね横ばいとなった。	景気は概ね横ばいの状況にある。 景況をみると、宿泊・旅行などで動きがあったものの、第7波感染拡大による消費意欲の低下、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇を背景として、個人消費に勢いがみられず、景気は概ね横ばいとなった。	景気はやや持ち直し傾向にある。 景況をみると、人流が増加していることを主因として、小売・宿泊・旅行ご動きがみられ、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化やコロナウイルスの感染拡大に注視が必要である。	景気はやや持ち直し傾向にある。 景況をみると、人流増加などにより、小売・宿泊・旅行ご動きがみられ、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化やコロナウイルスの感染拡大に注視が必要である。	景気はやや持ち直し傾向にある。 景況をみると、小売りは概ね横ばいで推移した一方、人流増加により宿泊・旅行ご動きがみられるなど、景気はやや持ち直し傾向にある。なお、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安を起因とする物価上昇による消費動向の変化やコロナウイルスの感染拡大に注視が必要である。

月例経済報告

(令和5年6月)

－景気は、緩やかに回復している。－

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

令和5年6月22日

内閣府

[参考]先月からの主要変更点

	5 月月例	6 月月例
基調判断	景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。
政策態度	<p>足下の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行する。</p> <p>賃上げ等の前向きな動きを拡大し、賃金と物価の安定的な好循環につなげるとともに、グリーン、イノベーションを始めとする計画的で重点的な官民連携投資の拡大を進め、「成長と分配の好循環」の実現に向けて取り組む。</p> <p>今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っている。</p> <p>このため、「経済財政運営と改革の基本方針2023（仮称）」等を6月に取りまとめる。</p> <p>日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p>	<p>6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。</p> <p>「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。</p> <p>賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。</p> <p>日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p> <p>こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。</p>

	5 月月例	6 月月例
個人消費	持ち直している	持ち直している
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している
輸出	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
輸入	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しの兆しがみられる	持ち直しの兆しがみられる
企業収益	総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている	総じてみれば緩やかに改善している
業況判断	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	持ち直している	このところ改善の動きがみられる
国内企業物価	このところ横ばいとなっている	このところ緩やかに下落している
消費者物価	上昇している	上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和5年6月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、底堅い動きとなっている。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(政策の基本的態度)

6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直している。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「家計調査」(4月)では、実質消費支出は前月比1.3%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」(4月)では、小売業販売額は前月比1.1%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、下げ止まっている。また、消費者マインドは、持ち直している。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、緩やかに増加している。家電販売は、このところ弱い動きとなっている。旅行は、持ち直している。外食は、緩やかに持ち直している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直しが続くことが期待される。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」(1-3月期調査、含むソフトウェア)でみると、2023年1-3月期は前期比2.3%増となった。業種別にみると、製造業は同4.8%増、非製造業は同1.0%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給(国内向け出荷及び輸入)は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」(3月調査)及び「法人企業景気予測調査」(4-6月期調査)によると、全産業の2023年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業に過剰感がみられるものの、全体では不足感がみられる。先行指標をみると、機械受注及び建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、堅調な企業収益等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、このところ弱含んでいる。貸家の着工は、底堅い動きとなっている。分譲住宅の着工は、底堅い動きとなっているものの、4月の共同建は、例年の水準を大きく下回った。総戸数は、4月は前月比12.1%減の

年率 77.1 万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。4月の公共工事出来高は前月比 2.9%増、5月の公共工事請負金額は同 3.0%増、4月の公共工事受注額は同 8.2%減となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和4年度一般会計予算では、補正予算において約 2.0 兆円の予算措置を講じており、補正後は前年度比 0.0%増としている。また、令和5年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比 0.0%増としている。さらに、令和5年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比 0.0%としている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、底堅い動きとなっている。輸入は、おおむね横ばいとなっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、底堅い動きとなっている。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEU向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。その他地域向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、底堅く推移することが見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクに留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア、アメリカ及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。先行きについては、次第に持ち直していくことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

4月の貿易収支は、輸出金額が増加し、輸入金額が減少したことから、赤字幅が縮小した。また、サービス収支は、黒字に転じた。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

鉱工業生産は、持ち直しの兆しがみられる。鉱工業生産指数は、4月は前月比 0.7%増となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比 0.1%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同 1.9%増、6月は同 1.2%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は持ち直している。生産用機械はおおむね横ばいとなっている。電子部品・デバイスは減少している。

生産の先行きについては、海外景気の下振れ等による影響に注意

する必要はあるが、持ち直しに向かうことが期待される。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、緩やかに持ち直している。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。「法人企業統計季報」（1－3月期調査）によると、2023年1－3月期の経常利益は、前年比4.3%増、前期比6.2%増となった。業種別にみると、製造業が前年比15.7%減、非製造業が同17.2%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比0.5%減、中小企業が同16.8%増となった。「日銀短観」（3月調査）によると、2023年度の売上高は、上期は前年比1.5%増、下期は同0.8%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比5.7%減、下期は同1.0%増が見込まれている。

企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。「日銀短観」（3月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で低下した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（5月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、増加がみられる。4月は610件の後、5月は706件となった。負債総額は、4月は2,038億円の後、5月は2,787億円となった。

雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

完全失業率は、4月は前月比0.2%ポイント低下し、2.6%となった。労働力人口及び完全失業者数は減少し、就業者数は増加した。

就業率はこのところ改善の動きがみられる。新規求人数及び有効求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。民間職業紹介における求人動向は持ち直している。製造業の残業時間は増加した。

賃金をみると、定期給与はこのところ増加している。現金給与総額は緩やかに増加している。実質総雇用者所得は、下げ止まっている。

「日銀短観」（3月調査）によると、企業の雇用人員判断DIは、3月調査で－32と、12月調査（－31）から1ポイント不足超幅が拡大している。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。5月の国内企業物価は、前月比0.7%下落した。輸入物価（円ベース）は、下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、政策等による特殊要因を除くベースで、上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.5%上昇した。前年比では連鎖基準で4.3%上昇し、固定基準で4.1%上昇した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.4%上昇し、前年比では連鎖基準で4.1%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。4月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.5%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、5月は、前月比0.1%ポイント下落し、93.1%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、当面、上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.07%台から-0.02%台で推移した。ユーロ円金利（3か月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.3%台から0.4%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比3.8%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 1.1%（5月）減少した。M2は、前年比 2.7%（5月）増加した。

（※ 5/26～6/20 の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

2023年1－3月期のGDP成長率（第2次推計値）は、住宅投資は減少したが、個人消費や設備投資が増加し、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。

足下をみると、消費は緩やかに増加している。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅着工はおおむね横ばいとなっている。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業景況感は低下している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率はおおむね横ばいで推移している。貿易面では、財輸出はおおむね横ばいとなっている。

6月13日～14日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を5.00%から5.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。

韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は緩やかに回復している。

中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.5%増となった。消費は持ち直している。固定資産投資はこのところ伸びが低下している。輸出は持ち直しの動きに足踏みがみられる。生産は持ち直しの動きがみら

れる。消費者物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。台湾では、景気は減速している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.9%減となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.0%増となった。タイでは、景気はこのところ持ち直している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.7%増となった。

インドでは、景気は緩やかに回復している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で6.1%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

英国では、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.1%減（年率0.4%減）となった。消費はおおむね横ばいとなっている。機械設備投資は持ち直している。生産は横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出は持ち直しに足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%減（年率1.3%減）となった。

英国では、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.1%増（年率0.5%増）となった。消費は弱含んでいる。設備投資はこのところ持ち直している。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出はおおむね横ばいとなっている。失業率はおおむね横ばいとなっている。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、6月15日の理事会で、政策金利を4.00%に引き上げることと決定した。イングランド銀行は、5月10日の金融政策委員会で、政策金利を4.50%に引き上げることと決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばいで推移した。

短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）はおおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、ドイツではおおむね横ばいで推移、英国では大幅に上昇した。ドルは、ユーロに対しておおむね横ばいで推移、ポンドに対して減価、円に対して増価した。原油価格（WTI）は、おおむね横ばいで推移、金価格はやや下落した。

(本件に関する照会先)

日本銀行徳島事務所 088-622-3126

2023年6月12日

日本銀行高松支店

徳島事務所

徳島県金融経済概況

1. 概況

- 徳島県内の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は持ち直している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は持ち直しの動きが一服している。こうした中、企業の生産は横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

2. 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。

3月短観における設備投資（全産業）をみると、2022年度は、前年を下回る見込みながら高水準となっている。2023年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、持ち直している。

大型小売店の売上は、持ち直している。

乗用車販売は、振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。

主要観光地の入込客数（2～4月）は、引き続き持ち直した。

住宅投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

公共投資は、持ち直しの動きが一服している。

- 企業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

化学は、緩やかに増加している。パルプ・紙・紙加工品は、持ち直しの動きがみられる。はん用・生産用機械、金属製品は、横ばい圏内の動きとなっている。食料品は、振れを伴いつつも、横ばい圏内の動きとなっている。電気機械は、弱含んでいる。輸送機械は、弱めの動きとなっている。

- 雇用・所得情勢をみると、労働需給は緩やかに改善しており、雇用者所得は改善に向かいつつある。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2%台前半のプラスとなっている。

3. 金融

- 民間金融機関の貸出（4月）は、前月から伸び率は横ばいとなった。

貸出約定平均金利（3月）は、前月から横ばいとなった。

- 預金（4月）は、前月に比べ前年比プラス幅が縮小した。

- 倒産および信用保証協会の代位弁済は、低水準となっている。

以 上

	個人消費関連									
	百貨店・スーパー販売額 全店ベース(前年比:%)			乗用車新車登録台数 (前年比:%)			軽自動車新車届出台数 (前年比:%)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年*	-1.2	-0.7	-5.4	-5.5	-9.5	-8.7	-5.6	-8.8	-5.3	
2021年*	-1.2	-7.5	0.9	-11.0	-12.2	-8.4	-14.4	-16.7	-13.3	
2022年*	1.1	4.0	3.8	3.9	4.4	2.4	11.0	7.6	7.7	
22/	5	1.6	4.5	9.1	-10.0	-13.7	-17.8	-17.2	-17.8	-21.1
	6	0.0	1.4	1.9	-4.7	-13.5	-14.3	-9.4	0.7	-0.1
	7	-1.6	3.6	3.3	-4.4	-14.2	-12.2	-3.2	2.1	4.8
	8	1.7	3.2	4.3	-14.4	-12.4	-12.1	-6.7	-17.0	-9.4
	9	2.2	4.8	4.7	29.1	30.0	24.7	37.8	27.2	29.9
23/	10	2.0	4.6	4.9	25.9	24.4	23.6	46.8	35.6	37.2
	11	0.5	4.1	3.0	-4.8	-3.5	2.2	13.3	4.1	11.9
	12	3.1	7.0	4.1	-10.0	-5.2	-5.5	22.4	6.6	16.5
	1	3.8	5.7	5.5	8.7	23.9	11.2	29.9	43.8	29.9
	2	2.9	4.9	5.2	32.1	35.5	28.1	25.5	33.2	13.8
	3	1.0	4.6	3.6	15.7	24.0	16.0	12.1	9.7	4.2
	4	p 2.8	p 5.8	p 5.2	20.0	24.7	25.8	8.6	9.5	6.3
	5					31.8				p 22.2
出所	経済産業省			日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会・ 四国運輸局						

	物価指数			雇用関連									
	消費者物価** (生鮮食品を除く総合) (前年比:%)			所定外労働時間指数*** (前年比:%)			常用雇用指数*** (前年比:%)			有効求人倍率****(季調済) (倍)			
	高松市	徳島市	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年	-0.4	-0.3	-0.2	-21.3	-13.7	-13.2	-1.3	2.0	1.0	1.42	1.16	1.18	
2021年	-0.4	-0.1	-0.2	13.7	16.6	5.1	-1.3	2.8	1.2	1.36	1.19	1.13	
2022年	1.9	1.8	2.3	6.2	-1.5	4.6	1.3	-0.8	0.9	1.51	1.27	1.28	
22/	4	2.0	1.7	2.1	12.5	5.4	5.7	0.2	-1.5	0.5	1.50	1.26	1.24
	5	1.9	1.5	2.1	11.2	1.1	5.2	0.5	-1.1	0.7	1.44	1.26	1.25
	6	1.8	1.7	2.2	14.5	3.6	5.0	1.5	-1.7	1.1	1.50	1.24	1.27
	7	1.9	2.0	2.4	4.0	-6.5	3.9	2.7	-0.8	1.1	1.50	1.29	1.28
	8	2.3	2.3	2.8	3.1	-9.0	3.1	2.8	-0.8	1.1	1.53	1.27	1.31
23/	9	2.6	2.4	3.0	2.0	-3.2	8.3	2.8	-0.7	1.2	1.53	1.29	1.32
	10	3.1	2.9	3.6	1.0	-4.1	6.9	2.9	-0.2	1.1	1.56	1.29	1.34
	11	3.2	3.0	3.7	1.0	-6.9	2.7	2.7	-0.2	1.1	1.56	1.31	1.35
	12	3.3	3.4	4.0	0.0	-7.2	1.7	3.6	-0.1	1.2	1.55	1.30	1.36
	1	3.0	3.2	4.2	-5.9	-8.9	1.1	3.5	2.1	1.6	1.52	1.22	1.35
	2	2.1	2.4	3.1	0.0	-7.7	2.1	4.2	2.3	1.8	1.48	1.21	1.34
	3	2.2	2.2	3.1	-1.8	-6.5	1.0	2.7	2.2	1.7	1.49	1.20	1.32
	4	2.3	2.3	3.4			p-1.9			p 1.7	1.43	1.25	1.32
出所	総務省			厚生労働省・香川県・徳島県									

(注) p・・・速報値

*・・・百貨店・スーパー販売額は前年比、乗用車新車登録台数および軽自動車新車届出台数は前年度比。

**・・・20/12月までは2015年基準、21/1月以降は2020年基準。

***・・・事業所規模5人以上、調査産業計。

21/12月までは2015年基準、22/1月以降は2020年基準。

****・・・年計数は原計数。

		鉱工業生産指数						
		(左：季調済前月比・右：原指数前年比：%)						
		香 川		徳 島		全 国		
2020年*	n. a.	-13.1	n. a.	-6.1	n. a.	-10.4		
2021年*	n. a.	1.6	n. a.	7.5	n. a.	5.6		
2022年*	n. a.	-3.2			n. a.	-0.1		
22/	4	5.2	0.3	5.3	-2.7	-1.5	-4.9	
	5	-5.5	-4.4	-7.3	-12.2	-7.5	-3.1	
	6	2.5	-6.4	12.4	5.0	9.2	-2.8	
	7	-0.3	-6.4	4.8	8.7	0.8	-2.0	
	8	1.6	-2.7	1.1	7.2	3.4	5.8	
	9	0.0	-4.6	-3.5	3.6	-1.7	9.6	
	10	-0.1	-2.0	-9.2	-5.9	-3.2	3.0	
	11	-1.9	-4.3	2.4	-4.2	0.2	-0.9	
	12	-9.0	-12.5	-4.9	-7.6	0.3	-2.4	
	23/	1	-1.0	-9.3	3.5	-4.1	-5.3	-3.1
		2	3.9	-7.0	-0.2	-6.6	4.6	-0.5
		3	p 0.6	p-4.8	p 2.0	p 4.4	1.1	-0.6
4						p-0.4	p-0.3	
出 所	経済産業省・香川県・徳島県							

		建 設 関 連						
		公共工事請負額			新設住宅着工戸数			
		(前年比：%)			(前年比：%)			
		香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年*		-1.4	11.3	2.3	-16.4	-13.8	-9.9	
2021年*		-3.6	-7.3	-8.6	20.5	-14.4	5.0	
2022年*		-1.0	-3.2	-0.4	-9.1	-10.7	0.4	
22/	4	-15.1	-21.6	-4.0	-10.0	8.1	2.4	
	5	45.2	-28.4	-10.3	-18.9	-8.1	-4.2	
	6	-33.2	-1.7	0.1	31.4	8.3	-2.2	
	7	-4.9	45.1	-7.0	-19.8	-24.5	-5.4	
	8	-3.0	-5.7	-0.1	-5.2	-29.7	4.6	
	9	-17.5	-14.5	2.4	9.8	2.3	1.1	
	10	9.5	-47.5	-1.9	-13.9	-33.0	-1.8	
	11	-25.5	6.5	-7.6	-41.8	-22.0	-1.4	
	12	-6.9	11.1	-8.4	-16.7	31.5	-1.7	
	23/	1	48.0	-3.9	-2.3	85.4	0.6	6.6
		2	2.5倍	94.8	52.2	2.3	18.4	-0.3
		3	-14.9	16.7	5.5	-8.1	19.4	-3.2
4		-5.6	22.2	1.9	-44.1	-18.3	-11.9	
出 所	西日本建設業保証(株)			国土交通省				

(注) p・・・速報値

*・・・鉱工業生産指数、新設住宅着工戸数は前年比、公共工事請負額は前年度比。

	金			融			
	実質預金 * (月末残高) (前年比: %)			貸出金 * (月末残高) (前年比: %)			
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国	
2020年	8.0	6.7	9.4	5.5	5.2	5.7	
2021年	4.2	3.2	3.3	2.2	2.7	1.1	
2022年	1.1	0.5	2.9	3.8	2.2	3.9	
22/	4	3.4	2.1	2.8	1.7	2.0	1.5
	5	2.1	1.5	2.7	1.2	2.6	1.8
	6	3.9	1.6	2.8	2.8	2.8	2.5
	7	2.7	1.5	3.2	2.9	2.9	2.7
	8	2.6	1.5	3.0	3.3	3.0	3.1
	9	2.4	1.0	2.7	3.4	3.0	3.5
	10	2.2	0.9	3.1	3.1	3.1	3.8
	11	1.6	1.0	3.4	3.5	2.8	3.7
	12	1.1	0.5	2.9	3.8	2.2	3.9
	23/	1	1.4	0.9	3.2	4.1	2.1
2		1.3	1.4	3.1	4.7	2.1	4.0
3		0.8	1.6	3.2	3.8	1.9	3.7
4		0.5	0.7		3.5	1.9	
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	日本銀行高松支店		日本銀行	

	金 融			企業倒産件数				
	貸出約定平均金利** (総合、ストックベース、%)			(前年比: %)				
	香川	徳島	全国	香川	徳島	全国		
2020年	0.933	1.163	0.814	-41.2	16.2	-7.2		
2021年	0.902	1.116	0.795	5.4	-46.0	-22.4		
2022年	0.878	1.074	0.771	-30.7	18.5	6.6		
22/	5	0.878	1.094	0.787	50.0	0.0	11.0	
	6	0.881	1.092	0.784	-66.6	-75.0	0.9	
	7	0.877	1.088	0.784	-50.0	-40.0	3.7	
	8	0.875	1.087	0.779	-75.0	2.0倍	5.5	
	9	0.873	1.086	0.777	-50.0	-33.3	18.6	
	10	0.870	1.081	0.776	0.0	皆増	13.5	
	11	0.874	1.080	0.775	-33.3	2.0倍	13.9	
	12	0.878	1.074	0.771	75.0	0.0	20.2	
	23/	1	0.878	1.074	0.773	5.0倍	5.0倍	26.1
		2	0.878	1.072	0.774	2.0倍	-66.6	25.7
3		0.889	1.072	0.777	33.3	-50.0	36.4	
4					皆増	50.0	25.5	
5					33.3	66.6	34.7	
出 所	日本銀行高松支店		日本銀行	(株)東京商工リサーチ				

(注) * 実質預金・貸出金

- 香川・徳島…21/3月までは、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の県内店舗の合計額。
21/4月以降は、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額。
全国…国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)・信用金庫の合計額。
全国は、日本銀行「預金・現金・貸出金」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp>>掲載)より当店算出。
- 銀行勘定。特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。

** 貸出約定平均金利(総合、ストックベース)

- 香川・徳島…県内に本店を置く地域銀行および信用金庫の全店舗。
- 全国は、日本銀行「貸出約定平均金利」(本行ホームページ<<https://www.boj.or.jp>>掲載)の国内銀行の計数。
詳しくは、「貸出約定平均金利」の注釈をご参照ください。
- 年間計数は、各年末月の月次計数。

最近の県内景況

総じて持ち直し傾向にある

概況

国内景気は緩やかに回復している。**県内景況**をみると、生産の一部に弱さがみられるが、小売・宿泊・旅行は前年を上回って推移している。景気は「総じて持ち直し傾向にある」を維持した。消費を中心にアフターコロナの動きがみられる一方、物価上昇による動向の変化などに注視が必要である。

生産 3月の鉱工業生産指数(季節調整済)は、100.0(前月比+2.0%)と前月を上回った。
個人消費(小売商況・自動車) 5月の小売商況は、人流がコロナ禍前に回復し、外出関連商品や肌着など季節ものが伸びたほか、食料品も堅調に推移し、全体の売上げは前年を上回った。自動車販売は、登録台数(含む軽)は前年比25.9%増の1,659台となった。

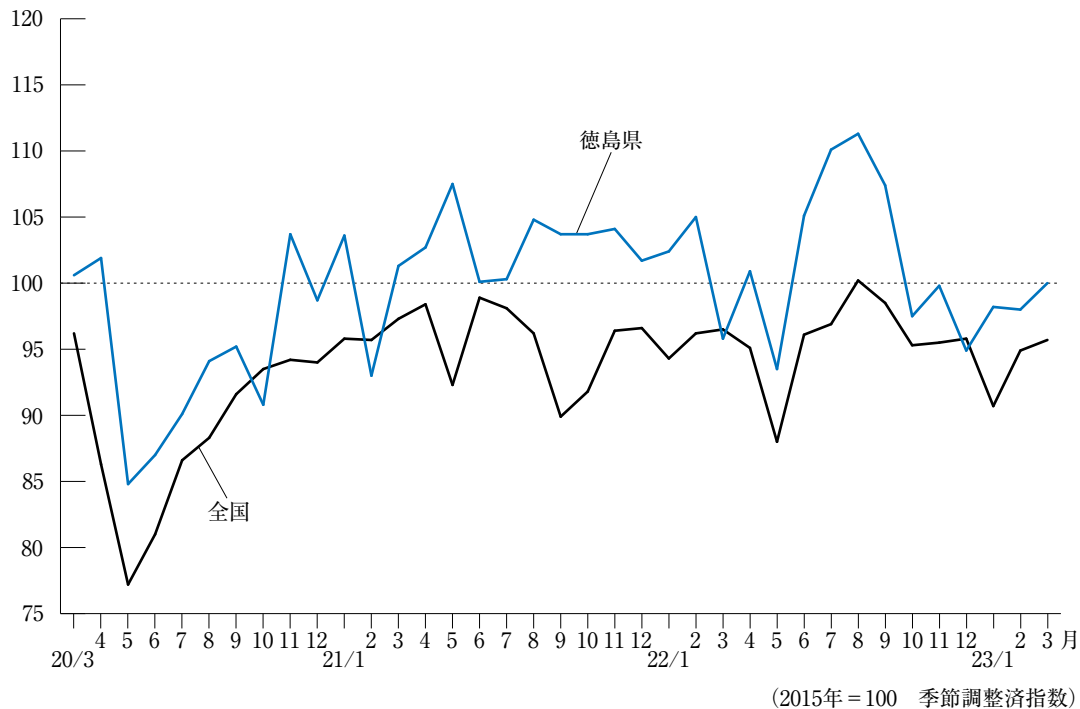
旅行・宿泊 5月の国内旅行は、コロナウイルスの「5類」移行で警戒感が薄れ、遠方の旅行が増加した。海外旅行はハネムーンや家族旅行が増加した。全体の取扱高は前年を上回った。宿泊は、GWや週末などを中心に旅行支援を利用した観光客が目立ち、稼働率、客室単価はともにコロナ禍前の水準を上回った。

公共工事 5月の請負件数は前年比15.5%増、請負金額は同62.2%増となった。

住宅投資 4月の新設住宅着工数(総戸数)は前年比18.3%減となった。2023年次累計(1月～4月)でみると前年同期比4.4%増となった。

雇用情勢 4月の有効求人倍率(季節調整済)は前月比0.05ポイント上昇した。

鉱工業生産指数（徳島県、全国）



徳島県（3月）

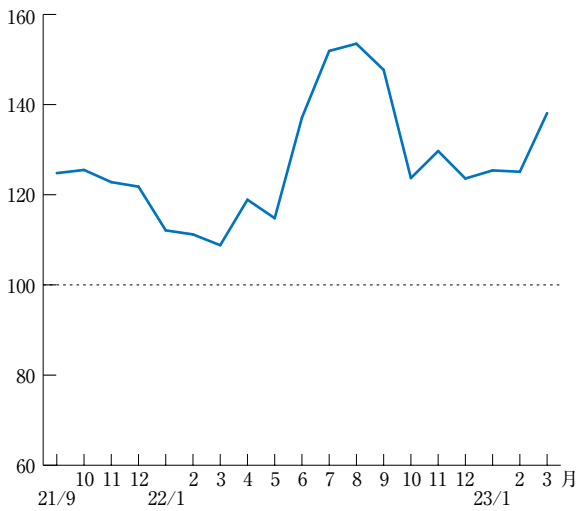
徳島県の3月（速報値）の鉱工業生産指数は、100.0（季節調整済）で前月比2.0%上昇、原指数は108.8で前年比4.4%上昇となった。

季節調整済指数の内訳をみると、前月比で上昇したのは全15業種のうち10業種で、はん用・生産用・業務用機械（38.6%）、窯業・土石製品（18.7%）、金属製品（18.1%）、化学（10.4%）など。一方、低下した業種は、輸送機械（35.4%）、電気機械（10.1%）、食料品・飲料・飼料（8.2%）など。

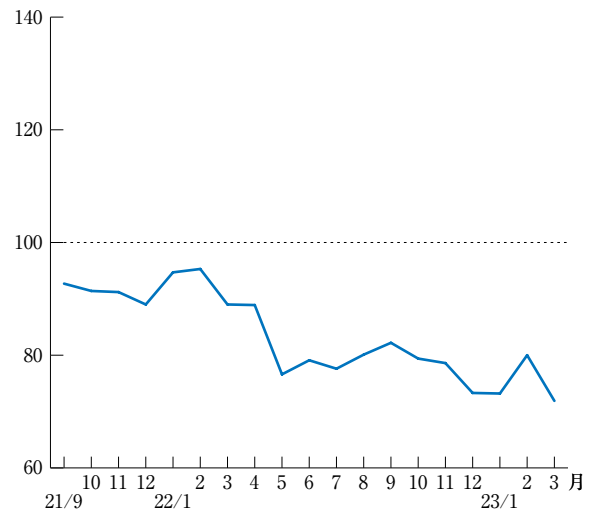
原指数の内訳をみると、前年比で上昇したのは全15業種のうち4業種で、はん用・生産用・業務用機械（29.6%）、化学（26.9%）、鉱業（11.1%）など。一方、低下した業種は、繊維（38.3%）、輸送機械（37.6%）、木材・木製品（36.9%）など。

業種別鉱工業生産指数 (カッコ内数字は、全体を 10,000 としたウエイト) (2015 年 =100 季節調整済指数)

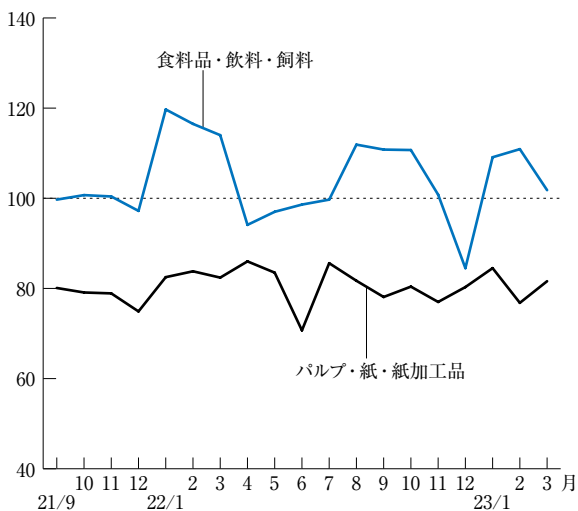
化学 (3,681.0)



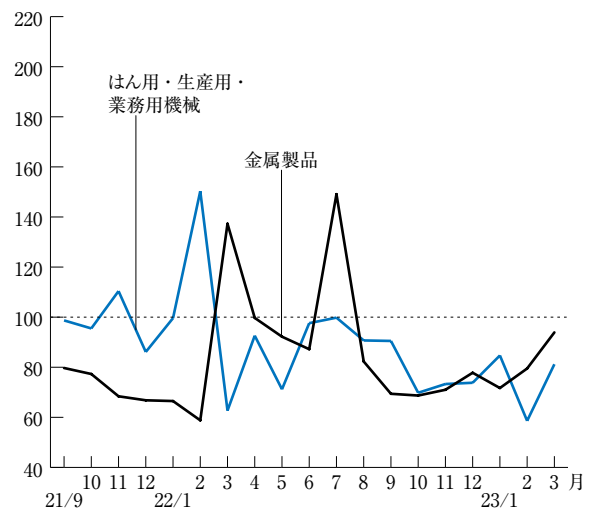
電気機械 (2,888.8)



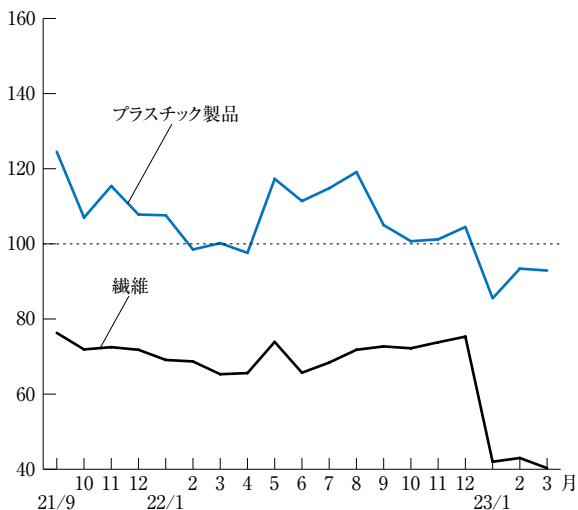
食料品・飲料・飼料 (703.4)
パルプ・紙・紙加工品 (516.2)



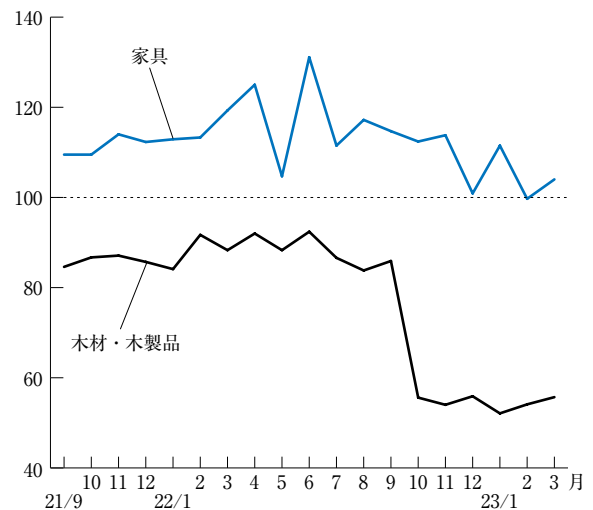
はん用・生産用・業務用機械 (558.7)
金属製品 (309.7)



プラスチック製品 (247.0)、繊維製品 (99.3)

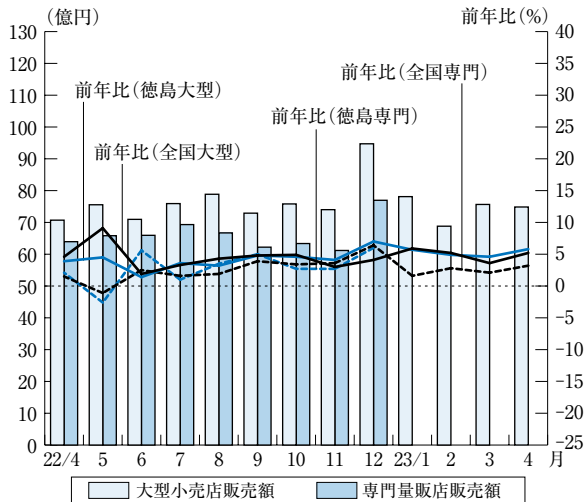


木材・木製品 (157.8)、家具 (134.9)



資料：徳島県統計データ課

大型小売店・専門量販店販売額



資料：四国経済産業局

5月の小売商況は、コロナウイルスの「5類」への移行で人流がコロナ禍前に回復し、アフターコロナの消費にシフトしたことで、全体の売上げは前年を上回った。

品目別の内訳をみると、衣料品は、肌着や母の日の贈答用に動きがみられた。身の回り品・雑貨は、外出機会の増加に伴いスニーカー、キャリーバッグ、化粧品などが好調に推移した。このため売上げはともに前年を上回った。人流増加に伴いフードコートなどの飲食関連もコロナ禍前の水準近くにまで回復した。家電は、主力のエアコン売上げが好調のほか、冷蔵庫や洗濯機に買い替えの動きがみられ、全体の売上げは前年横ばいとなった。食料品は、野菜、総菜、冷凍食品などが堅調を維持し、売上げは前年を上回った。種々の値上げに対して買上点数の減少傾向が続いていたが、品目によっては下げ止まりがみられる。

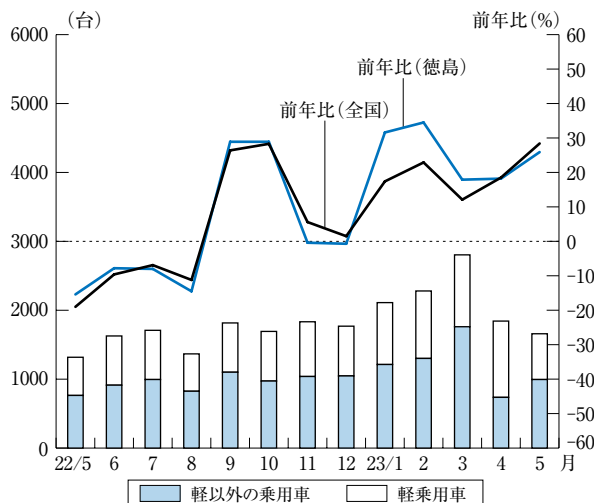
6月については、GWの反動から客数の伸びは落ち着いているものの、食料品や日用品が堅調に推移するなど、売上げは前年を上回って推移している。

旅行業

5月の旅行需要をみると、コロナウイルスが「5類」に移行されたことで旅行への警戒感が薄れ、国内旅行は遠方への旅行が増加した。海外旅行はコロナ禍中に行けなかったハネムーンや家族での旅行が増加した。このため全体の取扱高は前年を上回って推移した。

6月以降については、国内旅行は北海道や沖縄といった遠方への旅行を中心に予約が増加している。海外旅行は、旅行代金の上昇が懸念される中でも、ハワイやヨーロッパ方面をはじめとするハネムーンやレジャーなどの旅行予約が増加している。

自動車販売

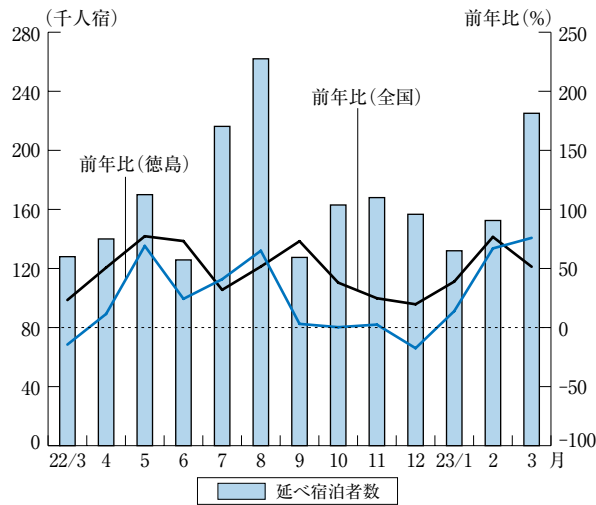


資料：自動車販売店協会・軽自動車協会

5月の自動車販売は、登録台数(含む軽)は前年比25.9%増の1,659台となった。

内訳をみると、普通車(3ナンバー)は633台で前年比42.9%増、中小型車・大衆車は362台で同12.8%増となり、登録車合計は995台で同30.2%増となった。また、軽自動車は664台で同19.9%増であった。

ホテル・旅館



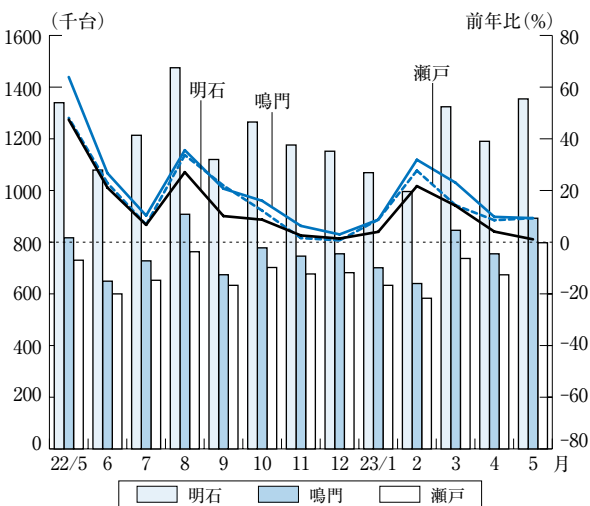
資料：国土交通省「宿泊旅行統計」(全宿泊施設)

5月の徳島市内の主要ホテル・旅館業をみると、宿泊部門はGWや週末などを中心に旅行支援を利用した観光客が目立ち、稼働率、客室単価はともにコロナ禍前の水準を上回った。インバウンドは、台湾、アメリカなどに加え、中国の個人旅行者による利用もみられるようになってきている。宴会・飲食部門は、宿泊客による朝食利用のほか、企業や団体による食事を伴う会合が徐々に戻りつつある。

6月は、平日はビジネス客、週末は旅行支援を利用した観光客を中心に利用がみられ、全体としてコロナ禍前の水準を上回る見込みで推移している。

宿泊旅行統計【全宿泊施設】をみると、3月の徳島県の延べ宿泊者数(第2次速報)は225千人泊で、前年比75.9%増(全国平均は同51.5%増)となった。

本州四国連絡道路交通量

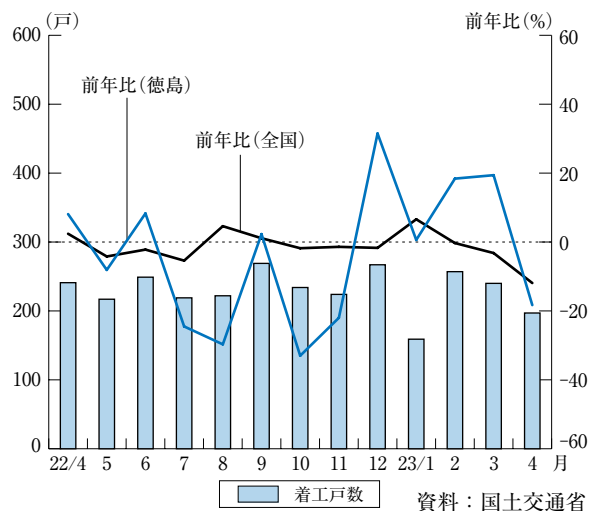


資料：本州四国連絡高速道路

5月の本州四国連絡道路の交通量をみると、明石海峡大橋は前年比1.1%増、大鳴門橋は同9.3%増、瀬戸大橋は同9.3%増となった。

(2023年4月～5月の交通量累計は、明石海峡大橋、大鳴門橋、瀬戸大橋の順に、前年比2.5%増、同9.5%増、同8.9%増)

住宅投資

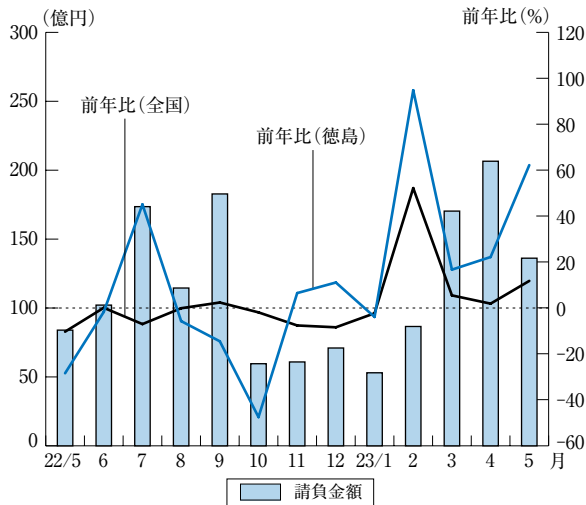


資料：国土交通省

4月の新設住宅着工戸数をみると、総戸数は前年比18.3%減の197戸となった。

利用関係別では、持家は前年比9.8%減少の138戸、貸家は前年比41.4%減の34戸、分譲は同30.0%減の21戸であった。総床面積は20,026㎡で、同19.4%減少した。

公共工事

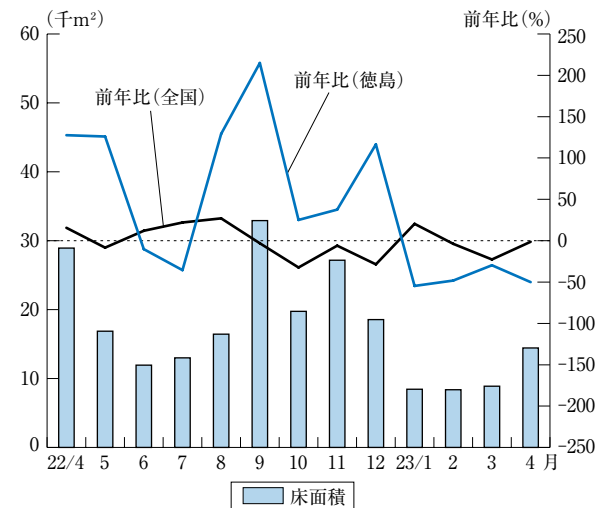


資料：西日本建設業保証(株)

5月の公共工事（西日本建設業保証徳島支店調べ）をみると、請負件数は、前年比15.5%増の246件、請負金額は同62.2%増の136億16百万円となった。

発注者別にみると、「市町村」は55億83百万円で同143.9%増、「国」は42億43百万円で前年比59.2%増、「県」は25億19百万円で同59.6%増、「独立行政法人等」は4億41百万円で同57.8%減となった。

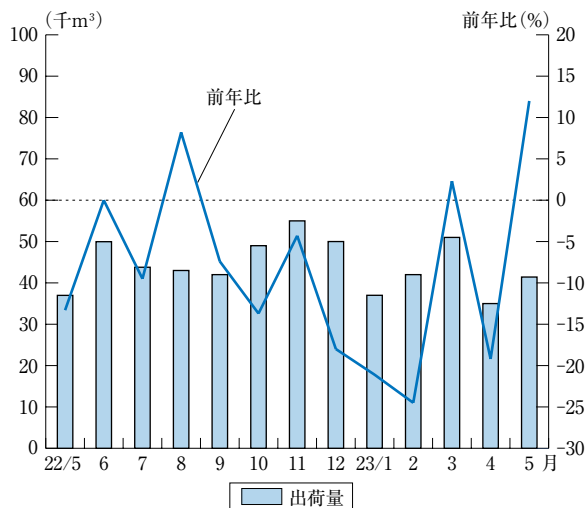
非居住用建築着工床面積



資料：国土交通省

4月の非居住用建築着工床面積（店舗、工場等）は、前年比50.1%減の14,435㎡で、工事費予定額は同60.8%減の34億39百万円となった。

生コン出荷量

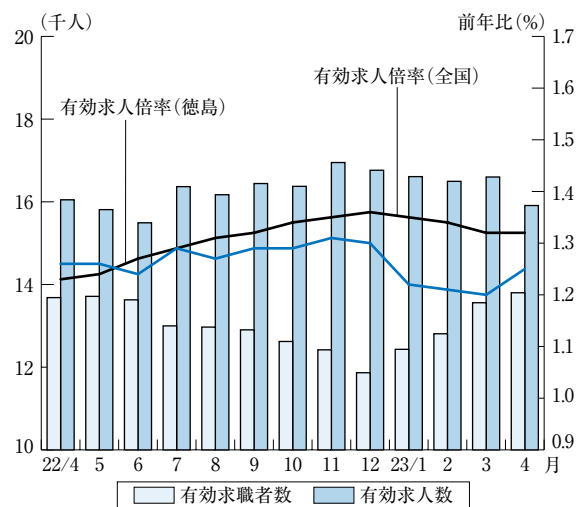


資料：徳島県生コンクリート工業組合

5月の生コン出荷量（徳島県生コンクリート工業組合出荷速報）は41千立方メートル、前年比12.0%増となった。

民需は14千立方メートルで前年比24.1%増、官公需は27千立方メートルで同6.7%増となった。

雇用関連 (求人)



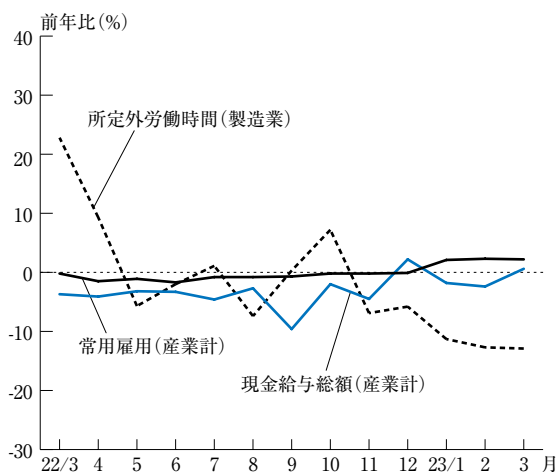
資料：徳島労働局

4月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.25倍で前月比0.05ポイント上昇。原数値は、1.15倍で前年比0.02ポイント低下。有効求人数は15,913人で前年比0.8%減少、有効求職者数は13,801人で同0.9%増加した。

新規求人数(一般。パートを除く)は3,400人で前年比0.8%増加、パートの新規求人は2,085人で同7.4%減少した。内訳をみると、製造業、サービス業などで増加し、医療・福祉、農・林・漁業、建設業などで減少した。

なお、4月の雇用保険受給者実人員数は前年比5.4%増加(4か月連続)となった。

雇用関連 (勤労統計)

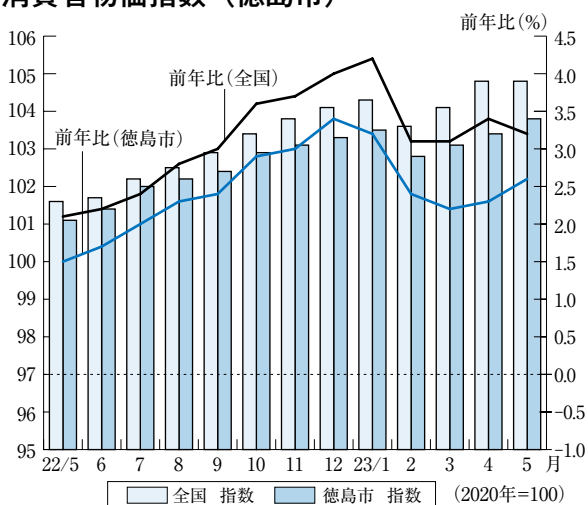


資料：徳島県統計データ課

3月の毎月勤労統計(5人以上の事業所)によれば、常用雇用指数(産業計)は102.9で前年比2.2%上昇、現金給与総額指数(産業計)は86.8で同0.6%上昇、所定外労働時間指数(製造業)は118.3で同12.9%低下となった。

(指数：2020年=100)

消費者物価指数(徳島市)



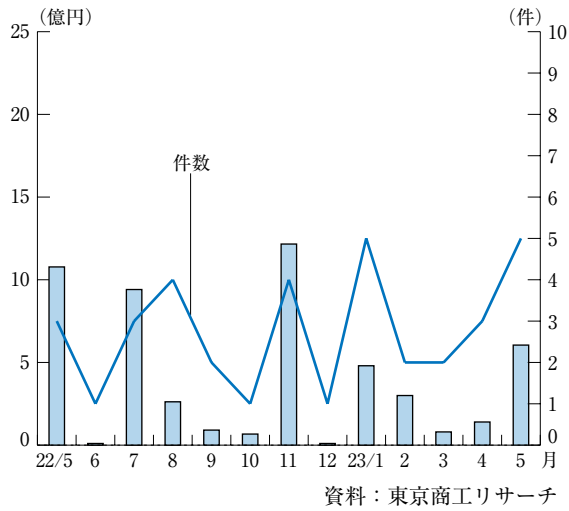
※「生鮮食品を除く総合」の数値をグラフ化
資料：総務省

5月の消費者物価指数は、104.1で前年比2.8%上昇(前月比0.3%上昇)、生鮮食品を除く総合は103.8で同2.6%上昇(同0.4%上昇)であった。

費目別にみると、前年比低下した科目費目は、光熱・水道(△10.6%)、教育(△0.3%)。一方、上昇した費目は、家具・家事用品(8.4%)、食料(8.0%)、被服及び履物(2.6%)、教養娯楽(2.6%)などでの伸びが目立っている。

(指数：2020年=100)

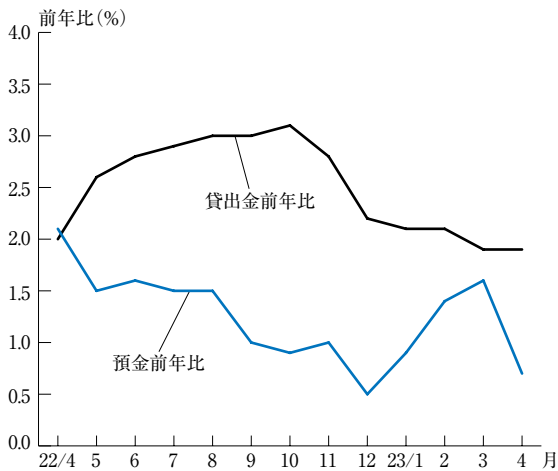
企業倒産



5月の企業倒産（東京商工リサーチ調べ、負債総額1千万円以上）をみると、5件で負債総額は6億5百万円であった。業種別では、卸売業が2件、製造業、運輸業、サービス業が各1件であった。

帝国データバンクの調査（負債総額1千万円以上、法的整理による倒産）では、5件で負債総額は10億17百万円であった。

金融



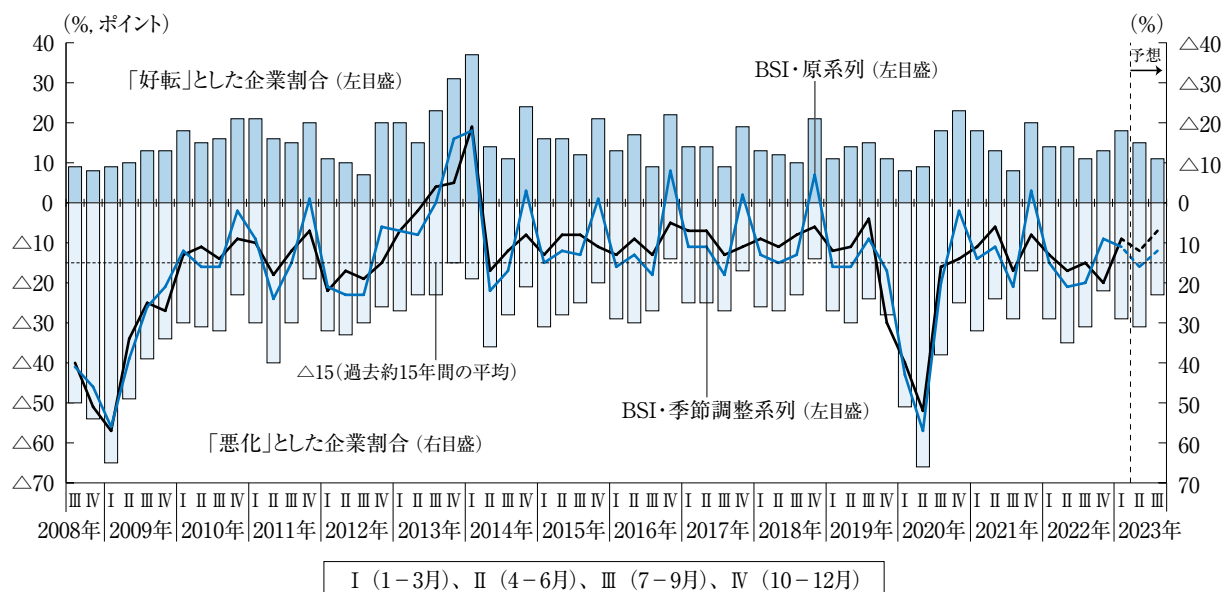
4月の民間金融機関貸出金残高は、日本銀行徳島事務所によると、全体では前年比1.9%増となり、94ヵ月連続で前年を上回った。この間、貸出約定平均金利は、前月比横ばいとなった(2月末の貸出約定平均金利1.072% → 3月末1.072%、国内銀行ベース)。

預金については、前年比0.7%増となり、49ヵ月連続で前年を上回った。

※預金、貸出金の対前年増減率について、2021年4月以降は国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額をもとに算出しており、2021年3月以前とは連続しない。

資料：日本銀行

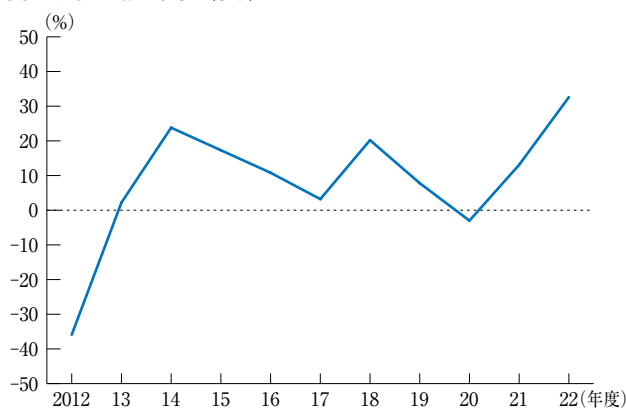
業況判断BSI (徳島経済研究所調査)



2023年1～3月期 (2022年Ⅳ期→Ⅰ期: △20→△9) は改善した。なお、前回調査時の予想 (△8) とほぼ同じ水準。業種別では、製造業 (同: △28→△12)、非製造業 (同: △15→△8) はともに改善している。先行きⅡ期予想は△12とやや悪化するものの、続くⅢ期予想は△7と改善に向かう見通し。

※今回調査は対象企業を大幅に拡充していることから、前回調査以前とは母数が異なることに注意が必要。(詳細は2023年4月の「第153回企業経営動向調査」参照)

採用動向 (同)



県内民間企業の採用動向に関するアンケート調査によると、回答企業が2023年春に計画している新卒者採用人数は720人で、2022年春の同採用実績543人に比べ、177人の増加となる見込み。2023年春の新卒者採用計画と2022年春の採用実績とを比較した増減率は+32.6%となり、2年続いてプラスとなった。

(詳細は2023年2月の「経済トピックス No.139」参照)

摘要 年月	徳島県鋳工業生産指数 2015年=100													
	鋳工業総合		金属製品		はん用・生産用・業務用機械		電気機械		化学		プラスチック製品		パルプ・紙・紙加工品	
	10000	前年比 %	wt.309.7	前年比 %	wt.558.7	前年比 %	wt.2888.8	前年比 %	wt.3681.0	前年比 %	wt.247.0	前年比 %	wt.516.2	前年比 %
2019年	101.3	△ 0.7	104.9	4.2	112.8	10.8	89.1	0.3	109.7	△ 1.3	132.5	△ 12.8	94.0	△ 3.2
2020年	95.1	△ 6.1	82.5	△ 21.4	90.2	△ 20.0	83.5	△ 6.3	110.5	0.7	107.1	△ 19.2	76.0	△ 19.1
2021年	102.2	7.5	71.0	△ 13.9	96.3	6.8	94.2	12.8	119.1	7.8	118.2	10.4	78.0	2.6
2022年														
2022. 2	105.0	12.8	58.8	△ 8.5	150.3	97.3	95.3	5.9	111.2	13.1	98.5	△ 23.9	83.8	6.8
3	95.8	△ 5.4	137.3	24.7	62.7	△ 27.0	89.0	△ 3.5	108.8	△ 9.3	100.2	△ 11.1	82.4	3.5
4	100.9	△ 2.7	99.7	66.6	92.6	11.4	88.9	△ 8.1	119.0	△ 1.5	97.6	△ 20.5	86.0	4.6
5	93.5	△ 12.2	92.2	39.2	71.2	△ 28.9	76.6	△ 20.6	114.8	△ 13.2	117.3	△ 1.6	83.5	11.5
6	105.1	5.0	87.2	42.7	97.6	△ 8.7	79.1	△ 19.5	137.1	27.6	111.4	△ 8.7	70.7	△ 4.6
7	110.1	8.7	149.1	128.8	99.8	△ 19.1	77.6	△ 20.4	151.9	34.3	114.8	2.2	85.6	5.4
8	111.3	7.2	82.3	13.0	90.7	△ 14.2	80.1	△ 18.4	153.5	26.7	119.1	1.9	81.7	11.7
9	107.4	3.6	69.4	△ 12.9	90.5	△ 8.3	82.2	△ 11.3	147.7	18.4	105.0	△ 15.7	78.1	△ 2.5
10	97.5	△ 5.9	68.7	△ 9.4	69.8	△ 24.0	79.4	△ 13.5	123.7	△ 1.8	100.7	△ 4.4	80.4	1.4
11	99.8	△ 4.2	71.0	3.8	73.1	△ 33.8	78.6	△ 13.8	129.7	5.7	101.2	△ 12.3	77.0	△ 2.3
12	94.9	△ 7.6	77.8	23.0	73.8	△ 17.9	73.3	△ 19.1	123.6	1.1	104.5	△ 4.1	80.3	4.8
2023. 1	98.2	△ 4.1	71.7	7.8	84.7	△ 14.9	73.2	△ 22.7	125.4	11.9	85.5	△ 20.5	84.5	2.4
2	98.0	△ 6.6	79.5	35.3	58.6	△ 61.0	80.0	△ 16.0	125.1	12.5	93.4	△ 5.1	76.8	△ 8.4
3	100.0	4.4	93.9	△ 31.6	81.2	29.6	71.9	△ 19.2	138.1	26.9	92.9	△ 7.3	81.6	△ 1.0
4														
5														
資料出所	徳島県統計データ課													

(注) 鋳工業生産指数は季節調整済。前年比は原指数比較。年度は原指数。

摘要 年月	徳島県鋳工業生産指数						百貨店・スーパー販売額		専門量販店			コンビニエンスストア
	繊維		食料品・飲料飼料		木材・木製品		百万円	前年比 %	家電大型 %	ドラッグストア %	ホームセンター %	前年比 %
	wt.99.3	前年比 %	wt.703.4	前年比 %	wt.157.8	前年比 %						
2019年	87.6	1.3	104.9	△ 0.1	96.0	△ 2.2	82,076	1.2	0.7	6.4	△ 0.5	1.0
2020年	71.3	△ 18.6	98.7	△ 5.9	81.8	△ 14.8	91,660	△ 0.7	7.5	6.8	11.8	△ 5.6
2021年	70.6	△ 1.0	100.0	1.3	84.6	3.4	86,659	△ 7.5	1.9	△ 0.7	△ 1.7	1.0
2022年							90,124	4.0	△ 3.7	5.8	0.6	2.6
2022. 2	68.7	7.2	116.5	17.4	91.7	17.9	6,560	2.7	△ 11.7	5.0	△ 5.1	△ 1.4
3	65.3	△ 4.5	114.0	14.2	88.3	7.2	7,232	4.0	△ 9.0	6.1	△ 0.7	0.4
4	65.6	1.2	94.1	△ 13.5	92.0	10.9	7,071	3.9	2.4	3.7	△ 1.0	1.5
5	73.9	1.4	97.0	△ 8.3	88.3	5.5	7,555	4.5	△ 9.9	1.8	△ 3.1	3.6
6	65.7	△ 9.9	98.6	△ 1.4	92.4	7.1	7,096	1.4	7.6	5.6	3.2	3.0
7	68.4	△ 6.7	99.7	△ 0.2	86.6	△ 2.1	7,592	3.6	△ 6.7	7.3	△ 2.3	3.4
8	71.8	△ 1.0	111.9	23.3	83.8	△ 5.9	7,885	3.2	△ 6.1	8.2	4.0	7.0
9	72.7	△ 4.7	110.8	11.1	85.9	1.6	7,291	4.8	4.3	7.4	0.3	△ 1.7
10	72.2	△ 0.1	110.7	9.0	55.6	△ 36.9	7,581	4.6	△ 4.8	4.6	5.6	4.8
11	73.8	1.7	100.8	0.5	54.0	△ 37.9	7,401	4.1	△ 5.8	7.0	2.5	4.1
12	75.3	4.0	84.5	△ 15.2	55.9	△ 35.8	9,472	7.0	2.7	8.5	5.2	3.4
2023. 1	42.0	△ 39.1	109.1	△ 8.8	52.1	△ 38.1	7,811	5.7		6.9	0.4	2.8
2	43.0	△ 37.5	110.9	△ 4.8	54.1	△ 41.0	6,881	4.9		6.5	3.2	5.1
3	40.3	△ 38.3	101.8	△ 10.7	55.7	△ 36.9	7,565	4.6		10.0	1.4	5.9
4							7,485	5.8		10.2	5.8	5.1
5												
資料出所	徳島県統計データ課						四国経済産業局					

(注) 「百貨店・スーパー販売額」の対前年比増減率は、2020年3月から、調査先の見直しに伴いギャップを調整するリンク係数で処理した数値で算出。

摘要 年月	新車登録車数		新車届出車数		新設住宅着工					公共工事保証請負		
	乗用車 台	前年比 %	軽乗用車 台	前年比 %	総数		持家	貸家	総面積 m ²	件数 件	金額 百万円	前年比 %
					総戸数 戸	前年比 %	前年比 %	前年比 %				
	台	%	台	%	戸	%	%	%	m ²	件	百万円	%
2019年	16,083	0.6	11,230	2.9	4,122	△ 4.9	5.4	△ 13.8	373,621	3,943	133,076	15.7
2020年	13,990	△ 13.0	9,996	△ 11.0	3,554	△ 13.8	△ 9.8	△ 37.2	350,420	4,171	148,069	11.3
2021年	13,223	△ 5.5	9,406	△ 5.9	3,044	△ 14.4	△ 1.1	△ 24.4	310,436	3,706	137,201	△ 7.3
2022年	11,916	△ 9.9	8,456	△ 10.1	2,718	△ 10.7	△ 9.9	△ 23.2	276,130	3,507	132,768	△ 3.2
2022. 2	960	△ 27.2	735	△ 31.8	217	△ 6.1	△ 15.2	36.8	20,116	164	4,445	△ 28.8
3	1,427	△ 17.6	951	△ 26.8	201	△ 21.8	△ 3.4	△ 69.6	22,070	242	14,590	6.2
4	887	△ 16.9	671	△ 21.0	241	8.1	3.4	11.5	24,850	405	16,901	△ 21.6
5	764	△ 13.7	554	△ 17.7	217	△ 8.1	△ 10.1	0.0	22,866	213	8,395	△ 28.4
6	913	△ 13.5	714	0.7	249	8.3	△ 3.1	43.2	25,036	286	10,212	△ 1.7
7	995	△ 14.2	714	2.1	219	△ 24.5	△ 8.7	△ 62.8	22,996	405	17,356	45.1
8	825	△ 12.4	542	△ 17.4	222	△ 29.7	△ 16.9	△ 41.9	22,246	344	11,451	△ 5.7
9	1,101	30.0	715	27.2	269	2.3	△ 1.9	△ 5.7	24,938	519	18,277	△ 14.5
10	973	24.4	720	35.6	234	△ 33.0	△ 29.6	△ 51.5	23,418	296	5,958	△ 47.5
11	1,039	△ 3.5	794	4.1	224	△ 22.0	△ 3.1	△ 61.1	23,065	216	6,087	6.5
12	1,047	△ 5.2	722	6.6	267	31.5	△ 10.5	261.5	27,138	232	7,099	11.1
2023. 1	1,220	23.9	898	43.9	159	0.6	0.8	58.3	15,955	132	5,333	△ 3.9
2	1,301	35.5	979	33.2	257	18.4	4.1	30.8	22,426	230	8,660	94.8
3	1,761	23.4	1,043	9.7	240	19.4	△ 2.1	29.2	24,582	229	17,032	16.7
4	1,107	24.8	736	9.5	197	△ 18.3	△ 9.8	△ 41.4	20,026	394	20,651	22.2
5	995	30.2	664	19.9						246	13,616	62.2
資料出所	自動車販売店協会		軽自動車協会		国土交通省					西日本建設保証(株)		

(注) 公共工事保証請負金額は年度。

摘要 年月	消費者物価指数 (総合、徳島市)		家計消費支出(勤労者) (徳島市)		雇用市場						常用雇用指数 (産業計)	
	生鮮食品を 除く総合	前年比 %	消費支出 円	前年比 %	有効求職者数		有効求人数		有効求人倍率		2020年 =100	前年比 %
					人	前年比 %	人	前年比 %	倍	ポイント		
	2020年=100	%	円	%	人	%	人	%	倍	ポイント	=100	%
2019年	100.3	0.6	324,192	△ 2.5	11,745	1.9	17,048	0.1	1.45	△ 0.03	98.1	△ 1.4
2020年	100.0	△ 0.3	309,361	△ 4.6	12,689	8.0	14,063	△ 17.5	1.11	△ 0.34	100.0	2.0
2021年	99.9	△ 0.1	346,633	12.0	12,614	△ 0.6	15,501	10.2	1.23	0.12	102.8	2.8
2022年	101.8	1.8	308,936	△ 10.9	12,966	2.8	16,343	5.4	1.26	0.03	102.0	△ 0.8
2022. 2	100.4	0.3	264,997	△ 1.5	12,407	△ 0.8	16,768	12.0	1.27	0.15	101.5	△ 0.5
3	100.9	0.5	392,709	△ 13.1	13,137	△ 0.9	16,969	11.4	1.27	0.14	100.7	△ 0.2
4	101.1	1.7	339,768	△ 5.4	13,683	0.5	16,048	9.3	1.26	0.09	101.5	△ 1.5
5	101.1	1.5	354,500	9.9	13,713	3.3	15,811	8.1	1.26	0.05	101.9	△ 1.1
6	101.4	1.7	275,605	△ 5.2	13,629	5.1	15,492	7.6	1.24	0.03	101.5	△ 1.7
7	102.0	2.0	261,303	△ 21.8	12,999	3.8	16,367	11.8	1.29	0.09	102.6	△ 0.8
8	102.2	2.3	260,359	△ 12.6	12,965	4.8	16,171	9.9	1.27	0.06	102.5	△ 0.8
9	102.4	2.4	284,017	△ 0.3	12,903	3.6	16,442	8.6	1.29	0.05	102.1	△ 0.7
10	102.9	2.9	273,492	△ 18.6	12,622	1.2	16,374	4.0	1.29	0.04	102.7	△ 0.2
11	103.1	3.0	322,200	△ 20.1	12,415	0.9	16,950	6.9	1.31	0.08	102.7	△ 0.2
12	103.3	3.4	379,338	△ 4.7	11,866	1.7	16,763	5.1	1.30	0.04	102.7	△ 0.1
2023. 1	103.5	3.2	326,923	9.4	12,432	2.2	16,609	0.4	1.22	△ 0.02	103.5	2.1
2	102.8	2.4	450,337	69.9	12,808	3.2	16,495	△ 1.6	1.21	△ 0.06	103.8	2.3
3	103.1	2.2	293,097	△ 25.4	13,559	3.2	16,599	△ 2.2	1.20	△ 0.07	102.9	2.2
4	103.4	2.3	305,368	△ 10.1	13,801	0.9	15,913	△ 0.8	1.25	△ 0.02		
5	103.8	2.6										
資料出所	総務省				徳島労働局職業安定課						徳島県統計データ課	

(注) 家計消費支出は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む)の一世帯あたり平均。

(注) 有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は年度平均。

(注) 有効求人倍率は季節調整値、同前年比は原指数による。

(注) 常用雇用は、5人以上の事業所。

摘要 年月	所定外労働時間指数 (製造業)		現金給与総額指数 (産業計)		延べ宿泊者数 (全宿泊施設)		本州四国連絡 道路交通量		航空輸送状況(国内線)			
							大鳴門橋		旅客		貨物	
	2020年 =100	前年比 %	2020年 =100	前年比 %	千人泊	前年比 %	千台	前年比 %	旅客数 人	前年比 %	貨物量 トン	前年比 %
2019年	120.1	△ 14.5	99.6	△ 1.0	2,568.6	15.5	9,482	3.4	1,133,862	△ 3.6	2,313	3.5
2020年	100.0	△ 16.8	100.0	0.4	1,448.8	△ 43.6	6,775	△ 28.6	259,876	△ 77.1	746	△ 67.7
2021年	115.8	15.8	104.3	4.3	1,599.6	10.4	7,364	8.7	397,599	53.0	841	12.7
2022年	119.7	3.4	100.9	△ 3.3	1,863.7	16.5	8,930	21.3	838,857	111.0	972	15.4
2022. 2	130.3	21.9	84.1	△ 2.8	91.3	△ 2.6	485	1.5	21,172	69.6	58	44.0
3	135.8	22.8	86.3	△ 3.7	128.0	△ 14.4	688	1.8	41,925	67.0	64	42.8
4	133.0	9.3	85.7	△ 4.1	139.8	11.5	688	27.0	45,462	87.9	80	40.2
5	115.6	△ 5.7	86.0	△ 3.2	169.9	69.1	817	63.9	60,868	222.3	62	55.8
6	111.0	△ 2.0	127.3	△ 3.3	125.8	24.3	649	26.7	55,989	183.0	78	27.2
7	112.8	1.1	125.6	△ 4.6	216.2	40.9	728	10.3	64,417	137.9	102	24.8
8	108.3	△ 7.4	86.4	△ 2.7	261.8	65.0	908	35.6	80,544	161.3	87	20.6
9	114.7	0.3	84.5	△ 9.6	127.5	3.1	674	20.7	61,773	173.8	82	14.7
10	127.5	7.2	83.9	△ 2.0	162.9	0.3	778	16.0	76,556	114.4	82	22.9
11	118.3	△ 6.9	84.8	△ 4.5	168.1	2.5	746	6.3	86,417	67.5	82	6.3
12	114.7	△ 5.8	192.8	2.2	156.7	△ 17.5	755	3.0	81,773	35.1	105	△ 8.0
2023. 1	100.9	△ 11.3	82.4	△ 1.8	131.7	13.9	701	8.7	65,783	51.7	81	4.6
2	113.8	△ 12.7	82.1	△ 2.4	152.5	67.0	640	31.9	69,153	226.6	61	3.5
3	118.3	△ 12.9	86.8	0.6	225.1	75.9	846	23.0	90,122	115.0	69	8.2
4							755	9.8	72,462	59.4	99	24.1
5							893	9.3				
資料出所	徳島県統計データ課				国土交通省		本州四国連絡高速道路		国土交通省 大阪航空局			

(注) 所定外労働時間、現金給与総額は、5人以上の事業所。
 (注) 延べ宿泊者数は、2021.12までは確定値、2022.1以降は第2次速報値。
 (注) 本州四国連絡道路交通量は年度。
 (注) 航空輸送状況は年度。2021.3までは確定値、2022.4以降は速報値。

摘要 年月	金融関連			でんさいネット請求等取扱高			企業倒産			信用保証協会代位弁済		
	実質預金	貸出金	貸出約定平均金利	発生件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
	前年比 %	前年比 %	年利%	件	百万円	%	件	百万円	%	件	百万円	%
2019年	3.1	3.4	1.202	19,306	106,075	14.9	43	6,402	42.6	232	1,996	33.7
2020年	6.7	5.2	1.163	21,336	110,154	3.8	50	10,953	71.1	235	2,212	10.8
2021年	3.2	2.7	1.116	23,880	118,979	8.0	27	6,214	△ 43.3	133	1,472	△ 33.5
2022年	0.5	2.2	1.074	26,527	125,527	5.5	32	7,344	18.2	137	934	63.4
2022. 2	1.9	2.1	1.110	2,021	9,216	5.7	6	1,091	—	6	42	54.1
3	2.1	1.6	1.105	2,246	10,510	2.3	4	2,445	258.5	5	32	—
4	2.1	2.0	1.099	2,288	11,177	△ 6.1	2	83	△ 86.7	14	83	△ 56.4
5	1.5	2.6	1.094	2,163	9,943	3.0	3	1,078	1,247.0	12	185	668.0
6	1.6	2.8	1.092	2,074	9,041	1.3	1	10	△ 96.8	20	141	△ 117.2
7	1.5	2.9	1.088	2,200	10,215	4.9	3	941	△ 37.1	12	97	12.3
8	1.5	3.0	1.087	2,172	10,204	11.3	4	262	190.9	1	4	△ 98.8
9	1.0	3.0	1.086	2,195	10,280	4.7	2	91	△ 83.5	6	56	△ 56.2
10	0.9	3.1	1.081	2,282	11,387	14.3	1	67	—	10	15	△ 94.8
11	1.0	2.8	1.080	2,347	11,431	13.3	4	1,216	△ 31.3	18	137	95.0
12	0.5	2.2	1.074	2,470	12,268	13.8	1	10	0.0	19	77	△ 60.4
2023. 1	0.9	2.1	1.074	2,396	11,895	20.7	5	489	878.0	7	42	314.5
2	1.4	2.1	1.072	2,332	10,699	16.1	2	300	△ 72.5	5	40	△ 3.8
3	1.6	1.9	1.072	2,631	12,360	17.6	2	80	△ 96.7	13	57	77.3
4	0.7	1.9		2,579	14,368	28.5	3	140	68.7	14	45	△ 46.2
5				2,556	12,245	23.2	5	605	△ 43.8	16	91	△ 50.9
資料出所	日本銀行			全銀電子債権ネットワーク			東京商工リサーチ			徳島県信用保証協会		

(注) 保証協会代位弁済は年度。
 (注) 実質預金(資金化していない手形、小切手等を差引いたもの)・貸出金残高の2021年4月以降の計数は、国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の県内店舗および県内に本店を置く信用金庫の全店舗の合計額。
 (注) 実質預金、貸出金残高及び貸出約定平均金利は、年・月末。
 (注) 貸出約定平均金利は、県内に本店を置く地域銀行および信用金庫の全店舗を対象とした貸出約定平均金利を集計したもの。
 2020年1月の徳島大正銀行の発足に伴い、徳島県の2020年1月以降の計数は、2019年12月以前とは連続しない。
 (注) でんさいネット請求等取扱高は、支払企業(債務者)が「営業所所在地の住所」として登録した都道府県に計上される。



令和5年6月29日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業安定課

課長 補佐 以西和恵

地方労働市場情報官 森下貴明

(電話) 088-611-5383

報道関係者 各位

職業安定業務統計速報(令和5年5月分)について

徳島県の有効求人倍率
1.22倍

全国
1.32倍(4月)

四国
1.33倍(4月)
(季節調整値)

1. 概況

- ・有効求人倍率(季節調整値)は1.22倍で、前月を0.03ポイント下回った。
- ・新規求人倍率(季節調整値)は2.40倍で、前月を0.01ポイント上回った。
- ・有効求人数(原数値)は、前年同月比3.4%減(4か月連続)の15,280人、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.1%増(14か月連続)の13,727人となった。
- ・正社員の有効求人倍率(原数値)は1.01倍で、前年同月を0.05ポイント上回った。
- ・地域別有効求人倍率(原数値)については、以下のとおり。
 - 県央地域(徳島、小松島出張所、鳴門、吉野川管内) 1.17倍(前年同月1.19倍)
 - 県西地域(美馬、三好管内) 0.81倍(前年同月0.95倍)
 - 県南地域(阿南、牟岐出張所管内) 1.04倍(前年同月1.10倍)

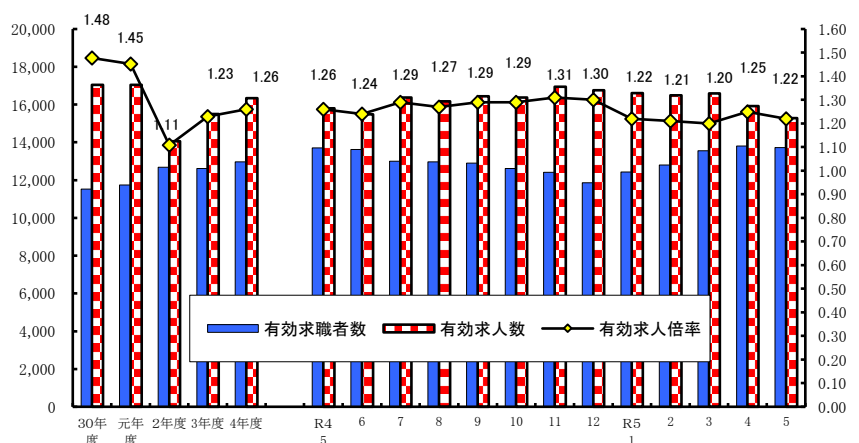
<職業別有効求人倍率>

常用フルタイム

職業別	有効求人倍率
計	1.16
管理的職業従事者	1.13
専門・技術的職業従事者	2.22
事務従事者	0.50
販売従事者	1.68
サービス職業従事者	1.87
保安職業従事者	8.20
農林漁業従事者	0.71
生産工程従事者	1.47
輸送・機械運転従事者	1.56
建設・採掘従事者	3.41
運搬・清掃・包装等従事者	0.49

(参考:福祉関連職業合計 2.83)

<有効求人倍率の推移(季節調整値)>



令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
(季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。)

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

2. 新規求人の動き

- ・新規求人数(原数値)は、前年同月比では5.0%増(3か月ぶり)の5,220人となった。
- ・新規求人数に占める正社員求人の割合は51.7%となり、前年同月を4.3ポイント上回った。
- ・これをパートを含む主な産業分類(大分類)についてみると、前年同月比等で増加したものは、医療・福祉5.9%(98人)、生活関連サービス業、娯楽業42.1%(59人)、宿泊業、飲食サービス業11.8%(32人)で、減少したものは、公務・その他▲27.3%(▲30人)、運輸業、郵便業▲19.5%(▲40人)、サービス業(他に分類されないもの)▲3.1%(▲19人)などである。

3. 新規求職の動き

- ・新規求職者数(原数値)は、前年同月比5.7%減(3か月連続)の2,551人となった。
- ・パート求職者は前年同月比3.5%減の1,015人、新規常用求職者は同5.7%減の2,534人となった。
- ・新規常用求職者(パートを除く)の求職理由別状況をみると、前年同月比で在職者は7.1%減(8か月連続)、事業主都合離職者7.1%減(11か月連続)、定年到達者8.0%増(2か月ぶり)、自己都合離職者5.7%減(6か月連続)、無業者19.4%減(3か月連続)となった。

<年齢別新規常用求職者(パートを除く)>

年齢別	求職者数	前年同月比
計	1,534	▲ 6.9%
24歳以下	202	▲ 18.9%
25歳～34歳	357	▲ 12.7%
35歳～44歳	287	▲ 10.0%
45歳～54歳	337	0.9%
55歳～59歳	127	0.0%
60歳～64歳	115	▲ 3.4%
65歳以上	109	19.8%

<求職理由別新規常用求職者(パートを除く)>

求職理由別	求職者数	構成比	前年同月比
計	1,534	-	▲ 6.9%
在職者	468	30.5%	▲ 7.1%
離職者	979	63.8%	▲ 5.5%
事業主都合	247	16.1%	▲ 7.1%
定年到達者	27	1.8%	8.0%
自己都合	679	44.3%	▲ 5.7%
自営・その他	21	1.4%	▲ 4.5%
無業者	87	5.7%	▲ 19.4%

4. 就職の動き

- ・就職件数は前年同月比1.2%増の974件となった。
- ・就職率は前年同月比2.6ポイント増の38.2%となった。

5. 雇用保険の動き

- ・雇用保険被保険者数は200,541人で前年同月比0.04%減少し、資格取得者数は3,777人(同8.1%減)、資格喪失者数は2,425人(同1.8%増)となった。
- ・受給資格決定件数は827件(※速報値)(前年同月876件)で、前年同月比5.6%減(2か月連続)となった。
- ・受給者実人員は2,368人(前年同月2,345人)で、前年同月比0.98%増(5か月連続)となった。

<年齢別雇用保険受給者実人員>

年齢別	実人員	前年同月比
計	2,368	0.98%
29歳以下	348	0.3%
30歳～44歳	573	▲ 4.8%
45歳～59歳	791	0.6%
60歳以上	656	7.5%

<産業別雇用保険資格喪失者>

産業別	資格喪失者数	うち事業主都合	事業主都合割合
産業計	2,425	150	6.2%
建設業	204	19	9.3%
製造業	361	39	10.8%
運輸、郵便業	113	14	12.4%
卸売、小売業	264	17	6.4%
医療、福祉	557	16	2.9%
サービス業	380	12	3.2%

6. 県内の雇用失業情勢

求人は持ち直しの動きが緩やかになっている。

足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。

有効求職者数は高い水準を維持しているため、引き続き、求人・求職者のニーズや状況に応じた的確な職業紹介および職業訓練への誘導、さらに担当者制による積極的な個別支援など、きめ細かな就職支援を図っていく。

I 職業紹介の状況

No.1

項目 年月		労働市場											
		1. 一般労働者 { 日雇・学卒 (中学、高校) を除く全数 }											
		求職		求人		就職	充足	求人倍率				就職率	充足率
		① 新求 件数 (件)	② 有効 求職 者数 (人)	③ 新規 求人数 (人)	④ 有効 求人数 (人)	⑤ 就職 件数 (件)	⑥ 充足 数 (人)	⑦ 有効 ④/② (倍) 季節 調整値 (倍)		⑧ 新規 ③/① (倍) 季節 調整値 (倍)		新規 ⑤/① ×100 (%)	⑥/③ ×100 (%)
徳島県	令和元年度平均	2,600	11,745	5,962	17,048	1,070	1,015	1.45	-	2.29	-	41.2	17.0
	令和2年度平均	2,525	12,689	5,044	14,063	955	914	1.11	-	2.00	-	37.8	18.1
	令和3年度平均	2,499	12,614	5,515	15,501	937	891	1.23	-	2.21	-	37.5	16.2
	令和4年度平均	2,497	12,966	5,698	16,343	910	868	1.26	-	2.28	-	36.4	15.2
	前年度対比	▲0.1	2.8	3.3	5.4	▲2.9	▲2.6	ポ0.03	-	ポ0.07	-	ポ▲1.1	ポ▲1.0
	令和4年 5月	2,706	13,713	4,973	15,811	962	914	1.15	1.26	1.84	2.20	35.6	18.4
	6月	2,608	13,629	5,804	15,492	1,004	949	1.14	1.24	2.23	2.17	38.5	16.4
	7月	2,210	12,999	6,357	16,367	812	769	1.26	1.29	2.88	2.54	36.7	12.1
	8月	2,311	12,965	5,044	16,171	815	776	1.25	1.27	2.18	2.21	35.3	15.4
	9月	2,426	12,903	5,771	16,442	935	894	1.27	1.29	2.38	2.32	38.5	15.5
	10月	2,257	12,622	6,338	16,374	915	844	1.30	1.29	2.81	2.52	40.5	13.3
	11月	2,179	12,415	5,778	16,950	846	798	1.37	1.31	2.65	2.34	38.8	13.8
	12月	1,746	11,866	5,375	16,763	778	741	1.41	1.30	3.08	2.27	44.6	13.8
	令和5年 1月	2,742	12,432	5,970	16,609	723	679	1.34	1.22	2.18	2.12	26.4	11.4
	2月	2,576	12,808	5,634	16,495	881	844	1.29	1.21	2.19	2.43	34.2	15.0
	3月	2,707	13,559	5,702	16,599	1,168	1,139	1.22	1.20	2.11	2.23	43.1	20.0
	4月	3,267	13,801	5,485	15,913	1,067	989	1.15	1.25	1.68	2.39	32.7	18.0
	5月	2,551	13,727	5,220	15,280	974	903	1.11	1.22	2.05	2.40	38.2	17.3
	対前月比 (%)	-	-	-	-	-	-	-	ポ▲0.03	-	ポ0.01	-	-
対前年同月比 (%)	▲5.7	0.1	5.0	▲3.4	1.2	▲1.2	ポ▲0.04	-	ポ0.21	-	ポ2.6	ポ▲1.1	-
安定所別 (5月)	徳島	1,113	6,253	2,787	8,096	395	457	1.29	-	2.50	-	35.5	16.4
	小松島出張所	192	825	218	755	63	52	0.92	-	1.14	-	32.8	23.9
	三好	133	731	246	686	52	42	0.94	-	1.85	-	39.1	17.1
	美馬	172	908	243	643	72	64	0.71	-	1.41	-	41.9	26.3
	阿南	210	1,141	410	1,165	86	59	1.02	-	1.95	-	41.0	14.4
	牟岐出張所	33	278	140	317	18	18	1.14	-	4.24	-	54.5	12.9
	吉野川 鳴門	273 425	1,312 2,279	311 865	1,063 2,555	110 178	69 142	0.81 1.12	- -	1.14 2.04	- -	40.3 41.9	22.2 16.4
全国	令和4年 4月	518	2,070	849	2,422	113	113	1.17	1.24	1.64	2.20	21.9	13.3
	5月	408	2,082	804	2,402	106	106	1.15	1.25	1.97	2.24	26.0	13.2
	6月	386	2,041	892	2,439	111	111	1.19	1.27	2.31	2.24	28.9	12.5
	7月	341	1,938	855	2,436	95	95	1.26	1.28	2.51	2.32	27.8	11.1
	8月	358	1,913	839	2,474	90	90	1.29	1.31	2.34	2.30	25.2	10.8
	9月	362	1,896	888	2,501	99	99	1.32	1.32	2.45	2.30	27.4	11.2
	10月	362	1,891	925	2,546	99	99	1.35	1.34	2.55	2.33	27.3	10.7
	11月	331	1,840	865	2,567	95	95	1.39	1.35	2.61	2.38	28.7	11.0
	12月	290	1,746	849	2,534	84	84	1.45	1.36	2.93	2.38	29.1	9.9
	令和5年 1月	405	1,782	939	2,562	78	78	1.44	1.35	2.32	2.38	19.3	8.3
	2月	404	1,859	926	2,624	106	106	1.41	1.34	2.29	2.32	26.2	11.4
	3月	420	1,940	898	2,629	150	150	1.36	1.32	2.13	2.29	35.6	16.7
4月	501	2,001	841	2,490	112	42 112	1.24	1.32	1.68	2.23	22.4	13.4	

労働市場														
2. 1.のうち中高年齢者(45才以上) (パートを除く)				3. 1.のうち パート					4. 正社員 (パートを除く常用)					
⑩ 新規 求職 件数 (件)	⑪ 有効 求職 者数 (人)	⑫ ⑩のうち 55才以 上の者 (人)	⑬ 就職 件数 (件)	⑭ 新規 求職 件数 (件)	⑮ 有効 求職 者数 (人)	⑯ 新規 求人数 (人)	⑰ 有効 求人数 (人)	⑱ 就職 件数 (件)	新規 求人数 (人)	有効 求人数 (人)	就職 件数 (件)	フルタイム 有効 求職者数 (人)	有効 求人 倍率 (倍)	充足率 (%)
673	3,191	1,693	243	916	4,384	2,417	6,862	442	2,820	8,132	484	7,340	1.11	16.6
673	3,561	1,898	218	918	4,887	1,994	5,474	419	2,456	6,988	417	7,754	0.90	16.6
671	3,487	1,840	209	913	4,978	2,156	5,920	425	2,709	7,766	405	7,592	1.02	14.6
675	3,548	1,885	209	925	5,183	2,205	6,244	403	2,808	8,158	405	7,740	1.05	14.0
0.6	1.7	2.4	0.0	1.3	4.1	2.3	5.5	▲ 5.2	3.7	5.0	0.0	1.9	ポ ⁰ 0.03	ポ▲ 0.6
671	3,675	1,982	223	1,052	5,578	1,919	6,148	466	2,359	7,797	403	8,119	0.96	16.2
688	3,656	1,957	224	960	5,545	2,251	5,948	431	2,956	7,743	453	8,061	0.96	14.8
613	3,579	1,883	173	756	5,196	2,472	6,277	368	3,209	8,249	348	7,760	1.06	10.2
561	3,502	1,832	184	856	5,194	1,940	6,216	333	2,347	8,003	386	7,743	1.03	15.9
647	3,527	1,855	228	872	5,108	2,224	6,265	412	2,919	8,229	410	7,754	1.06	13.7
598	3,418	1,762	220	879	5,101	2,501	6,280	382	3,181	8,173	447	7,510	1.09	13.3
578	3,350	1,713	220	781	5,010	2,268	6,529	379	2,738	8,472	392	7,384	1.15	14.1
504	3,213	1,684	179	614	4,750	1,970	6,378	349	2,639	8,278	355	7,097	1.17	13.4
844	3,501	1,907	167	970	4,873	2,265	6,194	326	3,075	8,352	326	7,424	1.13	10.3
717	3,567	1,934	185	938	5,048	2,259	6,161	388	2,649	8,248	391	7,739	1.07	14.4
743	3,852	2,099	259	968	5,296	2,139	6,194	511	2,917	8,528	483	8,127	1.05	16.0
835	3,796	2,080	231	1,486	5,719	2,085	5,866	505	2,785	8,260	465	8,065	1.02	16.2
690	3,752	2,056	213	1,015	5,775	1,938	5,556	471	2,699	8,058	409	7,940	1.01	14.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.8	2.1	3.7	▲ 4.5	▲ 3.5	3.5	1.0	▲ 9.6	1.1	14.4	3.3	1.5	▲ 2.2	ポ ⁰ 0.05	ポ▲ 2.0
301	1,731	958	89	424	2,468	986	2,827	191	1,466	4,306	165	3,777	1.14	12.8
55	239	125	12	84	352	81	267	34	115	418	21	472	0.89	15.7
40	185	115	17	50	362	106	252	20	114	382	26	369	1.04	19.3
33	210	120	14	75	452	91	239	33	135	364	32	455	0.80	24.4
65	331	193	16	89	477	155	393	46	199	618	35	664	0.93	10.1
9	84	50	5	12	120	42	119	6	46	105	8	158	0.66	21.7
76	378	198	24	109	576	136	418	52	155	559	44	734	0.76	21.3
111	594	297	36	172	968	341	1,041	89	469	1,306	78	1,311	1.00	12.8
千件	千人	千人	千件	千件	千人	千人	千人	千件	千人	千人	千件	千人		
146	602	318	27	213	806	330	928	54	398	1,146	44	1,252	0.92	11.1
112	593	314	26	160	824	316	921	51	374	1,138	42	1,244	0.91	11.2
109	577	304	27	142	812	344	932	53	418	1,159	44	1,220	0.95	10.6
101	552	286	24	118	749	325	923	43	401	1,160	40	1,181	0.98	9.9
103	547	281	24	126	730	328	939	39	389	1,173	40	1,177	1.00	10.1
101	539	276	25	133	726	337	949	45	421	1,187	42	1,165	1.02	10.1
103	535	274	25	135	730	365	976	45	423	1,201	41	1,157	1.04	9.8
98	523	268	24	119	710	348	994	44	392	1,202	40	1,121	1.07	10.1
97	508	264	21	95	665	326	983	38	395	1,181	36	1,059	1.11	9.0
127	527	276	20	142	670	383	1,006	35	418	1,182	33	1,087	1.09	8.0
122	555	292	26	149	700	388	1,046	51	404	1,196	40	1,130	1.06	10.0
126	572	301	34	152	738	362	1,050	78	409	1,205	50	1,181	1.02	10.5
143	576	306	27	208	790	330	43975	55	394	1,170	43	1,200	1.03	11.0

項目 年月		労働市場										※ 今月の動き ※ ○ 5月の新規求人数は、5,220人で対前年同月比5.0%の増加となった。 これをパートを含む主な産業分類(大分類)についてみると、前年同月比等で増加したものは、医療、福祉5.9%(98人)、生活関連サービス業、娯楽業42.1%(59人)、宿泊業、飲食サービス業11.8%(32人)で、減少したものは、公務・その他▲27.3%(▲30人)、運輸業、郵便業▲19.5%(▲40人)、サービス業(他に分類されないもの)▲3.1%(▲19人)などである。 また、パートタイム求人は1,938人で、対前年同月比1.0%増加となった。 ○ 新規求職者2,551人で、対前年同月比は5.7%減少となった。受給資格決定件数は827件(※速報値)で前年同月比5.6%減少、受給者実人員は2,368人で同0.98%増加した。 ○ 有効求人倍率(季節調整値)は、1.22倍で前月を0.03ポイント下回った。 新季節指数による改訂 完全失業率及び求人倍率(季節調整値)は全数に係る数値で、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。		
		1. のうち 5. 常用 { 日雇・学卒(中学、高校)を除く全数 }												
		求職		求人		就職	充足	求人倍率		就職率	充足率			
		① 新規 求職 件 (件)	② 有効 求職 者 数 (人)	③ 新規 求職 者 数 (人)	④ 有効 求人 数 (人)	⑤ 就職 件 数 (件)	⑥ 充足 数 (人)	⑦ 有効 求人 倍 率 ④/② (倍)	⑧ 新規 求人 倍 率 ③/① (倍)	⑨ 新規 就職 率 ⑤/① ×100 (%)	⑩ 充足 率 ⑥/③ ×100 (%)			
徳島県	令和元年度平均	2,588	11,702	5,629	16,218	1,000	952	1.39	2.18	38.6	16.9			
	令和2年度平均	2,494	12,600	4,556	12,819	864	828	1.02	1.83	34.6	18.2			
	令和3年度平均	2,472	12,539	4,988	14,084	848	808	1.12	2.02	34.3	16.2			
	令和4年度平均	2,470	12,907	5,196	14,948	829	794	1.16	2.10	33.60	15.3			
	前年度対比	▲0.1	2.9	4.2	6.1	▲2.2	▲1.7	ポ0.04	ポ0.08	ポ▲0.7	ポ▲0.9			
	令和4年 5月	2,688	13,655	4,639	14,685	903	858	1.08	1.73	33.6	18.5			
	6月	2,588	13,564	5,368	14,381	917	873	1.06	2.07	35.4	16.3			
	7月	2,169	12,914	5,809	15,112	727	691	1.17	2.68	33.5	11.9			
	8月	2,302	12,897	4,642	14,917	748	716	1.16	2.02	32.5	15.4			
	9月	2,409	12,827	5,356	15,238	876	838	1.19	2.22	36.4	15.6			
	10月	2,247	12,574	5,799	15,116	853	800	1.20	2.58	38.0	13.8			
	11月	2,164	12,631	5,127	15,480	781	746	1.23	2.37	36.1	14.6			
	12月	1,735	11,816	4,820	15,180	656	627	1.28	2.78	37.8	13.0			
	令和5年 1月	2,603	12,256	5,290	14,930	617	583	1.22	2.03	23.7	11.0			
	2月	2,566	12,744	5,042	14,796	811	780	1.16	1.96	31.6	15.5			
	3月	2,694	13,384	5,314	15,063	1,081	1,056	1.13	1.97	40.1	19.9			
	4月	3,255	13,748	4,994	14,619	967	901	1.06	1.53	29.7	18.0			
5月	2,534	13,673	4,857	14,243	900	836	1.04	1.92	35.5	17.2				
対前年同月比(%)		▲5.7	0.1	4.7	▲3.0	▲0.3	▲2.6	ポ▲0.04	ポ0.19	ポ1.9	ポ▲1.3			
安定所別(5月)	徳島	1,105	6,223	2,531	7,352	357	420	1.18	2.29	32.3	16.6	有効求人倍率(季節調整値) 徳島 5月 1.22倍 全国 4月 1.32倍 労働力調査関係 資料出所:総務省統計局 完全失業者数 完全失業率 季節調整値		
	小松島出張所	191	821	217	744	62	51	0.91	1.14	32.5	23.5			
	三好	133	729	242	681	50	42	0.93	1.82	37.6	17.4			
	美馬	172	906	233	628	68	61	0.69	1.35	39.5	26.2			
	阿南	207	1,135	393	1,129	82	58	0.99	1.90	39.6	14.8			
	牟岐出張所	33	278	136	305	17	18	1.10	4.12	51.5	13.2			
	吉野川 鳴門	270 423	1,307 2,274	300 805	1,037 2,367	99 165	64 122	0.79 1.04	1.11 1.90	36.7 39.0	21.3 15.2			
全国	令和4年 4月	千件 511	千人 2,051	千人 773	千人 2,183	千件 104	千人 104	1.06	1.51	20.3	13.4	万人 188	% 2.7	% 2.6
	5月	404	2,062	727	2,177	97	97	1.06	1.80	24.1	13.4	191	2.8	2.6
	6月	382	2,025	800	2,210	102	102	1.09	2.10	26.7	12.7	186	2.7	2.6
	7月	337	1,925	772	2,205	87	87	1.15	2.29	25.7	11.2	176	2.5	2.6
	8月	356	1,901	756	2,238	83	83	1.18	2.12	23.4	11.0	177	2.6	2.5
	9月	360	1,886	805	2,266	91	91	1.20	2.23	25.4	11.4	187	2.7	2.6
	10月	360	1,882	832	2,308	91	91	1.22	2.31	25.3	10.9	178	2.6	2.6
	11月	324	1,827	768	2,313	87	87	1.27	2.37	26.7	11.3	165	2.4	2.5
	12月	272	1,719	738	2,252	73	73	1.31	2.72	26.8	9.9	158	2.3	2.5
	令和5年 1月	392	1,752	822	2,263	67	67	1.29	2.10	17.1	8.2	164	2.4	2.4
	2月	398	1,825	820	2,314	95	95	1.27	2.06	23.8	11.5	174	2.5	2.6
	3月	412	1,914	805	2,336	137	137	1.22	1.95	33.3	17.0	193	2.8	2.8
	4月	496	1,985	762	2,234	103	443	1.13	1.54	20.8	13.5	190	2.7	2.6

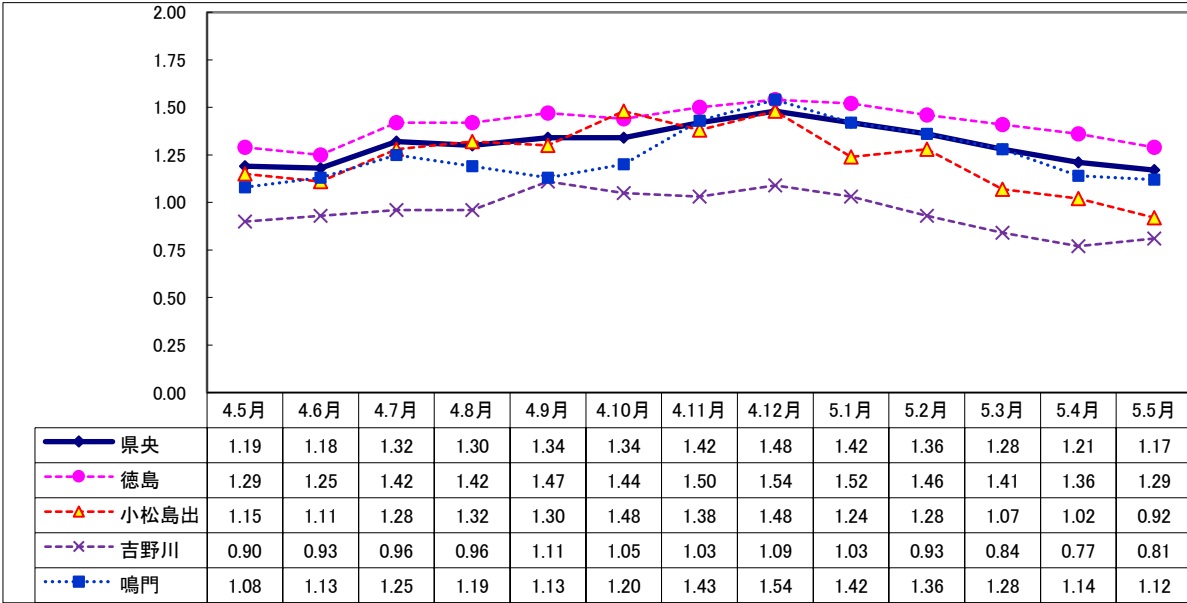
Ⅱ 産業別・規模別 新規求人の状況

No.4

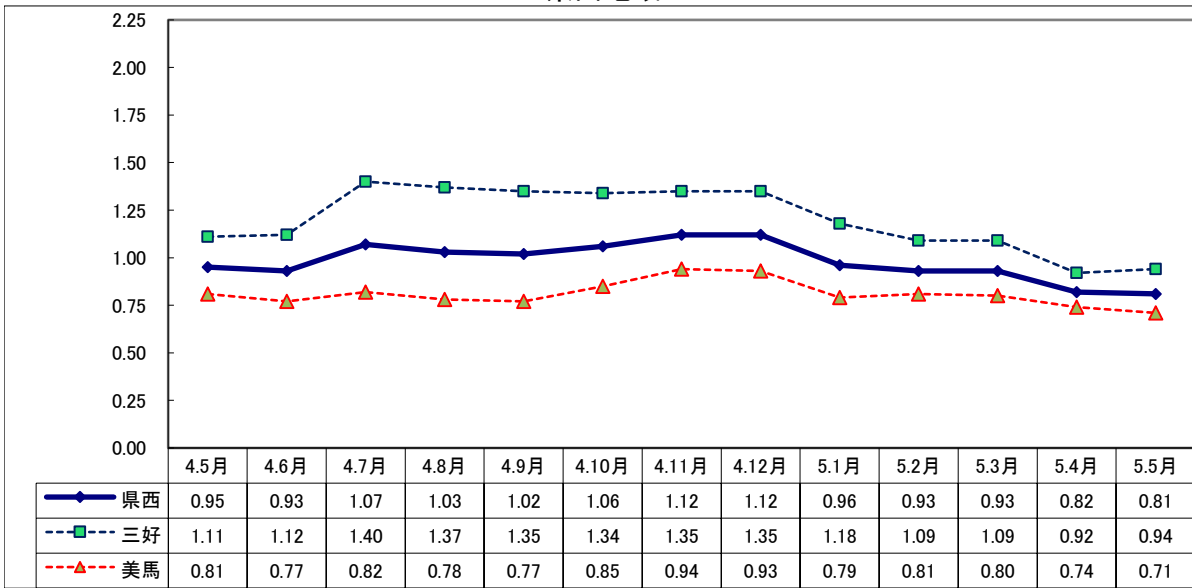
項 目 産 業 ・ 規 模	一般(日雇・学卒を除く)			パートタイムを除く			パートタイム		
	5年 5月 (人)	前年比 (%)	4年 5月 (人)	5年 5月 (人)	前年比 (%)	4年 5月 (人)	5年 5月 (人)	前年比 (%)	4年 5月 (人)
A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	79	14.5	69	31	19.2	26	48	11.6	43
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 (05)	2	0.0	2	2	100.0	1	0	—	1
D 建設業 (06~08)	464	▲ 3.3	480	442	▲ 3.5	458	22	0.0	22
E 製造業 (09~32)	433	7.2	404	295	▲ 0.3	296	138	27.8	108
09 食料品製造業	136	30.8	104	52	13.0	46	84	44.8	58
10 飲料・たばこ・飼料製造業	5	▲ 16.7	6	3	▲ 25.0	4	2	0.0	2
11 繊維工業	28	21.7	23	14	16.7	12	14	27.3	11
12 木材・木製品製造業	26	▲ 3.7	27	23	21.1	19	3	▲ 62.5	8
13 家具・装備品製造業	6	▲ 33.3	9	6	▲ 14.3	7	0	—	2
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	21	600.0	3	18	500.0	3	3	—	0
15 印刷・同関連業	16	128.6	7	12	200.0	4	4	33.3	3
16 化学工業	22	▲ 4.3	23	13	▲ 38.1	21	9	350.0	2
17 石油製品・石炭製品製造業	0	—	0	0	—	0	0	—	0
18 プラスチック製品製造業	2	▲ 83.3	12	2	▲ 81.8	11	0	—	1
19 ゴム製品製造業	2	▲ 60.0	5	2	▲ 50.0	4	0	—	1
21 窯業・土石製品製造業	14	27.3	11	12	50.0	8	2	▲ 33.3	3
22 鉄鋼業	4	▲ 42.9	7	3	▲ 57.1	7	1	—	0
23 非鉄金属製造業	3	—	0	3	—	0	0	—	0
24 金属製品製造業	49	157.9	19	48	166.7	18	1	0.0	1
25 はん用機械器具製造業	4	▲ 71.4	14	3	▲ 76.9	13	1	0.0	1
26 生産用機械器具製造業	26	30.0	20	26	30.0	20	0	—	0
27 業務用機械器具製造業	4	300.0	1	4	300.0	1	0	—	0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	34	▲ 49.3	67	34	▲ 48.5	66	0	—	1
29 電気機械器具製造業	10	0.0	10	5	▲ 28.6	7	5	66.7	3
30 情報通信機械器具製造業	0	—	0	0	—	0	0	—	0
31 輸送用機械器具製造業	8	▲ 72.4	29	8	▲ 63.6	22	0	—	7
20,32 その他の製造業	13	85.7	7	4	33.3	3	9	125.0	4
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	4	▲ 33.3	6	3	▲ 40.0	5	1	0.0	1
G 情報通信業 (37~41)	57	67.6	34	26	0.0	26	31	287.5	8
H 運輸業, 郵便業 (42~49)	165	▲ 19.5	205	125	▲ 25.6	168	40	8.1	37
I 卸売業, 小売業 (50~61)	630	3.8	607	364	10.3	330	266	▲ 4.0	277
J 金融業, 保険業 (62~67)	51	82.1	28	34	54.5	22	17	183.3	6
K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	73	52.1	48	63	85.3	34	10	▲ 28.6	14
L 学術研究, 専門・技術サービス業 (71~74)	169	19.0	142	114	31.0	87	55	0.0	55
M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	303	11.8	271	95	6.7	89	208	14.3	182
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	199	42.1	140	133	47.8	90	66	32.0	50
O 教育, 学習支援業 (81,82)	121	14.2	106	38	▲ 20.8	48	83	43.1	58
P 医療, 福祉 (83~85)	1,755	5.9	1,657	1,051	17.3	896	704	▲ 7.5	761
Q 複合サービス事業 (86, 87)	34	▲ 22.7	44	19	▲ 47.2	36	15	87.5	8
R サービス業 (88~96)	601	▲ 3.1	620	416	6.7	390	185	▲ 19.6	230
S, T 公務・その他 (97,98,99)	80	▲ 27.3	110	31	▲ 40.4	52	49	▲ 15.5	58
	5,220	5.0	4,973	3,282	7.5	3,054	1,938	1.0	1,919
規 模 別									
29人以下	3,226	4.5	3,086	1,892	5.2	1,799	1,334	3.7	1,287
30 ~ 99人	1,299	▲ 0.5	1,305	874	5.7	827	425	▲ 11.1	478
100 ~ 299人	481	31.4	366	367	39.5	263	114	10.7	103
300 ~ 499人	137	73.4	79	104	112.2	49	33	10.0	30
500 ~ 999人	25	▲ 39.0	41	14	▲ 56.3	32	11	22.2	9
1,000人以上	52	▲ 45.8	96	31	▲ 63.1	84	21	75.0	12

Ⅲ 安定所別有効求人倍率(原数値)の推移 県央地域

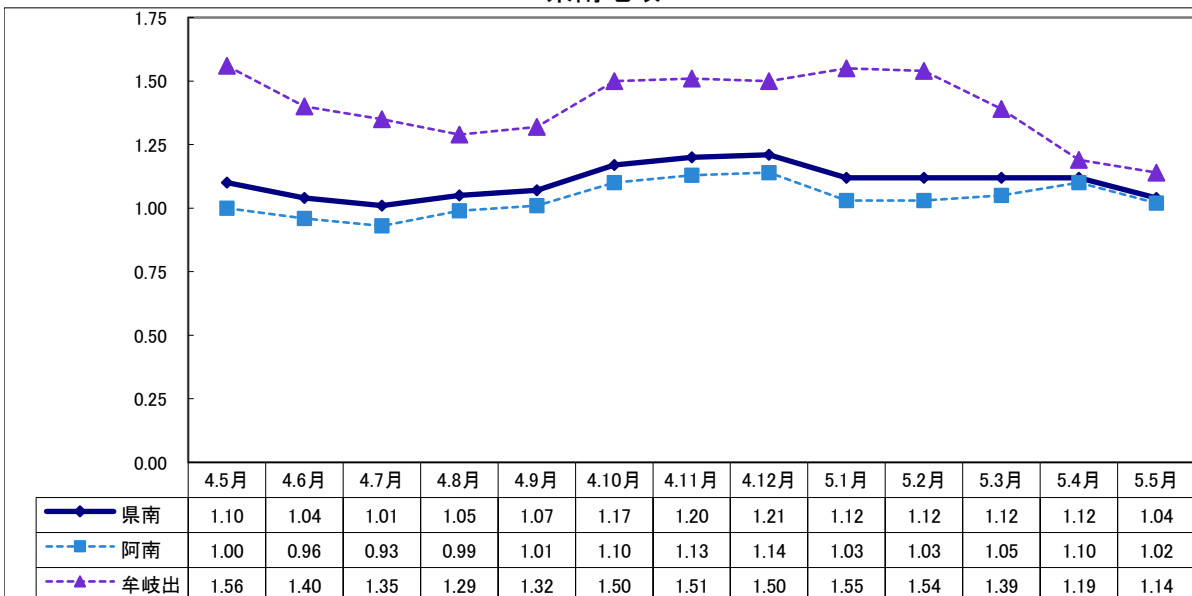
No.5



県西地域



県南地域



徳島県内の倒産件数・負債総額の推移

月	令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		平成31年・令和元年		平成30年		平成29年		平成28年		月
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	
1月	5	273	1	70	2	430	4	657	5	670	0	0	1	29	3	265	1月
2月	2	310	7	1,875	0	0	6	719	1	656	2	135	1	10	5	942	2月
3月	2	320	3	2,400	3	838	7	2,622	3	1,112	8	1,391	3	1,180	5	410	3月
4月	3	208	1	50	2	423	5	208	8	1,245	4	142	0	0	1	310	4月
5月	5	1,017	3	985	3	109	4	1,320	1	93	1	160	4	885	0	0	5月
6月			0	0	3	217	9	1448	2	338	0	0	4	310	2	100	6月
7月			3	1,490	5	836	4	383	2	47	3	431	1	50	0	0	7月
8月			4	334	1	40	3	91	1	55	2	171	4	836	7	1,040	8月
9月			3	135	3	549	4	379	5	612	0	0	4	831	1	40	9月
10月			1	74	0	0	2	350	2	212	3	977	1	16	1	65	10月
11月			3	876	2	1,770	3	613	3	659	2	306	2	300	1	10	11月
12月			1	25	1	10	0	0	6	1203	3	113	9	1,144	0	0	12月
合計	17	2,128	30	8,314	25	5,222	51	8,790	39	6,902	28	3,826	34	5,591	26	3,182	合計
1~5 月計	17	2,128	15	5,380	10	1,800	26	5,526	18	3,776	15	1,828	9	2,104	14	1,927	1~5 月計

(注1) 負債1,000万円以上の企業倒産(資料出所……帝国データバンク徳島支店)

(注2) 平成17年4月以降、倒産集計基準の変更(倒産五法による法的整理のみ集計)

徳島県内の倒産件数・負債総額の推移

月	令和5年		令和4年		令和3年		令和2年		平成31年・令和元年		平成30年		平成29年		平成28年		月
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	
1月	5	489	1	50	2	600	4	577	5	559	3	636	1	93	5	1,463	1月
2月	2	300	6	1,091	0	0	2	320	3	1,046	1	35	1	115	3	165	2月
3月	2	80	4	2,445	3	682	11	3,057	3	1,023	7	1,750	4	1,130	5	880	3月
4月	3	140	2	83	2	628	5	240	8	1,215	5	149	1	40	2	471	4月
5月	5	605	3	1,077	3	80	4	1,360	4	123	2	173	6	945	1	65	5月
6月			1	10	4	312	9	2,772	2	341	1	65	1	135	2	72	6月
7月			3	941	5	1,497	3	426	1	27	2	255	1	100	1	103	7月
8月			4	261	2	90	2	180	2	70	1	100	4	667	7	1,233	8月
9月			2	91	3	550	5	391	5	535	1	15	4	1,020	2	220	9月
10月			1	67	0	0	2	730	2	130	4	1,161	1	461	2	270	10月
11月			4	1,216	2	1,770	3	900	3	455	2	70	2	430	1	10	11月
12月			1	10	1	10	0	0	5	878	4	82	8	653	1	20	12月
合計	17	1,614	32	7,342	27	6,219	50	10,953	43	6,402	33	4,491	34	5,789	32	4,972	合計
1~5 月計	17	1,614	16	4,746	10	1,990	26	5,554	23	3,966	18	2,743	13	2,323	16	3,044	1~5 月計

(注1) 負債1,000万円以上の企業倒産(資料出所・・・東京商工リサーチ徳島支店)

令和5年 春季賃上げ 回答妥結状況

2023/6/26現在
徳島労働局賃金室まとめ

	令和4年妥結状況			令和3年実績			対前年比	
	社数・組合数	妥結額	賃上げ率	社数・組合数	妥結額	賃上げ率	額	ポイント比
厚生労働省(民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況) 令和4年8月5日発表 358社 6,898円 2.20%				令和3年8月13日発表 343社 5,854円 1.86%			1,044円	+0.34
対象等	妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント(30、35歳など)での妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)を含んでいる。							
連合(2023年6月5日第6回回答集計、平均賃金方式による組合員数での加重平均)								
	令和5年妥結状況			令和4年			対前年比	
	定昇相当分 込み賃上げ計			昨年同時期 6/3				
合計	4,475組合	10,807円	3.66%	4,331組合	6,049円	2.09%	4,758円	+1.57
300人未満計	3,144組合	8,328円	3.36%	3,078組合	4,857円	1.97%	3,471円	+1.39
300人以上計	1,331組合	11,147円	3.69%	1,253組合	6,214円	2.10%	4,933円	+1.59
1,000人以上	446組合	11,519円	3.73%	436組合	6,415円	2.13%	5,104円	+1.60
日本経団連	2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)(2023年5月19日発表)							
	92社	13,110円	3.91%	昨年同時期 5/20 7,794円	2.35%	5,316円	+1.56	
製造業平均	2023年6月23日公表			2022年6月10日集計結果				
非製造業平均	175社	8,349円	3.10%	169社	5,434円	2.03%	2,915円	+1.07
総平均	102社	7,076円	2.68%	80社	4,791円	1.85%	2,285円	+0.83
	277社	7,864円	2.94%	249社	5,219円	1.97%	2,645円	+0.97
・中小企業(500人未満17業種754社対象、288社の回答を把握、このうち11社は平均金額不明等のため除外、上記は定期昇給(賃金体系)含む、加重平均								
日本経済新聞社(主要企業、加重平均) 日経とりまとめ賃金調査中間集計(4/20現在、5/13朝刊) 2023年調査	308社	12,545円	3.89%	2022年調査 311社	7,440円	2.35%	5,105円	+1.54
徳島県経営者協会(2023/6/23現在) 中間集計	39社	6,470円	2.41%	昨年同時期 同一社での比較	3,999円	1.50%	2,471円	+0.91

令和5年度第1回
徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会
議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和5年6月15日（木）午後3時07分～午後4時55分
場所 とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）
アミコビル東館9階

2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員
（労側委員） 川口委員 山本委員
（使側委員） 脇田委員 中村委員

3 議事要旨

（1）徳島県最低賃金の審議日程を次のとおりとする。

第2回本審	7月6日（木）	午後2時00分
第3回本審（目安伝達）	8月3日（木）	午前9時30分
第1回専門部会	8月3日（木）	午前11時00分
第2回専門部会	8月4日（金）	午前9時00分
第3回専門部会	8月7日（月）	午後1時00分
第4回本審（県最賃答申）	8月7日（月）	午後3時00分
第4回専門部会（予備）	8月10日（木）	午前9時00分
第5回本審（答申予備日）	8月10日（木）	午前11時00分
特定最賃合同専門部会	8月23日（水）	午前9時30分
第5回本審（異議審）	8月23日（水）	午前11時00分
特定最賃合同専門部会（予備日）	8月28日（月）	午前9時30分
第6回本審（異議審予備日）	8月28日（月）	午前11時00分

（2）専門部会は第1回のみ公開とする。

（3）議事録は読みやすいように事務局で記載、表現を整え、委員の確認を経て確定する。

（4）造作材専門部会の必要性審議は、独立した専門部会で行う。

（5）実地視察は、一般機械（特定最賃）の業種について行う。

（6）付帯決議は、本審委員の意見を集約して事務局が案を取りまとめ、本審委員の検討を経て、答申日に出せるよう準備を進める。

（7）要請書は最低賃金に関する部分を第3回審議会の資料とする。

（8）審議会の慣例、運用を整理し、申し合わせ事項としてまとめる。

（9）その他の意見なし。

4 次回開催

第2回本審 7月6日午後2時から（あわぎんホール）

令和5年度 最低賃金審議日程

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		
6/15	木	第1回本審(14:00～とくぎんトモ ニプラザ9F)会長及び会長代理 選任	第1回あり方検討小委員会 (15:00～)審議方法、実地視察 検討		
7/6	木	第2回本審(14:00～あわぎん ホール)県最賃諮問		特定最賃必要性諮問	専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推 薦公示
8/3	木	第3回本審(9:30～労働局)目安 答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(11:00～ 労働局)金額審議		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議		
8/7	月	第4回本審(15:00～労働局)県 最賃答申、要旨公示	第3回県最賃専門部会(13:00～ 労働局)金額審議、部会報告		要旨公示
★				第1回特定最賃造作材専門部会 (必要性審議、答申)	
8/10	木	【予備】本審(11:00～労働局)県 最賃答申、要旨公示	【予備】県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議、部会報告		
8/23	水	第5回本審(11:00～未定)県最 賃異議審議答申、特賃必要性答 申、 特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 (必要性審議、答申、審議日程 調整)	特賃意見聴取の公示
8/28	月	【予備】本審(11:00～未定)県最 賃異議審議答申、特賃必要性答 申、 特賃金額改正諮問		【予備】第1回特定最賃合同専門 部会(必要性審議、答申、審議 日程調整)	
				実地視察(特定最低賃金事業 場) 9～10月	
				第2～3回各特定最賃専門 部会(金額審議・答申)	
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会	

地方最低賃金審議会の公開状況

※会議の傍聴及び議事内容のHP掲載状況 ○:公開 △:一部公開 ×:非公開

	令和4年度						令和3年度					
	本審			専門部会			本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
秋田	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
茨城	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
栃木	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	△	議事録	○	○	議事録	○	△	議事録	○
千葉	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
新潟	△	議事録	○	×	議事録	○	△	議事録	○	×	議事録	○
富山	○	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
石川	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
福井	△	議事録	○	△	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事録(一部)	○
山梨	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
長野	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
岐阜	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
三重	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
京都	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
奈良	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
山口	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○	△	議事要旨	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
佐賀	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
長崎	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
熊本	○	議事録	○	×	議事要旨	○	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大分	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
宮崎	△	議事録	○	×	議事要旨	○	△	議事録	○	×	議事要旨	○
鹿児島	○	議事録	○	×	議事録	○	○	議事録	○	×	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	△	議事要旨	○	○	議事録	○	△	議事要旨	○
	○24	議事録33	○47	○1	議事録8	○47	○22	議事録27	○47	○1	議事録7	○47
	△23	議事録(一部)14	△0	△18	議事録(一部)12	△0	△25	議事録(一部)19	△0	△17	議事録(一部)12	△0
	×0	議事要旨0	×0	×28	議事要旨27	×0	×0	議事要旨1	×0	×29	議事要旨28	×0

徳島地方最低賃金審議会運用(申し合わせ事項)

1 最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用

同条同項のあらかじめの議決とは、専門部会において全会一致で決議した場合とする。専門部会で全会一致となった決議は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本審を開催することなく、審議会の決議として答申することができる。

2 審議の効率化

特定最低賃金審議の必要性審議を合同部会で行った後、本審を開催し、異議審議と特定最低賃金の改正諮問を行う。同様に可能であれば、審議会(専門部会)の同日審議を行い審議効率化を図る。

上記の特定最低賃金合同専門部会と異議審議を同日開催するには、特定最低賃金の必要性諮問を第2回本審において行う必要がある。第2回本審を行う前に、労働者側代表委員は特定最賃改正申出書(合意書)のとりまとめをお願いする。

資料番号

No. 6

業務改善助成金

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 855 円



- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。



対象となる設備投資など

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ⇒

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引き上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

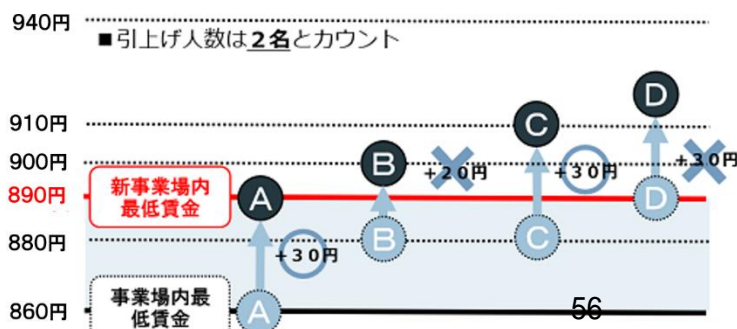
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金860円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率 【参考】徳島県の場合 855円～885円

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ⇒

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001151182.pdf>

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集(令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB]

PDF 生産性向上のヒント集(令和3月作成) [PDF形式: 9,625KB]

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手間が長くなるなどがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

導入前 **導入後**

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

生産性向上のヒント集

検索



業務改善 事例3

スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前 **導入後**

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

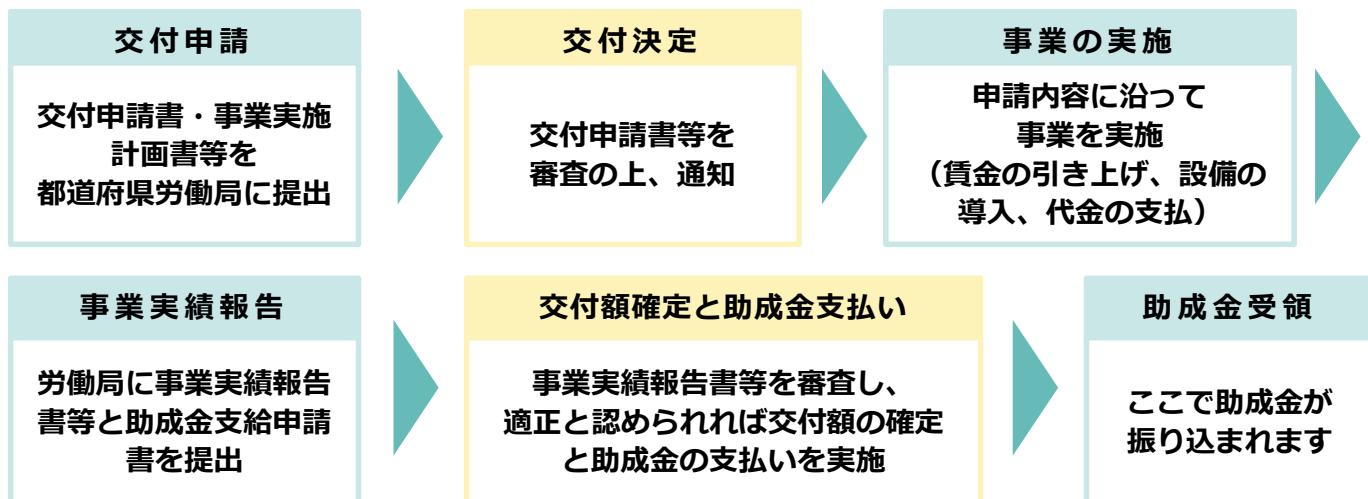
実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
電話番号：088-652-2718

厚生労働省 最低賃金

賃金引き上げ 特設ページ

賃金引き上げ 特設ページ

メニュー

MENU1

**賃金引き上げに向けた
取り組み事例**

賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取組内容、その状...

MENU2

**地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索**

賃金引き上げの参考となる平均的な賃金額を検索できるページです。都...

MENU3

**賃金引き上げに向けた
政府の支援情報**

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまと...

TOP

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索





問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





<p>⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>	<p>経営強化税制</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>(⑥と同じ)</p> 	
<p>⑧ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080</p>	<p>事業再構築補助金</p>	<p>検索</p>
<p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>		
<p>⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>	<p>ものづくり補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>		
<p>⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所 電話：03-6632-1502</p>	<p>持続化補助金</p>	<p>検索</p>
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>(商工会地区)</p> 	<p>(商工会議所地区)</p> 
<p>⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p>	<p>IT 導入補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>		
<p>⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p>	<p>検索</p>
<p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>		


3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		
⑭ パートナーシップ構築宣言 問い合わせ先：<「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について>（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688	パートナーシップ構築宣言	検索
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		
⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需基本方針	検索
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		
⑯ 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需ポータルサイト	検索
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795	セーフティネット貸付	検索
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		
⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 問い合わせ先：事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店	マル経融資	検索
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。		

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	建設事業主等に対する助成金	検索
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。		

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(2023.4)

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和5年4月
厚生労働省・中小企業庁

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和4年度においては、全国加重平均で31円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 4
(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 5
(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 6
(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	P 7
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』 ・ 固定資産税の特例措置	P 8
(2) 『経営の向上を図りたい』 ・ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)	P 9
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例(経営強化税制)	P 10
(3) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』 ・ 事業再構築補助金	P 11
(4) 『補助制度を知りたい』 ・ 生産性向上などを支援する補助金	P 12
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』 ・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 14
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』 ・ パートナーシップ構築宣言	P 14
(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』 ・ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	P 15
・ 官公需情報ポータルサイト	P 15

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 16
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 17
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 18
(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、 外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース）	P 19
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 20
(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 21
6. 相談窓口・各種ガイドライン	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・よろず支援拠点	P 22
・下請かけこみ寺	P 22
・働き方改革推進支援センター	P 23
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 24

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

【助成率】

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

※一部の特例事業者は、一定の要件を満たす乗用自動車やPC、関連する経費なども対象。（詳細はウェブサイト参照）

【助成上限額】

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または業務改善助成金コールセンター、働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。



業務改善助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(6)までのいずれかを実施した事業主

- (1) 正社員化コース (2) 障害者正社員化コース
- (3) 賃金規定等改定コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 賞与・退職金制度導入コース (6) 短時間労働者労働時間延長コース

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

(1人当たり)

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※ 中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

※ 給与等支給額

全ての国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※ 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間:

平日9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業向け賃上げ促進税制

検索



1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上引き上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1.20%(貸付期間5年の場合)
※ 基準利率は、令和5年3月1日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業が生産性向上や賃上げに向けた取組を後押しするため、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。

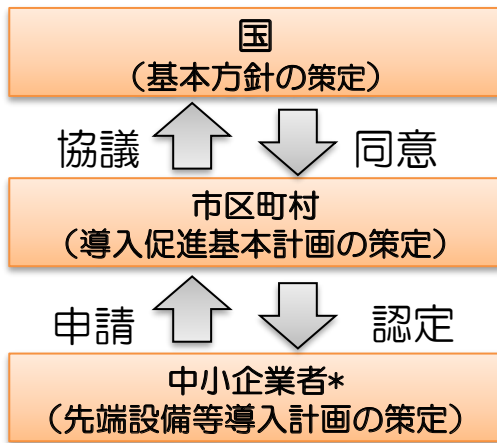
(適用期間：令和5年度～令和6年度)

新規取得設備の固定資産税が最大で5年間、1/3※に軽減されます

※ 賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合に、以下のとおり軽減されます。

- ・ 令和6年3月末までに取得した設備：5年間、3分の1に軽減
- ・ 令和7年3月末までに取得した設備：4年間、3分の1に軽減

※ 上記の賃上げ表明を行わない場合は、3年間、2分の1に軽減されます。



POINT!

- 1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象



認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、工業等の専門家等)

*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例措置を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

対象設備（固定資産税の特例措置）

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等（最低取得価額）】

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）

※年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備であることが要件です。

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。


【計画の認定を受けられる対象となる方】

特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）

	<ul style="list-style-type: none">・会社または個人事業主・医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）・社会福祉法人・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

【支援の流れ】

STEP 1

経営力向上計画を 策定	「経営力向上計画」とは 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。
経営革新等支援機関 などがサポート	本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。 詳しくはこちら 🔍 <input type="text" value="経営強化法"/> 🔍 <input type="button" value="検索"/>  計画策定にあたってはお近くの経営革新等支援機関にご相談ください。

STEP 2

担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等につとって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は電子申請または郵送で受け付けています。 詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。
-----------	--

STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)	新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。 ●中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。 対象設備：令和7年3月31日までに導入した対象設備 利用できる方、要件については、次ページ参照
金融支援	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話：03-3501-1957(平日9：30～12：00、13：00～17：00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。（適用期限：令和6年度末）

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限り、ただし、次の法人は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③ 前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・ 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・ 寄 宿舍等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 ・ 国内への投資であること ・ 中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上 の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） 器具備品（30万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備		建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産 回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引きJP 1-9」を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業）を確認してください。 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

※5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）

74



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』

事業再構築補助金

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

【必須申請要件】

以下の要件を満たす中小企業等の方

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等

【最低賃金枠と大規模賃金引上促進枠】

■最低賃金枠の要件

必須申請要件に加え、以下を満たすこと

- ①2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ②2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

■大規模賃金引上促進枠の要件

以下の要件をいずれも満たすこと

- ①成長枠又はグリーン成長枠に、同一公募回で申請すること
- ②成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、事業内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること
- ③成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、従業員数を年率平均1.5%以上（最低事業計画期間×1人の増員が必要）増員させること

【支援内容】

【最低賃金枠】

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小：1/2 中堅：1/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【大規模賃金引上促進枠】

従業員規模	補助金額	補助率
—	3,000万円	中小：1/2 中堅：1/3

【お問合せ先】

<事業再構築補助金事務局コールセンター>
受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）
電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088



事業再構築補助金

検索

75 <IP電話用> 03-4216-4080

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業の生産性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。
また、インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します。

※以下の事業は令和5年1月現在公募中のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

また、業況が厳しい事業者に対しては、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を設置し、補助率を2/3に引き上げて支援します。

申請枠	補助額上限額	補助率
通常枠	750～1,250万円 ※従業員規模により異なる	1/2 小規模・再生事業者は2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※)		2/3

(※) 前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であること、常時使用する従業員がいること、補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成することが必要。

加えて、大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数に応じて各種申請枠（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）の補助上限額を引き上げます。

従業員数	上乗せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

■ 必須基本要件：

- (1) 事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加
- (2) 給与支給総額を年率平均1.5%増加
- (3) 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準

■ 上記の必須基本要件に加えた大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例に係る追加要件

- (1) 必須基本要件の年率平均1.5%以上増加に加え、更に年率平均4.5%以上（合計で年率平均6%以上）増加
- (2) 事業場内最低賃金を毎年、年額+45円以上増額

■ 公募期間：第14次公募回 令和5年1月11日（水）～令和5年4月19日（水）
（令和4年度～令和6年度にかけて、複数回の公募を実施予定）

【お問合せ先】

ものづくり補助金総合サイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>
ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

2. 生産性向上に関する支援

(4) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

12次締切：令和5年6月1日（木）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会地区事務局 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

商工会議所地区事務局 <https://r3.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6632-1502

【サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：令和5年3月28日（火）より申請受付開始。

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

【事業承継・引継ぎ補助金】

事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。また、「経営革新事業」にて中小企業の積極的な賃上げを促進するため、そうした事業者の補助上限額を200万円上げます。

公募期間：複数回の公募を実施予定

<5次公募>

経営革新/廃業・再チャレンジ：令和5年3月20日（月）～令和5年5月12日（金）（予定）

専門家活用：令和5年3月30日（木）～令和5年5月12日（金）（予定）

<お問い合わせ先>

事業承継・引継ぎ補助金事務局HP：<https://ish.go.jp/r4h/>

事業承継・引継ぎ補助金事務局（経営革新）：050-3615-9053

（専門家活用/廃業・再チャレンジ）：050-3615-9043

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組、健康経営に関する取組等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができます**。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について
「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

7 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需情報ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しており、以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。

<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669

79



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.2%、国民生活事業 1.95%

※ 実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



セーフティネット貸付

検索

4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和5年3月1日現在 1.30%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ②作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
 - ③建設キャリアアップシステム等普及促進コース(建設事業主団体に限る)
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日 (8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 9,350<10,110>円/日 (7,600<8,360>円/日)

- 注1:賃金要件・資格等手当要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。
賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の助成については、1年以内に賃金要件または資格等手当要件を達成した場合にのみ支給されます。
- 注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。
- 注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

82

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、
外国人労働者就労環境整備助成コース、テレワークコース)

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

【対象となる方】

- (1) 介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主
- (2) 構成員である中小企業者に対して、労働環境の向上を図るための事業を行う事業主団体
- (3) 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置を導入・実施し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
- (4) 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

【支援内容】

1. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%（賃金要件を満たした場合は35%（上限150万円））を助成。

2. 中小企業団体助成コース

事業主団体が、構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額は、団体の規模に応じて600～1,000万円）

3. 外国人労働者就労環境整備助成コース

事業主が、就労環境整備計画に基づく取組を導入・実施し、離職率目標を達成した場合、支給対象経費の1/2（上限57万円）（賃金要件を満たした場合は2/3（上限72万円））を助成。

4. テレワークコース

中小企業事業主がテレワークを可能とする取組を実施した場合、機器等導入助成として支給対象経費の30%※、離職率目標、テレワーク実績基準を満たした場合、目標達成助成として支給対象経費の20%※（賃金要件を満たした場合は35%）を助成。

※上限額は100万円、または20万円×対象労働者数のいずれか低い方の金額

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※2 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

84

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(4) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外						
		通常分			訓練修了後に賃金を増額した場合※1			
		OFF-JT		OJT	OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化:70%	760(380)円 /時・人	-	正規雇用:60(45)% 非正規雇用:75% 正社員化:100%	960(480)円 /時・人	-	
	認定実習併用職業訓練※2 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	45(30)%		20(11)万円/人	60(45)%		25(14)万円/人	
	有期実習型訓練※3 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60% 正社員化:70%		10(9)万円/人	75% 正社員化:100%		13(12)万円/人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円※4	-	-	36万円※4	-	-	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※6	-※6	-※6
		成長分野	75%	960円/時・人※5	-	-※6	-※6	-※6
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円 /時・人	20(11)万円/人	75(60)%	960(480)円 /時・人	25(14)万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	-	-	75(60)%	-	-	
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-	60%	-	-	
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度 及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円※4	6,000円/日・人※7	-	24万円※4	7,200円/日・人※7	-
短時間勤務等		20万円※4	-	-	24万円※4	-	-	
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円 /時・人	-	-※6	-※6	-※6	

- ※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。
- ※2 正規雇用労働者及び非正規雇用労働者を対象とした、企業の中核人材を育てるための訓練。
- ※3 非正規雇用労働者を対象とした、正社員化を目指して実施する訓練。
- ※4 制度を導入し、労働者に適用した場合に助成（制度導入助成）。
- ※5 国内大学院を利用して訓練を実施した場合のみ対象。
- ※6 「人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練）」及び「事業展開等リスクリング支援コース」については、訓練修了後に賃金を増額した場合の要件は設定せず、あらかじめ高率助成に設定。
- ※7 有給による休暇を取得した場合に対象。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

①売上拡大のための解決策の提案

新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等

②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援

③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介

※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名程度配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



よろず支援拠点

検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48か所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

中小企業・小規模事業者からの取引に関する相談について、相談員によるアドバイス、企業間取引や下請代金法に詳しい弁護士への相談を無料で実施しています。また、紛争当事者間の和解の調停を行う裁判外紛争解決手続き（ADR）についても、無料で実施しています。

【お問合せ先】

（公財）全国中小企業振興機関協会
各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618



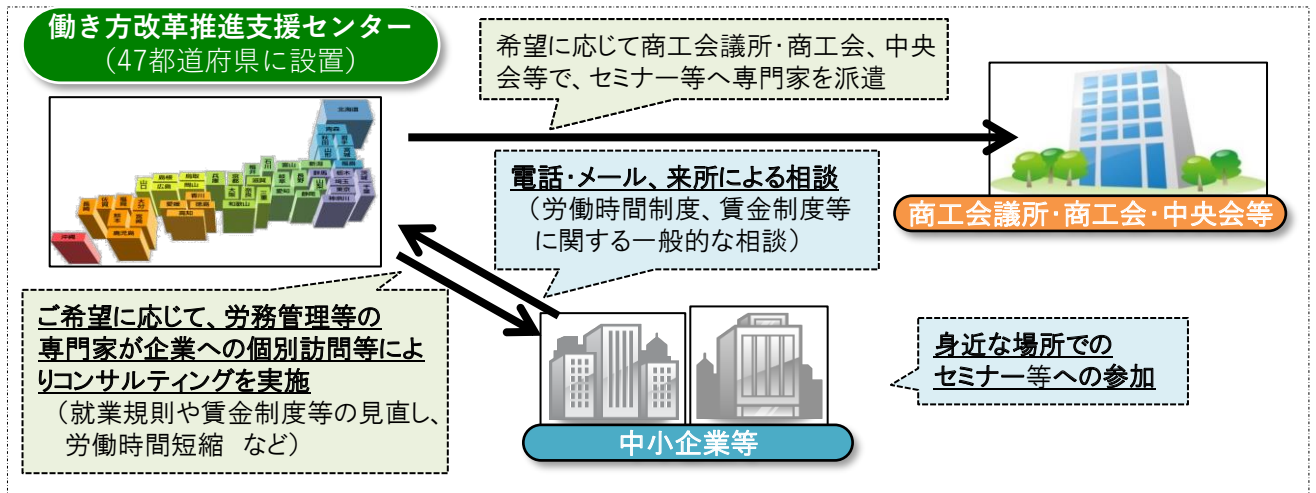
下請かけこみ寺

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』 働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談と企業への訪問相談を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター



働き方改革特設サイト

検索



6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おおすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、法人インフォメーション等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。

The screenshot displays the Mirasapo Plus website interface. At the top, there is a navigation bar with the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) logo and the site name 'ミラサポplus'. Below this, there are search filters for '個人事業者・フリーランス' (Individual Business/ Freelance), '小規模事業者' (Small Business), and '中小企業' (Small and Medium Enterprise). A search form is visible with fields for '事業ステータス' (Business Status), '地域' (Region), '業種' (Industry), '所属' (Affiliation), and '支援制度の種類' (Type of Support System). A search button labeled 'この条件で検索' (Search with these conditions) is present. The main content area features several promotional tiles: '10年先の会社を考えよう 経営戦略マップ' (Think about your company 10 years ahead. Business Strategy Map), '人気の補助金・給付金を確認しよう' (Check out popular subsidies and benefits), '支援施策の情報発信' (Dissemination of support measures information), '電子申請サポート機能' (Electronic application support function), and '経営診断・現状分析ツール' (Business diagnosis and current situation analysis tool). A large yellow circle highlights the search form with the text '探しやすいインターフェース' (Easy-to-use interface). At the bottom, there is a search bar with the text 'ミラサポplus' and a search button labeled '検索' (Search). A QR code is located in the bottom right corner.

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ 労働生産性向上訓練
- ・ 若年人材育成訓練
- ・ 熟練技能育成・承継訓練
- ・ 認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・ ①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・ 一般職業訓練
- ・ 有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・ 人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるための**OFF-JTを10時間以上**行った場合に助成

・ 認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施する**OJTとOFF-JTを組み合わせ**た訓練を行った場合に助成

・ 有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施する**OJTとOFF-JTを組み合わせ**た訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、**雇用形態を問わず**訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は**10時間以上**に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX (※) に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加**しました。
(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX : <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更 (各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する**方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和5年度より「生産性要件」は廃止され 「賃金要件」及び「資格等手当要件」を新設します

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行います。「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、**訓練経費についてはプラス15%等の加算分を追加で受給**することができます。

賃金要件

毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）について、**訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること**。なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

資格等手当要件

資格等手当（毎月決まって支払われる手当）の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、**訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること**。なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していること。

支給申請期限

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に、割増助成分を別途申請。

- ※ 加算の対象となるコースや加算率（額）については、各コースのパンフレットをご覧ください。
- ※ 制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度）における賃金要件及び資格等手当要件は、上記に記載の要件と異なりますので、詳細版パンフレットでご確認ください。
- ※ 毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手当を引き下げる場合等は加算の対象となりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金

検索



徳島地方最低賃金審議会運営規程

平成8年4月1日改正
平成10年4月1日改正
平成12年4月1日改正
平成13年4月1日改正
令和4年6月13日改正
令和5年6月15日改正

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、徳島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又

は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前三項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を徳島労働局長に提出するものとする。

(小委員会等)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日) この規程は、昭和34年7月24日より施行する。

徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、徳島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により、徳島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非

公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、徳島地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(議事、運営)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和42年6月10日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月3日より施行する。

徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づく徳島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、この規程の定めるところによる。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、徳島県の最低賃金及び最低工賃の今後のあり方に関する検討審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員である公益代表委員2名、労働者代表委員2名及び使用者代表委員2名をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員の中から選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

2 委員は、委員長に会議の開催を請求することができる。

3 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

4 委員長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、徳島労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(議事の記録)

第7条 会議の議事については議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすお

それがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、徳島地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月28日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年6月13日より施行する。

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月17日(木)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月18日(金)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月21日(月)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		8月23日(水)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		8月24日(木)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		8月25日(金)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		8月28日(月)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		8月30日(水)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		8月31日(木)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月1日(金)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月4日(月)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月6日(水)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月7日(木)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月8日(金)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月11日(月)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月13日(水)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月14日(木)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月15日(金)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月19日(火)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月20日(水)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		9月21日(木)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		9月22日(金)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		9月25日(月)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		9月26日(火)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		9月27日(水)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		9月28日(木)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		9月29日(金)		10月11日(水)		11月10日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		11月21日(火)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		11月22日(水)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		11月27日(月)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		11月28日(火)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月1日(金)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月4日(月)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月5日(火)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月6日(水)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月8日(金)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月11日(月)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月12日(火)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月13日(水)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月15日(金)		12月26日(火)		1月25日(木)